

平成 27 事業年度

業 務 実 績 評 価 書

(独立行政法人労働者健康福祉機構)

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書様式

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度 (第 3 期)
	中期目標期間	平成 26～30 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	労働基準局	担当課、責任者	計画課 課長 富田 望
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 玉川 淳
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。				
	B				
評価に至った理由					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
研究所の業務との一体的実施	B○					1-1	指標設定 困難
すべての業務に共通して取り組むべき事項	B					1-2	指標設定 困難
労災疾病等に係る研究開発の推進等	B○					1-3	
勤労者医療の中核的役割の推進	B○					1-4	
円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等	B○					1-5	
地域の中核的医療機関としての役割の推進	A					1-6	
産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進	B○					1-7	
優秀な人材の確保、育成	B					1-8	
未払賃金の立替払業務の着実な実施	A○					1-9	
納骨堂の運営業務	B					1-10	
/							

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B					2-1	
/							
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	C					3-1	
/							
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	C					4-1	指標設定 困難
/							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	研究所の業務との一体的実施		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議独立行政法人改革等に関する分科会） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定、平成 27 年 4 月 24 日成立、平成 27 年 5 月 7 日公布） 独立行政法人にかかる改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成 27 年 4 月 23 日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号 労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 業務方法書第 4 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」・難易度：「高」 統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジ的な取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	—	—			
								決算額（千円）	—	—			
								経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス 実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数（人）	—	—			

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>I 研究所の業務との一体的実施</p> <p>機構の業務と密接に関連する研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施</p> <p>独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の業務と密接に関連する独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方について検討する。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施</p> <p>平成28年4月の独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）との統合に向けて、研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究及び労災病院の労災疾病等に係る臨床研究に加え、国が委託事業として実施している化学物質の有害性調査（日本バイオアッセイ研究センター事業）を統合法人が一体的に実施することによる効果を最大限に発揮できる体制を構</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○研究所と機構の研究機能の一体化による効果を最大限に発揮できる体制を構築するとの観点から、組織・業務の在り方が検討されているか。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>I 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務との一体的実施</p> <p>労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）と労働安全衛生総合研究所との統合に関しては、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たっては、管理部門等の組織の効率化に努めるとともに、労働者の健康をめぐる諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう有効な措置を講ずること。」（4月23日参議院厚生労働委員会付帯決議）を踏まえ、統合による相乗効果を最大限発揮できるよう、機構、労働安全衛生総合研究所、中央労働災害防止協会（日本バイオアッセイ研究センターの当時の運営主体）及び厚生労働省が一体となって、研究、組織・人員、予算・設備等多岐にわたる課題の検討を行った。</p> <p>旧労働安全衛生総合研究所、旧労働者健康福祉機構及び日本バイオアッセイ研究センターは、設立から今日に至るまでの歴史や労働環境が異なっており、また、労働安全衛生総合研究所（2施設）は専従の研究者を配置している一方、労災病院（32病院）、吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターは医師等が臨床を行いつつ研究を実施しているなど研究の実施体制も大きく異なっているため、厚生労働省の両法人の所管部署、法人間で相互の理解、現状の共有をすること自体に多大な労力を要した。その中でワーキンググループ（36回）や研究者の打合せ（10回）のほか、頻回にメールで打合せを行うなど精力的に検討を重ね、以下の体制等を整備することにより新法人の発足につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合効果を発揮する研究・試験等が機動的かつ能動的に実施できるよう組織体制の見直しを行い、総合的な企画調整等を行う部門として、新たに「研究試験企画調整部」を設置することとした。 ・研究の基盤や背景が異なる基礎研究者と臨床研究者との間で十分に活発な意見交換や意思疎通による交流を図るための協議会を設置することとした。 ・労災病院で長年蓄積している病職歴データベース（労働者の職歴と疾患に関する調査データ）について、臨床研究だけでなく、基礎・応用研究にも有効活用するため、新規項目を追加す 	<p>評価：A</p> <p>以下のとおり、年度計画の定めるところにより、労働災害防止に係る基礎・応用研究及び労災病院の労災疾病に係る臨床研究に加え、日本バイオアッセイ研究センター事業を一体的に実施することによる効果を最大限に発揮できる体制の構築に取り組んだ。両法人がそれぞれ有する基礎・応用研究機能と臨床研究機能との一体化については、統合等に当たり改正された第3期中期目標にも示されているように、組織の成り立ちや研究の実施体制等の異なる法人間での基礎・応用研究機能と臨床研究機能との一体化という国内では初めてのチャレンジな取組であり、体制の構築において、関係機関での相互の理解、</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討すること。</p>	<p>その際、成果の効果的・効率的な普及についても検討する。</p>	<p>築する。</p>		<p>る等の見直しを図った。</p> <p>また、労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究として、以下の5分野に取り組むこととした。</p> <p>なお、従来から行っている「労働者の健康・安全に係る重点的な研究」、「労災疾病等に係る研究開発」については、法人統合後も後退することがないように取り組むこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 過労死等関連疾患（過重労働） 過労死等の危険因子（労働要因、生活要因、健康状態等）やそれと過労死等をもたらす疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に資する研究を行う。 ② 石綿関連疾患（アスベスト） 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研究を行う。 ③ 精神障害（メンタルヘルス） 職場復帰のプロセス等に関する調査研究を実施し、メンタルヘルス不調の予防のための方策及び精神障害に罹患した労働者の職場復帰を促進する要因を検討する。 ④ せき損等（職業性外傷） せき損等の職業性外傷の疾病研究等を踏まえ、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策の検討を行う。 ⑤ 産業中毒等（化学物質ばく露） 産業中毒等化学物質ばく露の原因究明や対応策の検討を行う。 <p><平成 26 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p><今後の課題></p> <p>平成 28 年 4 月に、統合による効果を最大限発揮できる体制として、研究所と労災病院がそれぞれ行う研究・試験全体の企画、実施等の調整を行う機能を有するための部門を設置することが課題である。</p> <p><反映状況></p> <p>機構と労働安全衛生総合研究所の統合に関しては、統合による効果を最大限発揮できる体制として、本部に研究試験企画調整部を設置し、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できる体制を構築することとした。</p>	<p>現状の共有、検討等に多大な労力を必要とする難易度が高いものであることから、評定を一段階引き上げて自己評定を「A」とした。</p> <p>（1）統合による管理部門の集約による合理化を考慮しつつ研究試験企画調整部の設置等新法人が実施する研究・試験等を推進していく体制を構築した。</p> <p>（2）統合効果を最大限発揮できる研究として5分野に取り組むこととし、分野ごとに研究内容、研究の手法等について検討を重ね研究体制を構築した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--------------------------------------	------------------------------------	-------------	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	すべての業務に共通して取り組むべき事項		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	—	—			
								決算額（千円）	—	—			
								経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス 実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数（人）	—	—			

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>Ⅱ すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>Ⅱ すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>(1) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者による業績評価委員会を年2回開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p>	<p>Ⅱ すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。</p> <p>また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会により業績評価が実施されているか。</p> <p>○業績評価の結果、業務実績を公開し、国民等からの意見・評価を求めるとともに、これらが事業運営に反映され、業務改善の取組を適切に講じているか。</p>	<p>Ⅱ すべての業務に共通して取り組むべき事項</p> <p>ア 内部業績評価実施要領に基づき、全ての事業（6事業）、施設（90施設）においてバランス・スコアカード（以下、「BSC」という。）を用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から平成27年度の目標設定後、平成26年度決算期及び平成27年度上半期の内部業績評価を実施し、PDCAサイクルによる業務改善を図った。また、目標と実績に乖離がある事項に関して原因分析を行い、次期のBSCに反映させ更なる業務改善を促した。</p> <p>イ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、「新任管理職研修」、「中堅事務職員研修」においてBSCの運用方法等についての講義を行った。</p> <p>2 業績評価委員会の実施と評価結果等の公表</p> <p>学識経験者4名、経営者団体代表者2名、労働者団体代表者2名からなる「業績評価委員会」を6月と12月に開催し、外部有識者の意見を業務運営に反映させた。</p> <p>【第1回業績評価委員会】（平成27年6月16日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の業務実績について <p>【第2回業績評価委員会】（平成27年12月25日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣による平成26年度業務実績評価について ・平成27年度上半期業務実績について ・独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合について ・第1回業績評価委員会における提言、意見への対応状況について <p>業績評価委員会における主な意見を踏まえ、平成27年度は以下の点について業務の改善等を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの継続的な取組については、障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>(1) 内部業績評価の実施</p> <p>全ての事業及び施設でBSCを用いた内部業績評価を実施。</p> <p>(2) 業績評価委員会の実施</p> <p>外部有識者からなる業績評価委員会を6月及び12月に実施。</p> <p>(3) 事業実績の公表</p> <p>事業実績はホームページの「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に掲載。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

	<p>(2) 事業実績の公表等</p> <p>毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>		<p>止策として平成 26 年度に改正した事項を、規程等に則した具体的な取組により、遵守、徹底しているが、この取組を継続的なものとするため、本部等で行われる各種会議や集合研修等で引き続き周知を図るとともに、毎年 6 月第 2 週をコンプライアンス強化週間と定めて、全施設において毎年度計画的にコンプライアンスに関連する研修会や講演会等を行い、全職員のコンプライアンス意識の充実と向上を図る仕組みの一つとしている（法令の遵守については、項目別評定調書 No. 4-1 にて詳述する。）。</p> <p>・ 労災病院ならではの臨床評価指標については、本部に設けられた医療の質の評価等に関する検討委員会において、① 労災病院特有のものとして加えるべき項目、② 既存の指標の見直し、③ 労災病院特有のもの以外で新たに加える項目、④ その他の意見と 4 つの項目について検討を開始し、平成 28 年度中には総合的な結論を出すこととした。</p> <p>「業績評価委員会」における業績評価の結果及び評価の際に指摘された事項の改善策については、ホームページで公表した。</p> <p>3 事業実績の公表</p> <p>各事業の業務実績はホームページで公表するとともに、当該サイト内に「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設け、国民等から広く意見を聴取する窓口を設けている。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	労災疾病等に係る研究開発の推進等		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号） 独立行政法人労働者健康福祉機構法案に対する附帯決議（平成14年12月5日参議院厚生労働委員会） 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定） アスベスト問題への当面の対応（平成17年9月29日再改訂アスベスト問題に関する関係閣僚による会合） アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 （独）労働者健康福祉機構法案に対する附帯決議（平成14年12月）において、「労災疾病の研究機能を有する中核病院を中心に具体的な再編計画を機構の設立までに策定し、労災疾病を政策的に取り扱う病院による勤労者医療のネットワーク化を図ること」とされている。 労災病院グループにおいては、臨床データの蓄積や、病歴データの集積やそれらの基礎データ等を活用した研究を実施しているが、これは全国の労災病院のネットワークのスケールメリットを活かしたものであり、アスベスト、過労死を始めとする疾病の研究、その他の職業性疾患に着目した研究を進めることは、労災疾患の早期治療、早期認定等、国の進める労災補償政策にとって重要なものであるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
② 要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ホームページのアクセス件数（計画値）	中期目標期間の最終年度において、20万件以上得る	—	—	120,000件	—	—	200,000件	予算額（千円）	—	—			
ホームページのアクセス件数（実績値）	—	—	—	603,104件	—	—	—	決算額（千円）	—	—			
達成度	—	—	—	502.6%	—	—	—	経常費用（千円）	—	—			
学会発表（国外）（計画値）	中期目標期間中に、1テーマ当たり国外7件以上の発表	—	—	—	—	—	—	経常利益（千円）	—	—			
学会発表（国外）（実績値）	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
達成度	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	—	—			
学会発表（国内）	中期目標期間中に、1テーマ当	—	—	—	—	—	—						

(計画値)	り国内 45 件以上の発表																			
学会発表 (国内) (実績値)	—	—	—	—	—	—	—													
達成度	—	—	—	—	—	—	—													
予防法・指導法の開発件数 (計画値)	中期目標期間中に、45 件の開発	—	—	9 件	—	—	—													
予防法・指導法の開発件数 (実績値)	—	—	—	9 件	—	—	—													
達成度	—	—	—	100.0%	—	—	—													

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>Ⅲ 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>第2期中期目標において取り上げた13分野の課題については、労働災害の発生状況や行政のニーズを踏まえ、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、時宜に応じた研究に取り組むために、以下に掲げる研究分野に再編することとし、当該分野についての研究を行うこと。</p>	<p>Ⅲ 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3分野については、次のとおり取り組む。</p>	<p>Ⅲ 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>平成26年度に開始した労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、研究代表者会議を開催して、研究開発、普及に有用な手法等の検討を行う。</p> <p>また、業績評価委員会医学研究評価部会において承認された以下の3分野9テーマについて研究計画書に沿って研究を遂行するとともに、研究計画の変更が発生した場合には、再度、業績評価委員会医学研究評</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上(※)得る。</p> <p>(※：平成16年度から平成24年度までの実績(平均)217,670件)</p> <p>○中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、労災・疾病等研究・開発テーマに関し、1テーマ当たり国外7件以上(※1)、国内45件以上(※2)の学会発表を行う。</p>	<p>Ⅲ 労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰の業務として取り組むべき事項</p> <p>1 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期計画に定めた3分野9テーマに係る研究開発の推進を着実に実施するため次のとおり取り組んだ。</p> <p>・3分野研究の推進</p> <p>平成27年5月29日に研究代表者会議を開催し、研究代表者に対して研究を遂行する上で有用な情報を提供するとともに、第3期中期目標、中期計画及び平成27年度計画に基づく留意点等を説明し、本部特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを交えて、研究代表者が研究を行う上での問題点について検討を行った。</p> <p>また、研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性及び変更等について、平成28年2月22日及び23日に業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による中間評価を行った。</p> <p>なお、各研究テーマにおいて積極的に研究者会議を開催し、研究の進捗報告や解析方法等について検討を行うとともに、症例収集を進めた。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>(1) 労災疾病等に係る研究開発の推進等</p> <p>・研究代表者会議を開催し、研究代表者に対して研究を遂行する上で有用な情報を提供するとともに、第3期中期目標、中期計画及び平成27年度計画に基づく留意点等を説明し、本部特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを交えて、研究代表者が研究を行う上での問題点について検討を行った。</p> <p>・研究代表者会議において、外部の疫学・統計・公衆衛生の専門家である本部研究コーディネーターを講師として招き、研究成果を</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>① 労災疾病等の原因と診断・治療</p> <p>② 労働者の健康支援</p>	<p>① 労災疾病等の原因と診断・治療</p> <p>被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、労災疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p> <p>② 労働者の健康支援</p> <p>就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p>	<p>評価部会等での評価を受ける。</p> <p>① 労災疾病等の原因と診断・治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛 ・運動器外傷機能再建 <p>② 労働者の健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病 	<p>(※1：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均)1.4件×5年間)</p> <p>(※2：平成16年度から平成24年度までの1テーマ当たり実績(平均)8.6件×5年間)</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○中期目標期間の1年目においては、研究支援体制の整備(大学教授等の外部有識者である疫学・統計・公衆衛生の専門家を本部研究コーディネーターとして招聘等)に取り組んでいるか。また、病職歴データベースの整備・活用等に取り組んでいるか。</p> <p>○「国の研究開発評価に関する</p>	<p>① 労災疾病等の原因と診断・治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛 「社会福祉施設の介護職員における腰痛の実態調査、画像診断と予防対策」 ○ 介護職員133人のデータを収集し、介護職の腰痛有病率、頻度、程度などの実態把握や画像検査を実施した。 ○ 研究において得られた知見について、アメリカミネアポリスで開催されたSRS2015(第51回国際側弯症学会)等の国際学会において発表した。 ○ 今後は、目標症例数(300件)を早期に達成し、第2期研究において収集した健常者データとの比較検討により、介護職の腰痛予防対策の開発を目指すこととしている。 ○ 学会発表 国内28件、国外3件 ○ 講演会等 7件 <ul style="list-style-type: none"> ・運動器外傷機能再建 「運動器外傷診療の集約化による治療成績向上と早期社会復帰を目指した探索的研究」 ○ インターネット回線を用いたクラウド上で、研究者間の情報共有を可能とし秘匿化した情報を逐次登録できるアプリケーションソフト「Rodeo Study」を開発し、217件の症例登録を行った。 ○ 今後は、早期に目標症例数(1,000症例)を達成し、我が国における運動器外傷診療の把握、治療成績に影響する要因の解明を進め、よりよい運動器外傷診療体制への提言に努める。 ○ 学会発表 国内1件 ○ 論文発表 和文1件 ○ メディア等への掲載 1件 <p>② 労働者の健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病 「労働者の健康を支援する生活習慣病の研究・開発、普及」 ○ 日本人の勤労者ならびに一般住民における新たな心血管リスクの解明と予防に関する亘理町コホート研究について、日本人の一般住民において、低HDL血症は脳、心臓疾患、特に脳卒中の強力な予測因子であることが示された。 ○ 職場高血圧に関する調査研究について、労災病院のスケールメリットを活かして全国29の労災病院が参加し、症例数確保を進めた。これまでの予備的解析では、収縮期血圧と心拍数の積で計算される心仕事量は、休日明けの月曜日に高まっている傾向がうかがわれた。今後は、対照群として正常血圧者の症例数の確保を図り、高血圧患者との比較検討を行っていくこととしている。 ○ 心血管疾患の基礎疾患である生活習慣病症例において、SDS(うつ性自己評価尺度)で評価した抑うつ状態は、JCQ(職業性ストレス調査票)で評価した仕事要求度と正の相関を、また仕事裁量権と負の相関を示した。 一方、冠動脈性心疾患及び脳卒中を予測する新たな酸化ストレスマーカーであるLOX-IndexはSDSと有意な相関を認めなかった。したがって、LOX-IndexとSDSを層別化することにより、各症例のリスク評価に有効であると考えられた。 ○ 学会発表 国内42件、国外8件 ○ 論文発表 和文19件、英文11件 	<p>まとめる際のポイントについて助言・指導を行った。また、引き続き本部研究コーディネーターが各研究テーマにおいて研究協力者として参画するなど、研究代表者に対してサポートを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究テーマごとに研究計画の達成度、妥当性等について、業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、外部委員等による中間評価を受けた。 ・労災疾病等医学研究成果等の最新情報について、労災疾病等医学研究普及サイトに随時掲載し、アクセス件数は平成27年度において603,104件となった。 ・厚生労働省から木材粉じんによるがんに関する病職歴データ提供依頼に対して、病職歴データベースから抽出した昭和59年以降の主病因が鼻
---	--	--	--	--	---

<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ・外傷性高次脳機能障害</p>	<p>大綱的指針」(平成24年12月6日閣議決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させているか。</p>	<p>○ 講演会等 23件</p> <p>・睡眠時無呼吸症候群 「睡眠時無呼吸症候群の診断と治療に関する研究」 ○ 質問票記入やパルスオキシメーターを使用する1次スクリーニングについては、目標症例数である1,000件を上回る1,238件の症例を収集した。 ○ 今後は、1次スクリーニングで異常となった被験者をPSGに誘導し、SASの有病率、生活習慣病(高血圧、糖尿病等)の罹患率、血圧の程度と無呼吸重症度の相関を明らかにしていく。また、CPAP療法の維持、アドヒアランスを高める方法及び患者教育方法等を検討することとしている。 ○ 学会発表 国内3件 ○ 講演会等 2件</p> <p>・作業関連疾患 「手根管症候群患者と作業内容(種類や期間など)との関連に関する研究」 ○ 症例収集を開始するに当たって、手根管症候群に関する一般的な所見だけでなく、現症に加え職歴についての記入を求める「手根管症候群調査票」を独自に作製した。 ○ 116手96例の症例収集を実施し、術後のADL及び神経学的検査結果は優位な改善を示した。 ○ 学会発表 国内7件 ○ 論文発表 和文4件 ○ メディア等への掲載 2件</p> <p>・就労支援と性差 「就労支援と性差の研究・開発、普及」 ○ 第2期から継続している内分泌環境からみた女性労働者の健康管理研究について、唾液中コルチゾール濃度の変化を調査したところ、コルチゾール濃度には年齢による差が存在し、勤務による影響だけでなく年齢によって異なる可能性を観察した。 ○ 公的機関の女性勤務者50名に対してストレス・疲労を客観的に把握する指標とした加速度脈波及び血液検査(d-ROM、BAP)を用いて自記入式質問紙調査と比較した。疲労の自覚症状と加速度脈波との有意な相関は見出せなかったが、自覚的には疲労感が無いにもかかわらず加速度脈波が異常となるケースがあり、必ずしも自覚症状とストレス・疲労の状態が相関しない可能性が示された。 ○ 同様に、交代勤務を行っている看護師24名(男性12名、女性12名)について、年代・勤務時間をマッチさせて加速度脈波及び血液検査(d-ROM、BAP)を用いて自記入式質問紙調査をしたところ、三交代勤務で日勤帯にのみ男女間に差が見られた。 ○ 学会発表 国内7件 ○ 講演会等 5件 ○ メディア等への掲載 2件</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>・外傷性高次脳機能障害 「従来の画像検査では検出できない高次脳機能障害の病態解明とその労災認定基準に関する研究」 ○ 光トポグラフィー検査については、正常者群30症例、画像上異常を示さない高次脳機能障害群7症例、軽度だが明確な画像上異常を示す高次脳機能障害群2例の症例を収集した。 ○ 今後は、各群の光トポグラフィー検査及びreal time functional MRI検査を実施し両検査等</p>	<p>腔がん又は副鼻腔がんと診断された全ての症例(症例数886件)について、年齢、性別、職業や喫煙歴等のデータを提供した。</p> <p>・平成26年度から開始した予防法・指導法の開発のための調査研究のうち、「交代勤務者及び深夜業務におけるコンビニメニューの選び方に関する指導法」、「内臓脂肪肥満群の生活習慣及び身体特性からの効果的な指導法」等、計9件の予防法・指導法の開発を行った。</p> <p><課題と対応> -</p>	
------------------------------	--	--	--	--	---	--

<p>また、勤労者に対する過労死予防等の対策が効率的・効果的に推進されるよう、相談・指導の事例を集積すること等により予防法・指導法の開発、普及について検討を行</p>	<p>(2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進 過労死予防対策等の指導の実践により、指導事例等を集積し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター（仮称。以下同じ。）等を介し、事業場への普及</p>	<p>・じん肺 ・アスベスト</p> <p>(2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進 平成 26 年度から開始した調査研究のテーマに加えて、平成 27 年度から新たに開始するテーマにおいても指導を実践するとともに、事例の集積を行う。 また、予防法・</p>	<p>により評価することで異常が指摘できるかを明らかにしていく。 ○ 学会発表 国内 1 件</p> <p>・じん肺 「じん肺の研究・開発、普及」 ○ じん肺患者のANCA関連腎疾患の合併頻度調査について、目標症例数400件を大きく上回る668件の症例を集積した。 ○ 668名のじん肺患者において、MPO-ANCAは1.5%、PR3-ANCAは2.7%にみられ、血管炎の発症はみられなかった。今回のMPO-ANCA陽性の頻度と、高齢者の健常フランス人におけるP-ANCA (Clin Exp Rheumatol 15:603, 1997) 比率2.2%とポアソン分布による母比率検定を行ったところ、有意差はなかった。 ○ 今後はシリカ非ばく露群との検討が必要であるが、血管炎の発症はなく、非特異的な陽性である可能性もあると考えられた。 ○ 論文発表 和文 3 件、英文 1 件 ○ 講演会等 30件 ○ 行政対応 162件</p> <p>・アスベスト 「アスベスト関連疾患の研究・開発、普及」 ○ 石綿肺癌の診断において、肺内石綿小体数と繊維数に必ずしも相関はなく、石綿肺癌決定のためには、小体数と繊維数の両方の測定が必要となる可能性が示唆された。 ○ 石綿肺診断のためには、HRCT上の Subpleural curvilinear linesが石綿肺に有意に認められることから、この所見の重要性について広く知らせる必要があると考えられた。 ○ 胸水中のSLPIは、胸膜中皮腫において高値を呈したことから、本マーカーは、特に胸膜中皮腫と良性石綿胸水との鑑別に有用である可能性が考えられた。 ○ 学会発表 国内22件、国外 6 件 ○ 論文発表 和文 2 件、英文12件 ○ 講演会等 42件 ○ 行政対応 61件 ○ メディア等への掲載 3 件</p> <p>(2) 過労死等の予防法・指導法の調査研究の推進</p> <p>治療就労両立支援センターにおいて過労死等の予防法・指導法を開発するに当たり、平成26年度から開始した15テーマの調査研究に加えて、平成27年度からは「勤労者を対象とするストレス対処に着目した保健指導の有用性に関する研究」、「閉経期前後の勤労女性の生活習慣、身体特性及び不定愁訴から動脈壁の硬化を抑える指導法の検討」等、新たに9テーマの調査研究を開始し、予防法・指導法の開発のための情報収集を目的とした指導を実践するとともに、事例の集積に着手した。 その結果、平成26年度から開始した調査研究のうち、「交代勤務者及び深夜業務におけるコンビニメニューの選び方に関する指導法」、「内臓脂肪肥満群の生活習慣及び身体特性からの効果的な指導法」等、計9件の予防法・指導法の開発を行った。</p>			
---	--	---	---	--	--	--

<p>うこと。</p>	<p>啓発を行う。 また、予防法・指導法の開発については、45件行う。</p>	<p>指導法の開発については、9件行う。</p>			
<p>(2) 研究体制の見直し</p>	<p>(3) 研究体制の見直し ア 研究部門の充実</p>	<p>(3) 研究体制の見直し ア 研究体制の充実</p>		<p>(3) 研究体制の見直し ア 研究部門の充実</p>	
<p>研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等に取り組むこと。</p>	<p>総括研究ディレクターの補佐及び病院研究者への助言、指導等のサポートを行うため、専門分野のコーディネーターを確保する。</p> <p>また、研究者が所属する労災病院に研究データの収集等を行う補助者を確保するなど、医師等研究者の負担軽減を図る。</p>	<p>疫学・統計・公衆衛生の専門家であるコーディネーターを確保したことから、当該コーディネーターの指導、助言をもとに質の高い研究に取り組む。</p>		<p>本部研究コーディネーターである疫学・統計・公衆衛生などの専門家6名が、研究協力者として各研究テーマの分析、解析に参画した。</p> <p>また、平成27年5月29日に研究代表者会議を開催し、環境保健医学の本部研究コーディネーターを講師として、研究成果をまとめる際のポイントについて助言・指導を行った。</p> <p>なお、平成28年2月22日及び23日に開催した業績評価委員会医学研究評価部会に本部研究コーディネーターも参加し、研究代表者に対して疫学・統計・公衆衛生に係る専門的な助言を行った。</p>	
	<p>イ 病職歴データベースの整備・活用等 病職歴データベースについては、労災疾病等医学研究で活用を進めるとともに、行政課題、政策医療への活用等の観点も踏まえ、健</p>	<p>イ 病職歴データベースの整備・活用等 平成26年度に実施した病職歴調査疫学研究検討会の結果を踏まえ、労災疾病等研究への利活用や、研究所との統合を見据えた調</p>		<p>イ 病職歴データベースの整備・活用等</p> <p>平成27年3月に開催した病職歴調査疫学研究検討会の結果及び平成28年度からの独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合を踏まえ、平成28年度からの運用開始に向けて病職歴調査実施に伴う同意取得方法や調査項目について見直しを行った。</p> <p>また、平成27年10月16日に開催した「診療情報管理実務担当者打合せ」において上記の説明を行うとともに、研究者による病職歴データを活用した研究成果の講演、また精度向上を目的として「医学講座」及び「ICDコーディング勉強会」を実施した。</p> <p>なお、病職歴調査の目的、構成、研究成果（学会発表内容等）等について当機構ホームページ内に専用のページを作成し、広報に努めた。</p>	

<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例の集積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集することができるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p> <p>(3) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>労災病院グループ等のネットワークの活用により研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、学会で</p>	<p>診を通じた未病者のデータ収集を行う等の改善策について検討する。</p> <p>(4) 症例データ収集のための連携体制の構築</p> <p>労災疾病等に係る研究開発の推進を図るため、労災病院のみならず国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からも共同研究者等として研究への参画を勧奨することにより、幅広く症例データの収集ができるような連携体制の構築を図る。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p>	<p>査項目等を検討する。</p> <p>(4) 症例データ収集のための連携体制の構築</p> <p>国立病院や大学病院等の労災指定医療機関からの共同研究者を加えた研究テーマごとの研究者会議を開催し、症例データの収集方法等に関して検討を行う。</p> <p>(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のとおり取り組む。</p>		<p>さらに、木材粉じんのばく露と、鼻腔がん及び副鼻腔がんとの間に強い関連性が疑われることから、平成27年9月に厚生労働省から木材粉じんによるがんに関する病職歴データ提供依頼があり、病職歴データベースから抽出した昭和59年以降の主病因が鼻腔がん又は副鼻腔がんと診断された全ての症例（症例数 886 件）について、年齢、性別、職業や喫煙歴等のデータを提供した。</p> <p>平成27年度における病職歴データベースの活用は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文発表 7件 ・行政への報告 1件 <p>(4) 症例データ収集のための連携体制の構築</p> <p>第3期労災疾病等医学研究の研究協力者として、国立病院の医師1名、大学病院等の労災指定医療機関の医師26名の参画を得ており、幅広い症例データの収集に努めている。</p> <p>○ 研究者内訳（平成28年3月末現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>・労災病院医師</td> <td>98名</td> </tr> <tr> <td>・国立病院医師</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>・大学病院等の労災指定医療機関の医師</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td>・独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究者</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>(5) 研究成果の積極的な普及及び活用の推進</p> <p>開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用を促進するため、次のア～オのとおり取り組んだ。</p>	・労災病院医師	98名	・国立病院医師	1名	・大学病院等の労災指定医療機関の医師	26名	・独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究者	3名		
・労災病院医師	98名													
・国立病院医師	1名													
・大学病院等の労災指定医療機関の医師	26名													
・独立行政法人労働安全衛生総合研究所研究者	3名													

の発表、ホームページ上やマスメディアを通じて広く労災指定医療機関、産業保健関係者等に積極的に情報発信できる体制整備について検討を行うこと。

労災病院グループ等のネットワークの活用により研究開発された労災疾病等に係るモデル医療法・モデル予防法等の成果の普及・活用については、学会での発表、ホームページ上やマスメディアを通じて広く労災指定医療機関、産業保健関係者等に積極的に情報発信できる体制整備について検討を行うこと。

ア ホームページによる情報の発信

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を20万件以上得る。

イ 労災病院の医師等に対する教育研修

労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施

ア ホームページの作成

医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などのデータベースを掲載したホームページにおいて、アクセス件数を12万件以上得る。

イ 労災病院の医師等に対する教育研修の検討

労災病院等に係るモデル医療等を効率的かつ効果的に普及する観点から、研究

ア ホームページの作成

労災疾病等医学研究成果等の最新情報について、労災疾病等医学研究普及サイトに随時掲載し、アクセス件数は平成27年度において603,104件となった。

イ 労災病院の医師等に対する教育研修の検討

eラーニングの実施に向け、録画・録音機器を整備し、平成27年11月に開催した産業医向けじん肺研修における「じん肺の労災補償」に関する講義動画について、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載し情報発信や普及に努めた。

する。

ウ 労災疾病等研究成果の学会発表
 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、労災疾病等研究・開発テーマに関し、1テーマ当たり国外7件以上、国内45件以上の学会発表を行う。

エ 研修会等の開催
 労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

オ 研究計画、研究成果評価の実施
 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月

者の協力を得て教育研修の具体的手法を検討する。

ウ 労災疾病等研究成果の学会発表
 日本職業・災害医学会等国内外の関連学会において、労災疾病等研究テーマに関して研究成果の得られたものから順次学会発表を行う。

エ 研修会等の開催
 第2期中期目標期間に得られた研究成果について、労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災指定医療機関、産業保健関係者等に対する研修等を実施する。

オ 研究計画、研究成果評価の実施
 研究・開発計画の中間評価を行うため外部委員を含む業績評価

ウ 学会発表

平成27年度は、第3期労災疾病等医学研究成果について以下のとおり発表を行った。

① 学会発表：国内 111件、国外 17件
 ② 論文発表：和文 29件、英文 24件
 ③ 講演会等： 109件
 ④ メディア等への掲載： 8件

第3期労災疾病等医学研究については、前年度の平成26年度に開始したことからまだ研究途中ではあるが、平成27年11月22日及び23日に開催された第63回日本職業・災害医学会学術大会において、中間報告等11題の発表を行った。

また、「アスベスト」テーマにおいて、悪性胸膜中皮腫についての論文（「Prognostic significance of the lymphocyte-to-monocyte ratio in patients with malignant pleural mesothelioma.」）が「Lung Cancer」に掲載されるなど、研究成果の得られたものから順次発表を行った。

エ 研修会等の開催

労災病院と産業保健総合支援センターが協働し、労災疾病等医学研究で明らかになったメンタルヘルス不調者等健康障害を抱えた勤労者の職場復帰などをテーマに、平成27年度は計46回（受講者2,412名）の研修を実施するなど研究成果が産業保健活動の現場へ還元できるよう努めた。

【研修会の推移】

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
回数	20回	25回	32回	28回	46回
人数	—	1,749	1,740名	1,754名	2,412名

※平成23年度については集計していないため不明

オ 研究計画、研究成果評価の実施

平成28年2月22日及び23日に外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を機構本部において開催し、各テーマの研究計画の達成度、妥当性等について中間評価を受けた。一部については、研究計画を変更の上、研究を進めることとした。

	<p>6日以内閣総理大臣決定)を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を開催し、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映させる。</p>	<p>委員会医学研究評価部会を開催し、その評価結果を研究計画の改善に反映させる。</p>				
--	---	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	勤労者医療の中核的役割の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号） アスベスト問題への当面の対応（平成17年9月29日再改訂アスベスト問題に関する関係閣僚による会合） アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	（参考） 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
								予算額（千円）	-	-			
								決算額（千円）	-	-			
								経常費用（千円）	-	-			
								経常利益（千円）	-	-			
								行政サービス 実施コスト（千円）	-	-			
								従事人員数（人）	-	-			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「-」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																											
				業務実績		自己評価	評価	主務大臣による評価																																										
<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>勤労者医療の中核的役割の推進のために、以下のとおり着実に取り組むこと。</p> <p>ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>労災疾病に関する医療については、他の医療機関では症例がない等により対応が困難なことから、労災病院において、これまで蓄積された医学的知見を基に最新の研究成果を踏まえて、高度・専門的な医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>労災病院においては、次のような取組により、労災疾病に関して、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供するとともに、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、その質の向上を図る。</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>一般診療に対する労災病院の取組を広報するとともに、労災疾病に関しては、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的な医療を提供することで、早期の職場復帰、勤労者の疾病と職業生活の両立支援を図り、地域の産業医等との連携を強化する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>メディカルソーシャルワーカーの業務実績件数(相談件数)については、中期目標期間中に延べ725,000件以上、平成27年度においては、145,000件以上実施すること。</p> <p><評価の視点></p> <p>○一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供が行われたか。</p> <p>○臨床評価指標に基づき、医療の質に関する自己評価が行われたか。</p> <p>○社会復帰を促進するため、社</p>	<p>2 勤労者医療の中核的役割の推進</p> <p>(1) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供等</p> <p>ア 労災疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。</p> <p>・地域医療支援病院</p> <table border="1"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>22施設</td> <td>24施設</td> <td>25施設</td> <td>25施設</td> <td>25施設</td> </tr> </table> <p>・地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>11施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> <td>11施設</td> </tr> </table> <p>急性期医療への対応</p> <p>救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の強化、維持を図った。</p> <p>・救急医療に係る診療報酬の算定</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>救命救急入院料</td> <td>21床</td> <td>21床</td> <td>21床</td> <td>21床</td> <td>21床</td> </tr> <tr> <td>特定集中治療室管理料</td> <td>86床</td> <td>100床</td> <td>112床</td> <td>120床</td> <td>122床</td> </tr> <tr> <td>ハイケアユニット入院医療管理料</td> <td>24床</td> <td>39床</td> <td>41床</td> <td>63床</td> <td>69床</td> </tr> </table>	23年度	24年度			25年度	26年度	27年度	22施設	24施設	25施設	25施設	25施設	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	11施設	11施設	11施設	11施設	11施設	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	救命救急入院料	21床	21床	21床	21床	21床	特定集中治療室管理料	86床	100床	112床	120床	122床	ハイケアユニット入院医療管理料	24床	39床	41床	63床	69床
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																														
22施設	24施設	25施設	25施設	25施設																																														
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																														
11施設	11施設	11施設	11施設	11施設																																														
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																													
救命救急入院料	21床	21床	21床	21床	21床																																													
特定集中治療室管理料	86床	100床	112床	120床	122床																																													
ハイケアユニット入院医療管理料	24床	39床	41床	63床	69床																																													

と。特に、アスベスト関連疾患や化学物質の曝露による産業中毒等、一般的に診断が困難な労災疾病については積極的に対応すること。

会復帰に関する相談等の対応が行われたか。

○災害対策医療チームを直ちに編成できる危機管理マニュアルは整備されているか。

○労災認定基準等の見直しに係る検討会や国が設置する委員会等への参加、情報提供等の協力が行われたか。

○労災認定に係る意見書等の作成が、適切かつ迅速に行われているか。

○労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供されているか。

○アスベスト関連疾患に対応するため、労災指

・リハビリテーション体制の強化

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	32施設	32施設	32施設	32施設	32施設
心大血管リハⅠ・Ⅱ	9施設	11施設	14施設	17施設	18施設
運動器リハⅠ	32施設	32施設	32施設	32施設	32施設
呼吸器リハⅠ	29施設	29施設	29施設	30施設	30施設
がん患者リハ	8施設	10施設	17施設	22施設	23施設

医療の高度・専門化

i 学会等への積極的な参加

大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。

- ・専門医数2,596人（対前年度差 +28人）
- ・指導医数1,074人（対前年度差 +154人）
- ・各種学会認定施設数791施設（対前年度差 +52施設）

ii 専門センター化の推進

臓器別・疾病別の診療科横断的な診療の場（専門センター）を設置することにより、診療科の枠を越えて各分野の専門医が協力して治療に当たる集学的医療の提供を行った（脊椎・腰痛センター、運動器外傷センター、循環器センター、生活習慣病センター、消化器病センター、認知症疾患医療センター 等 専門センター数 189）。

・専門センター数

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
149	156	165	180	189

iii 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・チーム医療の実践（一例）

がんセンターボード	18施設	褥瘡対策チーム	32施設
ICT（感染対策チーム）	32施設	緩和ケアチーム	26施設
NST（栄養サポートチーム）	31施設	呼吸ケアチーム	9施設

iv 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を自己資金により行った。

・平成27年度自己資金投入による機器整備（更新）状況

機 器	H27年度	整備状況
ダヴィンチ（内視鏡手術支援ロボット）	—	2施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1施設増設、4施設更新	31施設整備済
ガンマナイフ	—	2施設整備済
リニアック	3施設更新	23施設整備済
CT（コンピュータ断層撮影装置）	—	32施設整備済

引き続き本部にて四半期ごとに臨床評価指標のデータ収集及び取りまとめを行い、医療の質の向上につながるよう各労災病院にフィードバック、③患者等が抱える問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応、④大規模労働災害等への対応においては、新型インフルエンザ等対策として政府全体訓練に連携した対策訓練等を実施、等の取組を行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目である

定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催したか。

MRI（磁気共鳴画像診断装置）	1施設増設、2施設更新	32施設整備済
PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	2施設整備済
PACS（医療用画像管理システム）	1施設更新	32施設整備済

ア 臨床評価指標の公表

外部委員等で構成される「医療の質の評価等に関する検討委員会」で策定した臨床評価指標を、ホームページ等において公表する。

イ モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で普及を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。

ウ 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援

(ア) 臨床評価指標の公表

ホームページ等において公表している臨床評価指標の結果を踏まえ、各労災病院は診療機能等の改善活動に取り組むとともに、本部は各労災病院の取組状況を把握し、必要な指導等を行う。

(イ) モデル医療の実践

第2期中期目標期間に研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践する。

(ウ) 社会復帰の促進

メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援

(ア) 臨床評価指標の公表

平成26年度の臨床評価指標の公表データ（労災病院独自の「認定意見書作成日数」等を含む20項目）については、本部で取りまとめた上で、当機構のホームページ上に掲載した。

また、各労災病院においては、臨床評価指標項目のうち自院で改善に取り組む項目を選定して改善活動を実施した。本部においては、四半期ごとに各労災病院の取組状況を把握するとともに、引き続き四半期ごとに臨床評価指標のデータ収集及び取りまとめを行い、各労災病院にフィードバックすることで医療の質の向上につながるよう情報提供に努めた。

(イ) モデル医療の実践

研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し普及するため、労災指定医療機関等の医師及び産業医等に対して症例検討会等（参加人数：25,309人）を開催し、研究で得た知見を情報提供すると共に、参加者からの意見等については、当該研究分野の研究者に情報提供するなど研究に反映させた。

(ウ) 社会復帰の促進

患者及び家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進を図っており、第2期中期目標期間における実績を5ポイント以上上回る高い目標（中期目標期間中に延べ725,000件以上、平成27年度は145,000件以上）を設定しているところ、149,707件（達成度103.2%）実施しており目標を達成した。

だけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取組を行った。

(2) 行政機関等への貢献において、⑤国の要請に応じて、審議会及び委員会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供、生活習慣病の健康診断等を含めた巡回診療の実施及び労災診療費レセプト審査事務の質の確保及び向上のため、都道府県労働局の職員を対象に行われた研修に労災病院の医師を講師として派遣、⑥労災認定に係る意見書作成への迅速かつ適切な対応、⑦第2期中期計画期間に得られた医学的知見についての、行政機関への

・メディカルソーシャルワーカー業務実績件数（相談件数）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談件数	135,904	142,771	140,932	150,169	149,707
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	88,053	93,694	95,542	104,962	107,332

（エ）大規模労働災害等への対応

大規模労働災害等への対応については、「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会または近隣の労災病院等と協同し、合同研修や訓練等を33回実施するなど病院における危機管理対策に取り組んだ。災害拠点病院1病院、DMAT（災害時派遣医療チーム）についても2病院が申請し、新たに指定され、災害拠点病院13病院、DMAT医療指定機関12病院となった。

〔熊本地震への対応〕

平成28年4月に発災した熊本地震においては、発災後、直ちに機構本部に理事長を本部長とした災害対策本部を立ち上げ、DMATを9病院から延べ11チーム、医療救護班1チーム、JMATへ看護師延べ3人、災害支援ナースを5病院から延べ10人を被災地へ派遣した。また、労災病院グループから医療救護班を直ちに派遣する体制を整えとともに、被災した熊本労災病院へ機構本部から職員を派遣し、産業保健総合支援センターと協同し医薬品等の救援物資を搬送。総合せき損センターにおいても、熊本県内で受傷した頸髄損傷患者をへり搬送で受け入れた。

八代市内にある熊本労災病院においては、発災直後から救急患者を受入れするとともに、倒壊の恐れがある近隣病院から入院患者20人を受け入れた。

さらに被災者のための心の健康相談、ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで産業保健総合支援センターに設置した。

（2）行政機関等への貢献

ア 行政機関からの検討会参加要請等への対応

○ 国の設置する審議会等への参画

国（地方機関を含む）の要請に応じて、労災病院の医師等が次のとおり、各医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会及び検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供した。

平成27年度実績

- ・中央じん肺診査医（3名）、地方労災医員（57名）、労災保険診療審査委員（31名）、地方じん肺診査医（10名）等を受嘱。
- ・54の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。

情報提供、⑧アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等への積極的な対応、等の取組を行った。これらの行政機関等への貢献は、経験豊富な医学的専門知識が必要となることから、行政機関等が独自で実施することが困難であり、難易度が高いと言える。特に⑧のアスベスト関連疾患に係る対応については、国から各種の委託事業を受託し、石綿繊維計測が可能な施設が全国で当機構を含め2か所しかない等、非常に難易度が高い。

<課題と対応>

—

い、行政活動に協力すること。

また、労災疾病等に係る研

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。

ウ 医学的知見の提供

労災疾病等に
係る研究・開発、

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

労災病院内においては、特に複数の診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。

ウ 医学的知見の提供

第3期中期計画期間の労災疾

○ 巡回診療

医師不足地域における診療又は地域住民に対して特に必要とされる生活習慣病の健康診断等を実施（生活習慣病健診、振動障害に係る健診、インフルエンザ予防接種、義肢装具の装着等）した。特に義肢装具の装着については、労働局と協力し申請手続きから装着にいたるまでの適切なサービスを行っている。

巡回診療実施件数（単位：人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
県内	25,482	19,411	21,459	19,537	18,101
県外	526	609	509	441	466

○ 「労災医療担当者ブロック研修」（厚生労働省主催）への講師派遣

厚生労働省からの要請により、労災診療費レセプト審査事務の質の確保、向上を図ることを目的とした労働局のレセプト審査事務担当職員を集めた研修へ、労災病院から医師6名を講師として派遣した。

イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を密にするとともに、返書管理の徹底を行い、迅速かつ適切に対応した。

1件当たり意見書処理日数：平成27年度実績17.9日
（平成16年度実績の20.7日から2.8日削減）

意見書処理日数（単位：日）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
14.8	15.1	17.7	18.4	17.9

特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。

ウ 医学的知見の提供

厚生労働省労働基準局から「生活習慣病」テーマの研究者に対して、平成27年12月に開催された「過労死等防止対策推進協議会」に向けた資料作成等における意見聴取要請があり、これまでの研究において得られた知見を提供した。

究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に提供し、政策立案等との連携を深めること。

普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。

病等医学研究に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、速やかに行政機関に情報を提供する。

さらに、アスベスト関連疾患に対して、引き続き、健診、相談、診療に対応するとともに、医療機関に対する診断技術の普及、向上に積極的に対応すること。

エ アスベスト関連疾患への対応

今後、増加が予想されるアスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

エ アスベスト関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修会を開催する。

また、厚生労働省労働基準局から、労働安全衛生規則第94条の規定による安全又は衛生についての高度の専門的な知識を有する者についての推薦依頼があり、労災病院の専門医師を推薦し大臣審査委員候補者の委嘱を受けた。

エ アスベスト関連疾患への対応

i 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施

石綿救済制度における肺がんの最終的な判定基準である肺内の石綿繊維の本数が計測可能な施設・専門家が少なく、1件あたり20日程度の計測日数を要するため、計測待ちの状態が慢性化している。平成25年度、測定精度向上を目的に、精度管理上の問題点の洗い出し及び計測マニュアル作成業務を当機構が環境省から受託し、岡山労災病院アスベスト疾患ブロックセンターに分析透過型電子顕微鏡を設置した。平成27年度は平成26年度に改訂したマニュアルの計測に係る箇所をより充実させた内容に改訂するとともに、岡山労災病院及び労働安全衛生総合研究所、さらには民間測定機関2社を加えた4機関の間で測定技術の確認及び測定精度の比較を行い、さらなる精度管理の向上を図った。今後も計測体制の充実に寄与し、繊維計測待ちの解消に資する。

ii 石綿関連疾患診断技術研修への取組

厚生労働省委託事業「石綿関連疾患診断技術普及事業」を受託し、呼吸器系の疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催した（平成27年度は30か所にて開催）。平成18年度以降、全国延べ256か所で開催し、延べ8,602人の労災指定医療機関等の医師及び産業医等がこの研修を受講した。

石綿関連疾患診断技術研修受講者数（単位：人）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基礎研修	251	165	342	181	287
専門研修	697	553	428	641	600
合計	948	718	770	822	887

iii アスベスト健診及び健康相談への取組

「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組む（平成27年度アスベスト健診件数8,224件）とともに、労災病院及び産業保健総合支援センター等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した（平成27年度相談件数1,372件）。

また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

また、肺内の石綿小体及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

アスベスト疾患センター等における相談等件数 (単位：件)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健診	8,652	8,179	7,991	8,115	8,224
相談	1,695	1,591	1,648	1,549	1,372

iv 石綿小体計測検査への取組

平成18年から全国7か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3か所のアスベスト疾患センター計10か所において件の石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。

石綿小体計測件数 (単位：件)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小体計測検査	268	243	185	251	202

v 「石綿確定診断等事業」の実施

厚生労働省委託事業「石綿確定診断等事業」を受託し、全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、平成27年度は128件の依頼を受け、石綿肺、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。

石綿確定診断実施件数 (単位：件)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
件数	147	169	181	132	128

vi 「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査編）」の実施

環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、びまん性胸膜肥厚の鑑別に関する調査を実施した。

労災病院等から新たなびまん性胸膜肥厚症例として39例を収集した。過去の185例を含めて解析、検討を行い、年度末に適切かつ効率的な医学的判定の在り方を環境省に報告した。

vii 「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（日本人の石綿小体の分布に関する調査編）」の実施

環境省委託事業「石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務」を受託し、当機構内外の専門医による検討会を組織し、肺内石綿小体濃度に関する調査を実施した。

労災病院等から肺がんの後ろ向き症例として563例を収集し、解析、検討を行い、年度末に環境省に報告した。

今後、さらなる症例を収集し、肺内石綿小体濃度の一般人レベルを明らかにし、石綿ばく露に関する種々の因子との関連について調査を進めたい。

viii 日中政府間の二国間プロジェクトである「中国職業衛生能力強化5か年プロジェクト」

に関し、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの協力依頼を受け、8月には専門家を青島に派遣し、中国にてアスベスト関連疾患についての読影指導を行った。また、9月には5か年プロジェクトの最終評価として北京に専門家を派遣し、じん肺・アスベストの中国人医師への診断技術の継承に関する総括及び今後の技術協力のあり方等について議論を行った。さらに、プロジェクト終了に際し、平成28年2月に北京にて開催されたプロジェクト成果報告会において、専門家を派遣し運営指導調査を行った。

	<p>オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>	<p>オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。</p>		<p>オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力</p> <p>うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し医療面に関する協力を行った。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」については、17名の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。 ・うつ病等の精神疾患に罹患した患者が職場復帰できるよう労災病院と地域障害者職業センターとの打合会を3回実施した。 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号） がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定） 治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書（平成24年8月8日厚生労働省労働基準局） がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会報告書（平成26年8月15日厚生労働省健康局がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
罹患者の有用度（計画値）	支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。	—	—%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額（千円）	—	—			
罹患者の有用度（実績値）	—	—	—%	94.7%	%	%	%	決算額（千円）	—	—			
達成度	—	—	—%	118.4%	%	%	%	経常費用（千円）	—	—			
職場・自宅復帰（医リハ）（計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	経常利益（千円）	—	—			
職場・自宅復帰（医リハ）（実績値）	—	90.7%	95.4%	92.9%	%	%	%	行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
達成度	—	—	119.3%	116.1%	%	%	%	従事人員数（人）	—	—			
職場・自宅復帰（せき損）	医学的に職場・自宅復帰可能であ	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%						

(計画値)	る退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。																			
職場・自宅復帰(せき損)(実績値)	—	80.4%	80.2%	80.4%	%	%	%													
達成度	—	—	100.3%	100.5%	%	%	%													
患者満足度調査(医リハ)(計画値)	それぞれ満足度85%以上を確保する。	—	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%													
患者満足度調査(医リハ)(実績値)	—	89.4%	83.5%	87.9%	%	%	%													
達成度	—	—	98.2%	103.4%	%	%	%													
患者満足度調査(せき損)(計画値)	それぞれ満足度85%以上を確保する。	—	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%													
患者満足度調査(せき損)(実績値)	—	85.8%	87.3%	89.7%	%	%	%													
達成度	—	—	102.7%	105.5%	%	%	%													

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等</p> <p>(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進</p> <p>就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加する中で、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、労災病院等でデータを収集し、分析すること。</p> <p>上記分析及び第2中期目標期間中に作成されたガイドライン等や労災疾病研究によって得られた知見を活用して、がんや脳卒中等の患者に対して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行う</p>	<p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等</p> <p>(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進</p> <p>治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 研修会等の開催</p> <p>治療就労両立支援センター(仮称。以下同じ。)における復職コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施する。</p>	<p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等</p> <p>(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進</p> <p>治療と就労の両立支援のモデル事業を実施し、産業保健総合支援センター及び労災病院において、事業場及び労災指定医療機関等に普及するため、次のとおり取り組む。</p> <p>ア 研修会等の開催</p> <p>治療就労両立支援センターにおける復職コーディネーターを養成するため、策定したカリキュラムに則り、研修会を開催する。</p> <p>なお、研修会参加者からのアンケート結果をカリキュラムに</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>○総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。</p> <p>○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、患者</p>	<p>3 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進等</p> <p>(1) 円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援の推進</p> <p>平成26年度から新たに、中期計画に定めた治療と就労の両立支援のモデル事業を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中(リハ)、メンタルヘルスの疾病4分野について、平成27年度においては、次のような取組を実施した。</p> <p>ア 研修会等の開催</p> <p>勤労者の復職や、治療と就労の両立を支援するに当たって、治療就労両立支援チームの一員として、治療計画と両立支援計画を罹患者、主治医、事業場と情報共有し、障壁を整理して仲介・調整する役割を担う復職コーディネーターを育成することを目的に、平成27年4月にMSW等を対象とした復職コーディネーター研修会を開催し44名の受講者を得た。</p> <p>本研修については、平成26年度に開催した研修のアンケート結果を踏まえ、研修カリキュラムの見直し等を実施し、「雇用現場における労働関係法令」や「職場における両立支援」といった講義の他、疾病4分野ごとに分かれたグループワーク形式の演習を実施する等、研修内容を業務に最大限活用できるよう努めた。</p> <p>また、脳卒中(リハ)分野においては、復職コーディネーターが求められる能力や役割等をまとめた『復職コーディネーターハンドブック』を新たに作成した。</p> <p>こうした結果、研修受講者を対象としたアンケート調査で92.9%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立てたい」という評価を得た。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>がんや脳卒中等の患者に対する職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた組織的な取組については、第2期(平成21～25年度)労災疾病等医学研究開始時にはいずれの研究機関においても取り組んでおらず、これまでの労災疾病等医学研究で得られた先駆的な知見なくしては成し得ない高度な専門性が必要とされる。</p> <p>また、内容の充実した医療機関向けマニュアルの作成には、豊富な両立支援事例が必要となるため、全国の労災病院が対象疾病分野の両立支援のいずれかに取り組むことにより、労災病院グループ全体において両立支援事例の収</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>とともに、産業保健総合支援センター及び労災病院を通じて、事業場及び労災指定医療機関等に普及すること。</p>	<p>イ 支援事例の収集 治療就労両立支援センターにおいて、労災疾病等研究の成果や病職歴データベースを活用する等により、がんや脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及 支援事例の分析・評価を行って医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>エ アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を</p>	<p>反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>イ 支援事例の収集 治療就労両立支援センターにおいて、両立支援事例の収集に係る手引き書に基づき、がんや脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及 外部有識者を含めた会議の開催等により、医療機関向けマニュアルの作成及び普及に関する検討を行う。</p> <p>エ アンケートの実施 支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を</p>	<p>満足度調査において、それぞれ入院 90%以上、外来 80%以上、入外平均 85%以上の満足度を確保すること。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○治療就労両立支援センター（部）における復職コーディネーターの養成及びスキルアップを図るため、研修等を実施したか。</p> <p>○治療就労両立支援センター（部）において、がんや脳卒中等の罹患者に対して、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集を行ったか。</p> <p>○四肢・脊椎の</p>	<p>イ 支援事例の収集 平成 26 年度に引き続き、治療就労両立支援センター（部）において、復職コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と就労の両立支援の事例収集に取り組んだ。 また、四半期ごとに本部で各分野の症例収集状況や問題点等について情報を収集し、各施設の復職コーディネーターを中心とした支援チームが両立支援の実践や疑問点等の解消を図ることができるよう、全施設へフィードバックを行った。 なお、本取組状況については、平成 27 年 11 月に東京・昭和专业で開催（来場者総数 558 名）された「第 63 回日本職業・災害医学会学術大会」において、疾病 4 分野について報告を行うとともに、がん分野については、平成 28 年 2 月に川崎市で開催（来場者総数 199 名）された「第 7 回勤労者医療フォーラム-がんの治療と就労両立支援-」において、また、糖尿病分野については、同月に名古屋市で開催（来場者総数 327 名）された「第 3 回勤労者医療フォーラム-就労と糖尿病治療の両立-」において、一般市民や産業医等に向け情報発信を行った。</p> <p>ウ 医療機関向けマニュアルの作成及び普及 平成 28 年 3 月に企業の産業医等の外部有識者を含めた委員から構成される「第 2 回治療と就労の両立支援推進会議」を開催し、疾病 4 分野の各委員が取組状況等について報告を行った他、医療機関向けマニュアル作成に向け、初めてマニュアルの骨子案を提示し、外部有識者から意見聴取を行うとともに、マニュアルの内容が勤労者の就労先である企業の実態と齟齬を来たさぬよう、医療機関側のみならず企業側の視点も踏まえて、勤労者の治療と就労の両立を図るための支援のあり方について検討を行った。</p> <p>エ アンケートの実施 平成 27 年 4 月から、治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、平成 28 年 3 月までのアンケート提出者の 94.7%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見の分析等を実施し、今後、医療機関向けマニュアルの作成に反映させることとする。</p>	<p>集を行うなど他の研究機関では成し得ないものである。</p> <p>加えて、チャレンジングな取組である両立支援において、治療と就労の両立支援対象者のうち支援が終了した者に対するアンケートでは、数値目標（80%）を大幅に上回る 94.7%（達成度 118.4%）から有用であった旨の評価を得ている。</p> <p>（1）復職コーディネーターを育成することを目的に MSW 等を対象とした研修会を開催した。前年度の研修カリキュラムの見直し等を実施し、研修内容を業務に最大限活用できるよう努めた結果、研修終了後のアンケート調査で、92.9%から「今回の研修内容を今後実施する両立支援業務に役立</p>
---	--	--	---	--	---

<p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>ア 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営</p> <p>重度の被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する</p>	<p>得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。</p> <p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保するとともに、高度・専門的な医療を提供することにより、患者満足度調査において、それぞれ85%以上の満足度を確保することとし、次のような取組を行う。</p>	<p>得るとともに、医療機関向けマニュアルに反映させるためにアンケート結果の分析等を行う。</p> <p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度専門的医療を提供することにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p>また、患者の疾患や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外平均85%以上の満足</p>	<p>障害、中枢神経麻痺患者に対するチーム医療の推進及び職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>○外傷による脊椎・せき髄損傷患者に対するチーム医療の推進等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80%以上確保されたか。</p> <p>○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、患者満足度調査において、それぞれ入院90%以上、外来80%以上、入外85%以上の満足度を確保したか。</p>	<p>(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p>	<p>てたい」という評価を得た。</p> <p>また、脳卒中（リハ）分野においては、復職コーディネーターが求められる能力や役割等をまとめた『復職コーディネーターハンドブック』を新たに作成した他、各疾病4分野について、両立支援の事例収集に取り組むとともに、「日本職業・災害医学会学術大会」や「勤労者医療フォーラム」等において、取組状況の報告を行い、一般市民や産業医等に向け情報発信を行った。</p> <p>さらに、平成28年3月に開催した「第2回治療と就労の両立支援推進会議」では、疾病4分野の各委員から医療機関向けのマニュアルの骨子案が提示され、勤労者の治</p>
--	---	--	--	--------------------------------	--

こと。
また、高度・専門的な医療を提供することによる患者満足度調査において、それぞれ85%以上の満足度を確保すること。

ア 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、生活支援機器の研究開発の実施及び職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

度を確保する。

ア 医療リハビリテーションセンターの運営

医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進を図る。

また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム等の研究開発及び成果の活用等を

ア 医療リハビリテーションセンターの運営

患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。具体的には、

- ・対象患者が重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺等が主であり、肺炎、排尿障害・感染症、褥瘡等の様々な病気を併発することが多いため、主治医の他に関連する複数診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW、栄養士等も加わり、相互に連携し治療方法の検討及び治療結果の評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、頸損患者及び高齢の患者が増える中で全国から広く患者を受入れ、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。(平成27年度における県外からの患者受入：リハ入院患者全体の約50%)
- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムを改良した。
- ・国立吉備高原職業リハビリテーションセンター入所者に対する診療・緊急時の対応・医療相談などを医療リハビリテーションセンターで実施する一方、医療リハビリテーションセンター入院患者に対し、職業リハビリテーションセンターにおいて職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを実施し、連携を図った。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況

	26年度	27年度
運営協議会	1回	1回
職業評価会議	12回	12回
OA講習	9件	10件

- ・せき損患者に対する日常生活支援機器に係る医用工学研究・開発などの工学的技術支援を実施するとともに、医師、リハスタッフ、看護師などと密接に連携し、頸損患者がコンピュータを操作できるようにする福祉機器(あご操作マウス)を開発する等、患者のQOLの向上に取り組んだ。
- ・退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作の支援、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コン

療と就労の両立を図るための支援のあり方について検討を行った。

治療と就労の両立支援対象者のうち、支援が終了した者等に対してアンケートを実施した結果、平成28年3月までのアンケート提出者の94.7%から有用であった旨の評価を得た。

以上のように、これまでの労災疾病等医学研究で得られた先駆的な知見なくしては成し得ない高度な専門性を必要とする取組を実施した。

(2) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等において、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、主治医の他に関連する複数

通じて対象患者のQOLの向上に取り組む。

ピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の在宅就労を支援するためのプログラムを実施した。

- ・平成25年度に（独）国立病院機構南岡山医療センターと共同開発した「横押し型携帯酸素用キャリア」についても試験運用を実施している。また、従前からの自立援助機器等について、福祉機器等展示会へ4回出展（「バリアフリー2015大阪」、「介護サービス博覧会岡山」、「国際福祉機器展2015東京」、「職業・災害学会学術大会」）し、蓄積されたノウハウや開発機器等の普及にも積極的に努めた。

この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合である社会復帰率が92.9%と目標を達成した。患者からの満足度については、入院100.0%、外来84.8%、入外平均87.9%であり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
88.8%	86.7%	96.6%	95.4%	92.9%

患者満足度

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全体	91.6%	88.8%	91.4%	83.5%	87.9%
入院	-	-	-	87.5%	100.0%
外来	-	-	-	82.4%	84.8%

※26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。

(参考) 平均在院日数 (単位: 日)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全体	56.2	56.1	57.1	62.3	70.7
せき損(再掲)	127.8	112.7	92.8	124.4	136.8

(参考) 病床利用率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
76.8%	71.5%	68.7%	66.4%	62.1%

<患者満足度調査結果を踏まえた取組例>

前年の平成26年度の患者満足度調査結果について本部が分析を行い、医療リハビリテーションセンターでは分析結果を参考に平成26年度内から平成27年度に向けた改善計画及び「患者サービス向上委員会」等の活動計画を策定し、以下のような取組を行うことにより患者満足度の向上に努めた。

- ・患者接遇に対する意識向上を図るため、全職員を対象とした接遇研修会を実施した。
- ・院内掲示について、車いす患者が見やすいように、天井から低い位置で掲示物の設置を行

診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW等も加わり、相互に連携し評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、頸損や高齢者等の職場・自宅復帰が困難となる患者が増える中で、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保した。

また、患者満足度調査においては、平成26年度患者満足度調査の分析結果に基づき患者サービス委員会等で活動計画を策定し、積極的な取組を実施した結果、両施設とも目標値である入院90%以上、外来80%以

イ 総合せき損センターの運営
総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、せき損患者に係る高度・専門的な知見に係る情報の発信に努める。

イ 総合せき損センターの運営
総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等の連携により受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努める。
また、総合せき損センターにおいて実践している高度専門的医療の手法等に関する研修会を実施し、診断・評価、看護訓練等の事例等を紹介した冊子の配布等を通じ情報提供に努め、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。

った。
・テラス花壇やベランダのすだれ等の整備、小学生による絵画展示を行い、療養環境の向上に努めた。

イ 総合せき損センターの運営

患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、患者の職場・自宅復帰を支援した。具体的には、

- ・対象患者が外傷による脊椎・脊髄損傷患者であり、肺炎、排尿障害・感染症、褥瘡等の様々な病気を併発することが多いため、主治医の他に関連する複数診療科の医師、リハビリテーション技師、MSW、栄養士等も加わり、相互に連携し治療方法の検討及び治療結果の評価等を行い、より一層治療効果を高めていくとともに、頸損患者及び高齢の患者が増える中で職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。
- ・受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を、西日本一円からヘリコプターにより緊急受け入れし（実績：27年度 32件）、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療を提供した。

脊髄損傷の新規入院患者数

	27年度
脊髄損傷 新規入院患者数	80件

ヘリコプターによる緊急受入数

	27年度
緊急受入数	32件

- ・治療だけではなく個々の患者に対し、自動車への移乗方法の指導等を実施することにより職場・自宅復帰を支援した。
- ・脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動を行っている医用工学研究室の取り組みとして、生活機器や住宅改修相談（現地調査含）などの相談・支援活動を行った。
- ・ベッド搬送アシストロボットの開発や在宅者用歩行訓練ロボットの試作及び使用評価を実施し、多くの知見を得、国際福祉機器展などの展示会に出展（6件）して広報活動を行い、商品化を目指している。また、頸損患者向けスマートフォン操作補助装置『スイッチスマホコール』の1次試作を完成させ、平成28年度市販化へ向け製品評価に着手した。
- ・脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）と脊髄損傷患者への看護方法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を毎年1回開催している。また、外国人医師の研修を毎年受け入れており、せき損医療の普及に努めた。

この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合である社会復帰率が 80.4%と目標を達成するとともに患者からの満足度についても入院 93.4%、外来 88.3%、入外平均 89.7%と目標を達成した。

上、入外 85%以上を達成した。また、医用工学研究等難易度の高い項目への取組も継続的に実施している。

<課題と対応>

—

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
80.5%	80.2%	80.0%	80.2%	80.4%

患者満足度

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全体	80.8%	87.0%	85.0%	87.3%	89.7%
入院	-	-	-	95.7%	93.4%
外来	-	-	-	85.0%	88.3%

※平成26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。

(参考) 平均在院日数 (単位: 日)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
全体	45.4	46.1	44.4	45.1	43.2
せき損 (再掲)	141.9	131.9	130.1	142.0	111.4

(参考) 病床利用率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
93.4%	88.2%	91.4%	92.3%	88.2%

<患者満足度調査結果を踏まえた取組例>

前年の平成 26 年度の患者満足度調査結果について本部が分析を行い、総合せき損センターでは分析結果を参考に平成 26 年度内から平成 27 年度に向けた改善計画及び「患者サービス向上委員会」等の活動計画を策定し、以下のような取組を行うことにより患者満足度の向上に努めた。

- ① 患者接遇に対する意識向上を図るため、全職員を対象とした接遇研修会を実施した。
- ② 転倒防止策の一環として、身障者用駐車場から正面玄関までの間に手摺りを設置した。
- ③ 九州工業大学生によるジャグリングパフォーマンス、ボランティアによるフラダンスを開催し、患者の精神的なサポート（癒し）を行った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	地域の中核的医療機関としての役割の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号） 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（平成25年12月16日政策評価・独立行政法人評価委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
患者紹介率 (計画値)	60%以上確保	—	60.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	予算額(千円)	—	—			
患者紹介率 (実績値)	—	60.7%	68.4%	70.3%	%	%	%	決算額(千円)	—	—			
達成度	—	—	114.0%	108.2%	%	%	%	経常費用(千円)	—	—			
逆紹介率 (計画値)	40%以上確保	—	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	経常利益(千円)	—	—			
逆紹介率 (実績値)	—	49.2%	58.0%	58.4%	%	%	%	行政サービス 実施コスト(千円)	—	—			
達成度	—	—	145.0%	146.0%	%	%	%	従事人員数(人)	—	—			
地域連携パス (計画値)	中期目標期間中、 延べ500件以上 実施		100件	100件	100件	100件	100件						
地域連携パス (実績値)		100件	150件	151件									
達成度			150%	151%									
症例検討会・講習会参加人数 (計画値)	中期目標期間中、 延べ12万4千人 以上実施	—	24,800 人	24,800 人	24,800 人	24,800 人	24,800 人						
症例検討会・講習会参加人数 (実績値)	—	25,688人	25,656 人	26,417 人	人	人	人						

達成度	—	—	103.5%	106.5%	%	%	%						
受託検査件数（計画値）	中期目標期間中、 延べ17万4千人以上実施	—	34,800 件	34,800 件	34,800 件	34,800 件	34,800 件						
受託検査件数（実績値）	—	33,409 件	36,943 件	35,502 件	件	件	件						
達成度	—	—	106.2%	102.0%	%	%	%						
ニーズ調査・満足度調査（計画値）	80%以上の有用度を得る	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%						
ニーズ調査・満足度調査（実績値）	—	79.1%	80.0%	80.3%	%	%	%						
達成度	—	—	100.0%	100.4%	%	%	%						
患者満足度調査（計画値）	80%以上の満足度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%						
患者満足度調査（実績値）	—	81.8%	72.3%	84.2%	%	%	%						
達成度	—	—	90.4%	105.2%	%	%	%						
治験症例数（計画値）	中期目標期間中 10,900件以上確保	—	2,180 件	2,180 件	2,180 件	2,180 件	2,180 件						
治験症例数（実績値）	—	2,173 件	3,785 件	3,987 件	件	件	件						
達成度	—	—	173.6%	182.9%	%	%	%						

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価	評価																												
<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進</p> <p>(1) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院における臨床技能の維持・向上や医師等の確保・養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、保有するデータベースを活用するなどして地域における役割や機能を分析・検証した上で、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献すること。</p>	<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進</p> <p>労災病院においては、次のような取組を行うことで地域の医療水準の向上に貢献する。</p> <p>(1) 地域で目指すべき役割の明確化</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、都道府県において策定することとなる地域医療構想の公表時期に併せてホームページ等において公表するとともに、最適な医療提供体制を確立する。</p>	<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進</p> <p>労災病院においては、次のような取組を行うことで地域の医療水準の向上に貢献する。</p> <p>(1) 地域で目指すべき役割の明確化</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ地域において求められている病床機能を適切に選択して地域医療に貢献していく。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○患者紹介率を65%以上、逆紹介率を40%以上確保すること。</p> <p>○地域の医療機関の医師及び産業医等を対象として、中期目標期間中においては、症例検討会や講習会を延べ12万4千人以上に対して実施すること。</p> <p>○高度医療機器を用いた受託検査を、中期目標期間中においては、延べ17万4千件以上実施すること。</p> <p>○満足度調査を実施して診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を80%以上得ること。</p> <p>○患者満足度調査において全病</p>	<p>4 地域の中核的医療機関としての役割の推進</p> <p>(1) 地域で目指すべき役割の明確化</p> <p>労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部とで検討を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。</p> <p>・主な病床機能区分の見直し状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C U</td> <td>16施設</td> <td>16施設 (1施設)</td> <td>16施設 (4施設)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>5施設</td> <td>7施設</td> <td>8施設</td> </tr> <tr> <td>一般病棟7対1</td> <td>24施設</td> <td>25施設</td> <td>26施設</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病棟</td> <td>—</td> <td>4施設</td> <td>7施設</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟</td> <td>1施設</td> <td>2施設</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>障害者病棟</td> <td>4施設</td> <td>4施設</td> <td>5施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※I C Uのうち()内は、上位施設基準の届出施設数である。</p>	区分	25年度	26年度	27年度	I C U	16施設	16施設 (1施設)	16施設 (4施設)	H C U	5施設	7施設	8施設	一般病棟7対1	24施設	25施設	26施設	地域包括ケア病棟	—	4施設	7施設	回復期リハビリテーション病棟	1施設	2施設	2施設	障害者病棟	4施設	4施設	5施設	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>以下のとおり、定量的指標が設定されている8項目の全ての指標において年度計画を上回る成果が得られており、特に地域連携における逆紹介率(達成度146.0%)、地域連携パス(達成度151.0%)、治験件数(達成度182.9%)の3項目は年度計画を大きく上回る(これらの実績は前中期目標期間の平均値を大きく上回る)実績を挙げている。その他の指標についても前中期目標期間中の最高値もしくは平均を上回る実績を挙げていることから、自己評価を「A」評価とした。</p> <p>(1) 「地域で目指すべき役割</p>	<p>評価</p>
区分	25年度	26年度	27年度																															
I C U	16施設	16施設 (1施設)	16施設 (4施設)																															
H C U	5施設	7施設	8施設																															
一般病棟7対1	24施設	25施設	26施設																															
地域包括ケア病棟	—	4施設	7施設																															
回復期リハビリテーション病棟	1施設	2施設	2施設																															
障害者病棟	4施設	4施設	5施設																															

(2) 地域の医療機関等との連携強化

労災病院においては、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れなど地域の医療機関等との連携を強化するとともに、医療機関等を対象にした症例検討会や講習会及び、地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

第2期中期目標期間に引き続き、患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を60%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。

地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。また、救急搬送患者の受入れや地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するために、地

(2) 地域の医療機関等との連携強化

ア 地域の医療機関等との連携強化

患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を65%以上、逆紹介率40%以上」を確保する。

地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率を維持し、要件を適合させていく。また、救急搬送患者の受入れや地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するために、地

院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上の満足度を確保すること。

○治験実施体制の強化や労災病院治験ネットワークによる広報等の活動により、治験症例数を2,180件以上確保すること。

<その他の指標>

地域連携パス件数については、中期目標期間中に延べ500件以上、平成27年度においては、100件以上実施すること。

<評価の視点>

○地域における最適な医療提供体制の確立等のため、病床機能の見直しがなされているか。

○地域の医療機関との連携強化が図られている

(2) 地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携室において、次のア～エの取組を行い、連携を一層推進した結果、紹介患者の受入れ等地域の労災指定医療機関等との連携強化が図られた。

ア 地域の医療機関等との連携強化

地域医療連携室において、連携医療機関からの意見・要望を基に紹介受付枠の拡大等、業務改善に取り組んだ結果、紹介率は年度計画の65%をクリアし、70.3%を確保した。逆紹介率についても、年度計画の40%を上回る58.4%を確保した。

また、地域医療支援病院について、承認を受けている25病院全てが紹介率、逆紹介率の要件を満たすとともに、地域の救急隊との意見交換会の開催や近隣医療機関との地域連携パスの策定・運用を拡大することにより医療連携体制の一層の強化を図った。

・患者紹介率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
60.9%	63.0%	65.3%	68.4%	70.3%

・逆紹介率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
49.4%	52.7%	53.9%	58.0%	58.4%

・救急搬送患者数 (単位：人)

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
72,961	75,954	76,732	80,008	82,369

※平成27年度 労災病院1施設当たり救急搬送患者数 2,574人

※参考

平成27年全国医療機関の1施設当たり救急搬送患者数：645人

(出典：平成28年3月29日総務省公表資料「平成27年の救急出動件数等(速報)」)

・地域連携パス(単位：件)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
脳卒中	18件	17件	19件	22件	23件
大腿骨頸部骨折	18件	19件	23件	23件	23件
その他(がん、糖尿病等)	78件	87件	94件	105件	105件
合計	114件	123件	136件	150件	151件

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催し、26,417人を対象に講習を実施した。

の明確化」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、一般病棟7対1を1施設、地域包括ケア病棟を3施設、障害者病棟を1施設導入した。

(2) 「地域の医療機関との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「症例検討会・講習会参加人数」、「受託検査件数」、「利用者(労災指定医療機関等)からの診療や産業医活動をする上で有用であった旨の評価」について目標値を確保した。特に、逆紹介率が達

域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、中期目標期間中、延べ12万4千人以上に対し講習を実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万4千件以上実施する。

エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施

利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に

域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮して症例検討会や講習会等を行うことにより、延べ24,800人以上に対し講習を実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ34,800件以上実施する。

エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施

利用者である地域の医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、連携医療機関からの有用度を80%以上得るとともに、地域支援業務の改善に反映さ

か。
○クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用が推進されたか。

○医療安全チェックシートによる自主点検及び医療安全相互チェックが実施されたか。

○医療安全に関する研修、医療安全推進週間等への参加が継続して実施されているか。

○患者参加型の医療安全が推進されているか。

○当該年度に病院機能評価受審を計画していた病院で、受審が行われたか。

○患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映されたか。

・症例検討会・講習会参加人数（単位：人）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
24,418	29,849	32,463	25,656	26,417

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページや診療案内等により積極的に広報を行うことにより、年度計画である延べ34,800件を上回る延べ35,502件の受託検査を実施した。

・受託検査件数（単位：件）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
33,809	32,938	34,793	36,943	35,502

エ 連携医療機関に対するニーズ・満足度調査の実施

平成26年9月1日から平成27年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査・満足度調査（医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査を含む。）を実施した。患者受入体制等の改善に努めた結果、利用者（労災指定医療機関等）から診療や産業医活動をする上で有用であった旨の評価について年度計画である80%以上の評価を得た。

・診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
79.2%	79.3%	80.5%	80.0%	80.3%

成度146.0%となったほか、救急搬送患者数についても、前年度実績を大幅に上回る82,369人（+2,361人）となった。

（3）「患者サービス向上、チーム医療の推進」においては、「医療の質の向上」、「患者サービスの向上」及び「経営基盤の強化」を主目的として電子カルテシステムを計画どおり3病院で導入した。なお、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）では、「2020年度までに、地域医療において中核的な役割を担うことが特に期待される400床以上の一般病院における電子カルテの全国普及率を90%に引き上げる。」ことを掲

また、利用した医療機関等から診療の上で有用であった旨の評価を80%以上得ること。

(3) 医療情報のIT化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のIT化を推進すること。

反映させる。

(3) 医療情報のIT化の推進

労災病院の医療の質の向上と効率化を図るため、電子カルテシステム等の導入を進めることにより医療情報のIT化を推進する。

せる。

(3) 患者サービス向上、チーム医療の推進

労災病院の患者サービス向上、情報の共有化によるチーム医療の推進及び医療の質の向上と効率化を図るため医療情報のIT化を推進する。このため電子カルテシステムを3病院に、経営状況に配慮しつつ新たに導入する。

また、電子カルテシステムの導入及び更新に当たっては、システムに必要とされている機能の絞り込みと入れにおける競争性を高めるためにコンサルタントを活用して病院機能に見合ったシステム構成とする。

○医療情報のIT化が推進されているか。

○本部と各労災病院とで協議の上目標値を設定し、病院ごとの実績の評価、検証が行われたか。

(3) 患者サービス向上、チーム医療の推進

電子カルテシステム等の導入状況

i 導入目的

電子カルテシステム等については、医療の質の向上と効率化の観点から、主に次の3点を目的として導入の促進を図った。

- ① 医療の質の向上（医療安全対策の強化、チーム医療の推進等）
- ② 患者サービスの向上（情報伝達の円滑化・迅速化による待ち時間の減少、理解しやすい診療の説明等）
- ③ 経営基盤の強化（フィルム等消耗品の使用量削減、カルテ保存や運搬等の効率化等）

ii 推進体制

病院情報システムの導入推進体制として、本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら導入を推進している。

iii 導入状況

平成27年度においては、電子カルテシステムを3病院で導入した。
平成27年度における全国の労災病院における電子カルテシステム等の導入割合は、96.9%である。（32病院中31病院導入）
・電子カルテシステム稼働病院（27病院）
・オーダリングシステム稼働病院（4病院）
なお、400床以上の労災病院における電子カルテシステムの導入割合は、91.7%である。（12病院中11病院導入）

【電子カルテシステム累計導入病院数推移】

年 度	～21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
導入病院数	6	10	11	16	18	24	27(84.4%)
400床以上(再掲)	3	6	6	8	8	11	11(91.7%)

※「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）における普及率目標：2020年度（平成32年度）までに400床以上の一般病院90%以上

iv 導入後の効果の検証

患者サービスの向上、医療の質の向上、経営基盤の強化の観点から、IT化推進の目的や目標を明確にする「病院情報システム導入目的・目標・評価シート」を用いて、病院情報システム導入病院については導入後の効果を検証し、具体的に数値化した結果を導入の翌年度に本部へ提出している。

- 主な導入後の効果については次のとおり。
- ・バーコードを用いた3点チェック（スタッフ認証、患者認証、薬剤認証）により誤投薬の防止が図られ、また医師からの指示受けや転記ミスがなくなる等、医療安全対策が強化された。
 - ・電子的に一元管理された医療情報を医師、看護師、コメディカル等の多くのスタッフ間で共有することによりチーム医療の推進が図られた。
 - ・PACS（医療画像保管・伝送システム）との接続により、患者へのインフォームドコ

げているが、労災病院では、既に平成26年度（2014年度）の段階で、400床以上の12病院のうち11病院（91.7%）において電子カルテを導入している。

(4) 「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認をおこなうながら医療安全の充実に取り組んだ。患者満足度調査については、平成26年度患者満足度調査の分析結果に基づき患者サービス委員会等で改善計画を策定し、各施設で積極的な取組を実施した結果、平成27年度の満足度は入院91.8%、外来80.2%、入外平

ンセントとしてレントゲンや内視鏡の画像を参照できるためよりわかり易い説明が可能となった。

コンサルタントの導入

今後、新規に電子カルテシステムの導入を予定している病院のうち、1病院が専門的な見地から有効なアドバイスを受けることを目的にコンサルタントを導入した。

また、電子カルテシステムの更新を予定している病院のうち、3病院がコンサルタントを導入し、中小のシステムメーカーも含め、より多くの業者が応札可能な仕様書を作成するなど、今後も調達コストの削減に努めることとしている。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

良質で安全な医療を提供するため、以下の取組を行う。

ア 患者満足度の確保

平成26年度に引き続きすべての労災病院において患者満足度調査を実施した。入院患者については、調査期間（平成27年9月7日から平成27年10月4日）に退院した患者のうち8,374名から、外来患者については、調査日（平成27年9月7日から平成27年9月11日の間のうち病院任意の2日間）に通院した外来患者のうち16,333名から回答が得られ、満足度は入院 91.8%、外来 80.2%、入外平均 84.2%と目標を達成した。

患者満足度の推移

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合計	81.4%	81.8%	82.5%	72.3%	84.2%
入院	-	-	-	84.9%	91.8%
外来	-	-	-	66.1%	80.2%

※平成26年度計画から入院、外来についても目標値が設定された。

<患者満足度調査結果を踏まえた各病院取組例>

平成26年度満足度調査の年度計画未達成を受け、分析結果を基に全施設において年度内から患者サービス委員会にて改善計画を策定し、平成27年度に向けて以下のような積極的な取組を行った。

- ・患者接遇の意識向上を図るため、外部講師を招聘して接遇研修を実施した。
- ・プライバシーや患者の気持ちへの配慮のため、個別ブースによる相談スペースを確保した。
- ・院内掲示物について、患者へわかりやすい掲示を行うため、掲示物の整理及び規格の統一を行った。
- ・患者からの問い合わせが多い部署に向かう患者に対し、総合受付の看護師やボランティア係員が必要に応じて「外来案内図」の配布を行った。

均 84.2%と目標を達成した。なお、病院機能評価受審を計画していた9施設が全て受審・更新を行い、認定施設数が29施設（認定率90.6%）となった。また、医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、引き続きクリニカルパスの作成・見直しを行い、パス件数が対前年度+264件、パス見直し件数が対前年度+257件となった。

(5) 治験については、自院の体制強化はもとより製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供し、全病院平均で80%以上の患者満足度を確保する。

(4) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、以下の取組を行う。

ア 患者満足度の確保

患者の意向を尊重し、良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足している旨の評価を全病院平均で入院90%以上、外来75%以上、入外平均80%以上得る。

・外来患者の診療待ち時間状況について声かけ等で適宜お知らせすることとした。

イ 病院機能評価の受審

良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。

ウ 地域医療連携等の向上

医療の標準化並びに地域との医療連携を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。また、適切な医療の提供及びチーム医療の推進のため、DPCベンチマーク指標を作成し、医療の質の向上に取り組む。

エ 医療安全の充実

安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医

また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により医療安全の

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全

イ 外部評価機関による病院機能評価

良質な医療提供を目的として、平成27年度に病院機能評価の更新時期を迎えた施設等において再受審・更新を行った。

・病院機能評価の認定施設数の推移

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
認定	30施設	30施設	30施設	29施設	29施設
(認定率)	93.8%	93.8%	93.8%	90.6%	90.6%

※ 全国病院認定率（推計）：26.3%（平成28年4月7日現在）

ウ 医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進

医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図るため、全ての労災病院に設置されている「クリニカルパス検討委員会」での検討等を通じて、平成27年度末までに4,851件のクリニカルパスを作成した。

また、既存のパスについても、チーム医療の推進による多職種間の連携と情報共有を深めることにより、931件の見直しを行った。

・クリニカルパス導入状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
パス件数	4,390件	4,422件	4,397件	4,587件	4,851件
パス使用率	—	—	—	51.0%	47.3%
見直し件数	479件	578件	635件	674件	931件

医療の標準化の観点から、DPCを積極的に導入し、平成27年度においては、DPC対象病院が29施設、DPC準備病院が1施設となっている。本部においてはDPC対象病院等から収集したデータを取りまとめた上で、医療の質の向上に取り組むこと等を目的として、22項目からなるベンチマーク資料を四半期ごとに取りまとめ、各労災病院にフィードバックした。

エ 医療安全の充実

(ア) 医療安全チェックシート

全国の労災病院において労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた取組を継続した。チェックシートの項目達成率は98.3%であった。「医療安全チェックシート」を用いた評価は平成17年度から、全国の労災病院を対象に統一したチェックシートを基に、年2回の自己チェックで行っており、内容は249項目にわたり医療安全について細部まで

計画を上回る3,987件（計画達成度182.9%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が前年度12件に対し20件に増加した。

(6) 「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を本部で取りまとめた上、本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行った。

<課題と対応>

—

充実を図ること。

に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。

また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。

チェックできるようになっている。全国の労災病院を統一した基準で自己評価し、実施結果を機構ホームページで公表している。

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
項目数	227	231	231	249	249
達成率	96.8%	97.1%	98.2%	98.3%	98.3%
対前回	+3.0	+0.3	+1.1	+0.1	±0

(イ) 労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸の3労災病院、燕、新潟、富山が開始した取り組みをモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している。平成27年度も全国の労災病院を11グループ（1グループあたり3～4病院）に分けすべてのグループにおいて引き続き医療安全相互チェックを実施（延べ34回）した。自院では見落としがちな問題点や課題を他院の視点で指摘すること、他院の優れているところを吸収すること等により、医療安全に関する問題点の改善に活用し、質の向上を図った。また、医療安全相互チェックを通じて明らかになったリスク要因及び改善状況等については、グループ内において共有するとともに、全グループへの情報提供や、「医療安全対策者会議」における事例検討の実施により全国の労災病院の医療安全対策の推進を図るとともに、実施結果を機構ホームページで公表している。

【平成27年度の主なテーマ】

- ・管理薬剤（毒薬・麻薬・向精神薬）の安全な運用
- ・抗がん剤の安全な使用及び暴露防止対策
- ・食物薬物アレルギー対策について
- ・患者誤認防止対策 等

なお、他医療機関との連携については、感染対策のための相互チェックとして28施設の労災病院が、地域の大学病院や自治体病院等（43病院）と64回実施した。

(ウ) 職員研修

職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。（235回、延べ参加人数26,891人）

(エ) 医療安全推進週間

厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※（11月22日（日）～11月28日（土））にすべての労災病院が参加し、労災病院としての共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」のもと、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施した。

- ・医療相談コーナー（医薬品の情報提供、手洗い等の体験型参加等）の設置【9病院、相談636件】
- ・患者・地域住民を対象とした公開講座（転倒予防、十分な食事と適度な運動で筋力バランスを取ろう等）【22病院、31演題、参加1,215人】
- ・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視）【20病院、うち4病院は病院ボランティア等地域住民が参加】
- ・職員を対象とした研修・講習会（「医療事故調査制度について」「医療の最新動向」等）【30病院、40演題、うち19演題は外部講師を招聘、参加4,039人】

※医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上確保すること。

(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中10,900件以上確保する。

(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。

(5) 治験の推進

新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を2,180件以上確保する。

(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。

(オ) 公表と再発防止

- ・医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況(インシデント・アクシデント含む)について、平成26年度分をホームページ上で公表した。
- ・「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等をもとに、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図った。

(5) 治験の推進

治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」(日本臨床薬理学会認定)に労災病院の職員7名が参加してスタッフの充実を図っており、平成27年度においては年間計画2,180件を上回る3,987件の治験を実施した(計画達成度182.9%)。

i 労災病院における治験実績

年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数
23年度	316件	1,759件	2,075件
24年度	488件	1,931件	2,419件
25年度	530件	2,065件	2,595件
26年度	861件	2,924件	3,785件
27年度	843件	3,144件	3,987件

ii 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施

年度	調査依頼件数	契約件数	(参考) 治験実施が可能であった延施設数	
			契約施設数	
24年度	7件	2件	4施設	36施設
25年度	6件	3件	4施設	30施設
26年度	12件	8件	10施設	58施設
27年度	20件	2件	4施設	112施設

※27年度末時点で、上表のほか7件(31施設)が調査継続中

労災治験ネットワーク事務局において、引き続き製薬メーカーに訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった20件の実施可能性調査を行い、うち2件で治験契約を締結した(平成27年度末時点において、その他7件調査継続中)。

また、平成26年度には製薬メーカー等からの要望があった、治験の会計処理規定の見直しを行い、原則前払いとしていた受託研究費の受入方法を平成27年度から出来高方式に変更した。

(6) 燕労災病院(新潟県燕市)の再編

<p>新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編を前提として、「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、燕労災病院の再編について検討を行うこと。</p> <p>(7) 病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとの目標管理を</p>	<p>労災病院の再編・整理は地域医療の中での当該病院の役割、位置づけなども踏まえて、個別に慎重に検討すべきであるが、燕労災病院と厚生連三条総合病院の再編については、新潟県の県央基幹病院基本構想策定委員会において検討が進められ、平成25年12月「県央基幹病院基本構想」が策定されたことを踏まえ、機構として適切な対応を行っていく。</p> <p>なお、再編の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。</p> <p>(7) 病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標については、病院ごとにP D C A サイクル</p>	<p>平成26年8月29日に新潟県が公表した「県央基幹病院の整備に向けたアウトライン」において、「平成28年度を目途に燕労災病院の移譲を受け、県央基幹病院の開設に向けた運営準備を進める」との方針が示されたことを踏まえ、機構として適切な対応を行っていく。</p> <p>(7) 病院ごとの目標管理の実施</p> <p>「紹介率」、「逆紹介率」、「平均在院日数」、「救急搬送数」については、本部と各労災病院とで協議の上、目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達</p>	<p>新潟県が進める「県央基幹病院基本構想」において、地域に必要な中核的な医療機能を整備するために、燕労災病院（300床）と新潟県厚生連三条総合病院（199床）を再編対象病院として500床規模の基幹病院を整備すること、再編対象病院の両病院の医療機能を引き継ぎつつさらに発展させていくこと、県央医療圏における救命救急医療を中心とした医療提供体制を整備すること等の構想が取りまとめられたことを受けて、構想に沿った形での県央基幹病院の実現に向けて、機構と新潟県との間で具体化に向けた検討・調整を進めてきた。</p> <p>平成26年8月、新潟県から①基幹病院の整備主体及び運営主体、②設置場所、③燕労災病院の早期移譲、④今後の進め方（平成28年度を目途に燕労災病院を移譲し、平成30年代のできるだけ早い時期に県央基幹病院を開設できるよう、準備を進めていく）等についてのアウトラインが公表された。平成28年3月には、県央基幹病院整備基本計画策定委員会（燕労災病院長が委員として参加）において、県央基幹病院整備基本計画（案）が取りまとめられ、平成35年度早期の開院を目標とすることとされた。</p> <p>機構としては、新潟県との間で燕労災病院職員の雇用の確保等に留意しつつ、移譲に係る条件等について交渉を重ねてきたところであり、引き続き円滑な移譲に向けた調整等に取り組んでいくこととしている。</p> <p>(7) 病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、四半期ごとの実績を本部にて取りまとめた上、本部主催の医事課長会議にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、年度目標の達成に向け、必要に応じて行動目標の追加、修正を行った。</p>		
---	---	---	--	--	--

行い、その実績を業務実績報告書において明らかにすること。

の視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

成を図る。

・紹介率（目標達成施設15施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	38.0%	34.6%	中部	56.8%	56.7%
道せき	11.7%	11.4%	旭	62.0%	58.3%
釧路	68.9%	65.0%	大阪	83.4%	86.8%
青森	52.9%	55.5%	関西	84.5%	91.7%
東北	80.1%	73.1%	神戸	63.0%	62.5%
秋田	19.8%	21.9%	和歌山	68.0%	64.6%
福島	88.5%	91.5%	山陰	67.7%	68.5%
鹿島	32.0%	29.4%	岡山	68.0%	65.8%
千葉	82.0%	83.9%	中国	81.1%	80.2%
東京	70.5%	67.9%	山口	69.0%	71.2%
関東	82.6%	86.8%	香川	82.0%	84.7%
横浜	68.5%	69.7%	愛媛	36.0%	35.3%
燕	82.9%	83.6%	九州	75.5%	73.6%
新潟	59.5%	57.8%	門司	81.9%	86.0%
富山	67.0%	62.6%	長崎	78.1%	77.9%
浜松	75.2%	76.4%	熊本	70.0%	71.3%

※対前年度でアップした施設は 27 施設

・逆紹介率（目標達成16施設）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	32.5%	31.4%	中部	57.2%	63.9%
道せき	13.9%	14.6%	旭	38.1%	42.4%
釧路	41.5%	39.3%	大阪	112.3%	112.1%
青森	46.4%	48.6%	関西	68.4%	68.1%
東北	46.8%	45.1%	神戸	94.0%	87.5%
秋田	14.6%	14.1%	和歌山	63.4%	58.4%
福島	69.2%	64.3%	山陰	66.1%	84.2%
鹿島	20.3%	20.5%	岡山	82.0%	60.1%
千葉	62.3%	66.4%	中国	54.6%	65.9%
東京	52.2%	48.4%	山口	47.4%	51.5%
関東	52.8%	59.4%	香川	59.0%	64.7%
横浜	37.5%	40.4%	愛媛	36.0%	35.0%
燕	55.2%	59.8%	九州	93.0%	88.7%
新潟	49.7%	50.6%	門司	71.5%	43.6%
富山	31.9%	39.8%	長崎	63.1%	60.2%
浜松	38.7%	36.6%	熊本	52.3%	52.9%

※対前年度でアップした施設は 17 施設

・平均在院日数（全施設において施設基準の要件を満たしている）

病院名	目標値	実績	病院名	目標値	実績
道央	21日以内	14.7日	中部	18日以内	15.7日
道せき	21日以内	20.0日	旭	18日以内	16.0日
釧路	21日以内	16.1日	大阪	18日以内	12.4日
青森	18日以内	17.0日	関西	18日以内	11.9日
東北	18日以内	14.6日	神戸	18日以内	15.0日
秋田	21日以内	18.5日	和歌山	18日以内	15.0日
福島	18日以内	15.6日	山陰	18日以内	15.4日
鹿島	18日以内	14.7日	岡山	18日以内	16.3日
千葉	18日以内	12.0日	中国	18日以内	15.3日
東京	18日以内	16.9日	山口	18日以内	16.9日
関東	18日以内	13.6日	香川	18日以内	14.7日
横浜	18日以内	12.3日	愛媛	18日以内	17.1日
燕	21日以内	19.4日	九州	18日以内	15.2日
新潟	18日以内	16.7日	門司	21日以内	18.0日
富山	21日以内	19.5日	長崎	18日以内	17.0日
浜松	18日以内	15.1日	熊本	18日以内	15.3日

※目標値：施設基準上の要件となっている平均在院日数

（一般病棟7対1入院基本料：18日以内、一般病棟10対1入院基本料：21日以内）

※労災病院の全ての入院患者を対象とした平成27年度平均在院日数は13.7日と平成26年度と比べ0.3日短縮となっている。（H26年度14.0日→H27年度13.7日）

・救急搬送数

病院名	26年度実績	27年度実績	病院名	26年度実績	27年度実績
道央	998人	806人	中部	3,530人	3,423人
道せき	106人	164人	旭	1,989人	1,491人
釧路	1,847人	1,951人	大阪	2,716人	3,383人
青森	874人	1,089人	関西	5,219人	6,077人
東北	3,153人	3,085人	神戸	1,561人	1,758人
秋田	345人	288人	和歌山	3,147人	2,873人
福島	1,625人	1,602人	山陰	2,720人	2,707人
鹿島	406人	400人	岡山	2,652人	2,733人
千葉	3,080人	3,489人	中国	3,753人	3,591人
東京	3,957人	4,062人	山口	1,871人	1,711人
関東	6,090人	6,531人	香川	3,480人	3,659人
横浜	6,930人	6,706人	愛媛	968人	1,189人
燕	1,653人	1,838人	九州	2,910人	3,179人

新潟	1,605人	1,466人	門司	948人	949人
富山	1,291人	1,228人	長崎	1,547人	2,077人
浜松	3,528人	3,268人	熊本	3,509人	3,596人

※全国の労災病院の救急搬送患者数は、82,369人と対前年度比で2,361人増となっている。(H26年度80,008人→H27年度82,369人)

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） 労働安全衛生法第19条の3（国の援助） 第12次労働災害防止計画（平成25年2月25日厚生労働省） 産業保健を支援する事業の在り方に関する検討会報告書（厚生労働省労働基準局、平成25年6月28日） 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 業務方法書第4条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康福祉機構が実施主体となつて、国の補助事業として実施すること等が求められている。 難易度：「高」 過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。 メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。 新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
専門的研修 (計画値)	中期目標期間中に延べ3万6千7百回以上実施	—	7,340回	7,340回	7,340回	7,340回	7,340回	予算額(千円)	—	—			
専門的研修 (実績値)	—	4,594回/年	8,245回	9,383回	回	回	回	決算額(千円)	—	—			
達成度	—	—	112.3%	127.8%	%	%	%	経常費用(千円)	—	—			
事業主セミナー等 (計画値)	中期目標期間中に延べ1千9百回以上実施	—回 (新規事業)	380回	380回	380回	380回	380回	経常利益(千円)	—	—			
事業主セミナー等 (実績値)	—	—回	505回	768回	回	回	回	行政サービス 実施コスト(千円)	—	—			
達成度	—	—%	132.9%	202.1%	%	%	%	従事人員数(人)	—	—			

小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援（計画値）	中期目標期間中に12万8千件以上実施	-件 (新規事業)	25,600件	25,600件	25,600件	25,600件	25,600件							
小規模事業場等への訪問指導及び個別訪問支援（実績値）	-	-件	19,127件	26,749件	件	件	件							
達成度	-	-%	74.7%	104.5%	%	%	%							
産業保健総合支援センターにおける相談対応（計画値）	中期目標期間中に23万5千件以上実施	-	47,000件	47,000件	47,000件	47,000件	47,000件							
産業保健総合支援センターにおける相談対応（実績値）	-	36,935件/年	17,147件	36,907件	件	件	件							
達成度	-	-	36.5%	78.5%	%	%	%							
地域窓口における相談対応（計画値）	中期目標期間中に14万8千件以上実施	-件 (新規事業)	29,600件	29,600件	29,600件	29,600件	29,600件							
地域窓口における相談対応（実績値）	-	-件	45,703件	56,283件	件	件	件							
達成度	-	-%	154.4%	190.1%	%	%	%							
ホームページのアクセス件数（計画値）	中期目標期間中に1千66万件以上得る	-	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件	2,132,000件							
ホームページのアクセス	-	1,834,587件/年	1,997,022件	2,206,563件	件	件	件							

ス件数 (実績値)																				
達成度	—	—	93.7%	103.5%	%	%	%													
研修利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	研修利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を80%以上確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%													
研修利用者から有益であった旨の評価 (実績値)	—	94.0%/年	93.3%	92.3%	%	%	%													
達成度	—	—	116.6%	115.4%	%	%	%													
相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	相談利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有用であった旨の評価を80%以上確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%													
相談利用者から有益であった旨の評価 (実績値)	—	99.0%/年	93.8%	93.7%	%	%	%													
達成度	—	—	117.3%	117.1%	%	%	%													
事業が利用者に与えた効果の把握・評価 (計画値)	事業が与えた効果を把握・評価するための調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項がみられるようにする	—%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%	70.0%													
事業が利用	—	—%	91.3%	87.6%	%	%	%													

者に与えた 効果の把握・評価 (実績値)															
	達成度	—	—%	130.4%	125.1%	%	%	%							

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
<p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組による地域社会、産業保健関係者のニーズに対応した産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主</p>	<p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元的に実施する産業保健総合支援センターにおいては、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面の効率化を図るとともに、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、医師会等関係機関との連携の下、以下の取組により三事業を有機的に連動させ、事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。</p>	<p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>産業保健総合支援センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により産業保健三事業を有機的に連動させる。事業場における自主的産業保健活動への支援を効率的、効果的に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○産業医等の産業保健関係者への専門的研修については、中期目標期間中に延べ 36,700 回以上、平成 27 年度においては、7,340 回以上実施すること。</p> <p>○事業場における自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等については、中期目標期間中に延べ 1,900 回以上、平成 27 年度においては 380 回以上実施すること。</p> <p>○小規模事業場への訪問指導及びメンタルヘルス対策取組支援については、中期目標期間中に 128,000 件以上、平成 27 年度においては 25,600 件以上実施すること。</p>	<p>5 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供推進</p> <p>平成 27 年度は、産業保健三事業が一元化されて 2 年目であり、地域の医師会等の協力団体に対しても丁寧に説明し、協力要請するなど、徐々にではあるものの事業への理解を得られてきている。また、新たに登録産業医等の専門スタッフが安心して活動できるように産業保健活動総合支援事業の従事者を被保険者とする損害保険に加入するなどの本事業の実施環境の整備に加え、業務実績等を踏まえたコーディネーター等の活動時間の調整や担当地域を限定したメンタルヘルス対策促進員の配置を行うなど事業実施体制を見直した。さらに事業の進捗状況に応じて予算の再配分を行うなど事業の効率的、効果的な運営を図っている。加えて、業界団体、関係団体が開催する研修やセミナーを活用し、事業の周知、利用勧奨を行うなど、業界団体、行政等との連携や戦略的な周知・広報活動に取り組んだ。</p> <p>平成 26 年度から開始した個別訪問支援等については、平成 26 年度の実績が低調であったことを踏まえ、平成 27 年度は新たに作業環境測定や作業管理に精通した労働衛生工学専門員を委嘱するとともに、小規模事業場に対して広報・周知に努め、引き続き健康相談があった場合等あらゆる機会を捉え、積極的に事業場を直接訪問する訪問指導に取り組んだ。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>以下のとおり、年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。</p> <p>本評価項目の目標指標のうち、昨年度に比して 215.2%ながら目標を達成していない産業保健総合支援センターにおける専門的相談を除き、産業医等の産業保健関係者への専門的研修の実施回数、産業保健総合支援センターにおける事業者、産業保健に関する情報を提供するホームページのアクセス件数については、当該目標を設定した際の前中期目標期間 4 年目までの平均値と比較していずれも 1.2 倍以上の挑戦的な目標を設定している上、当該目標指標を達成することができた。また、</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

的産業保健活動の促進を図ること。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

なお、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック制度の普及・促進及び導入支援に係る事業を新たに加え、12月の施行に向け順次実施する。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

○事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談については、産業保健総合支援センターにおいて、中期目標期間中に235,000件以上、平成27年度においては47,000件以上の相談を実施すること。

○小規模事業場からの相談については、地域窓口において、中期目標期間中に148,000件以上、平成27年度においては29,600件以上の相談を実施すること。

○産業保健に関する情報を提供するホームページのアクセス件数については、中期目標期間中に10,660,000件以上、平成27年度においては2,132,000件以上得ること。

平成27年12月から施行されたストレスチェック制度に関しては、その導入支援策として、以下の取組を実施した。

- ① ストレスチェック制度サポートダイヤルの設置
専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル・ナビダイヤル）を5月から東京産業保健総合支援センターに、相談件数の増加に伴い大阪（7月）、福岡（10月）、宮城（12月）、広島・香川（1月）に開設し、様々な相談に対応した。
- ② 個別訪問支援
ストレスチェック制度の導入について、メンタルヘルス対策の専門家が直接事業場を訪問して、事業場の状況に応じた適切かつ具体的な助言・アドバイスを行った。
- ③ ストレスチェック実施促進のための助成金
同一都道府県内にある従業員50人未満の事業場が、合同でストレスチェックを実施し、また、合同で選任した産業医がストレスチェック後の面接指導等を実施した場合に、その費用の一部を助成した。
- ④ ストレスチェック制度に関する研修
産業保健総合支援センターにおいては、ストレスチェック制度に関して、産業医等の実施者、担当者、事業者を対象とした3種類の研修を開催した。

また、社会的に問題となったオルトートルイジンをはじめとする芳香族アミンを取り扱う作業に従事したことのある労働者等からの健康上の相談（職業性膀胱がんに係る健康相談等）に対応するため、専用の電話相談窓口（職業性膀胱がんに係る健康相談ダイヤル（フリーダイヤル））を急遽、平成28年1月に開設した。

さらに、平成26年度の実績が低調であったセンターや平成27年度の進捗が芳しくないセンターに対しては、本部が直接指導に出向く等事業の適正かつ円滑な実施に努めた。

(1) 事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のための専門的研修の実施

研修については、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の改正に伴うストレスチェック制度に関する研修を開催する等時宜を捉えたテーマを積極的に取り入れた。また、「運営協議会において事業運営計画を策定」（計画）→「計画に基づく事業の実施」（実施）→「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員会議等において検討・分析」（評価）→「受講者のニーズに即した研修テーマや開催日時の設定、地方開催等受講者の要望を反映」（改善）の仕組みを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて研修内容の質の向上を図っている。

過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加などの産業保健の新たな課題に対応し、平成27年度に新たに創設されたストレスチェック制度を小規模事業場を含めて普及させていくことが求められている。とりわけ、小規模事業場の産業保健活動は、事業者の積極的な取組に左右されるもので地域窓口の積極的な活動が求められているが、このためには、地域の医師会等関係機関の協力と連携を必要とし難易度が高いことから、評価できるものである。

さらに、事業の実施環境において、本事業に従事する産業保健スタッフを被保険者とする損害保険に新たに加入し、登録産業医等の専門スタッフが安心して活動できるようにした他、各センタ

<p>産業保健総合支援センターにおける産業医等の産業保健関係者への研修内容については、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げるとともに、面接指導等の実践的かつ専門的な研修を強化すること。</p> <p>また、第2期中期目標期間において実施した研修を踏まえ、研修内容等の改善を図る仕組みを充実させること。</p>	<p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実</p> <p>産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果並びに治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等に基づき、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げることとし、研修のテーマや内容に関して専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。</p>	<p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者への研修については、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、研修のテーマや内容に関して専門家による評価を行い、ニーズを的確に反映し研修内容の質の向上を図る。</p> <p>(イ) 産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する治療と就労の両立支援モデル事業の成果等を事業場に対して普及する。</p> <p>(ウ) ストレスチェック制度の導入を踏まえ、ストレスチェック及び面接指導の実施に関する研修を医師、保健師等</p>	<p>○研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>○利用者に対し、産業保健総合支援センター事業が与えた効果を評価するための追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上について具体的に改善が見られていること。</p> <p><その他の指標> >なし</p> <p><評価の視点> ○産業保健三事業を一元化し、新たに機構が実施主体となったが、円滑な事業実施が図られているか。</p> <p>○小規模事業場に対し、事業場を訪問する直接的な支援を積極的に行</p>	<p>ア 地域の産業保健関係者に対する実践的かつ専門的な研修の充実</p> <p>(ア) 産業医等の産業保健関係者への研修</p> <p>各産業保健総合支援センターが定期的開催する相談員会議等において、産業保健活動に資するニーズ調査及び研修内容に関するアンケート調査の結果に基づき、産業保健相談員等による研修テーマや内容に関する評価を行い、ニーズを的確に反映し、利用者の利便性に配慮するとともに、研修内容の質の向上に努めた。</p> <p>(イ) 治療と就労の両立支援の普及を目的とした研修の実施</p> <p>事業者ニーズに対応し、治療就労両立支援センターが進めている治療と就労の両立支援モデル事業に関連して、治療と就労の両立支援の普及を目的とした研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん罹患者の就労支援（京都） ・治療と就労の両立（北海道・和歌山・熊本） ・人事管理の視点による治療と仕事の両立支援（広島） ・がんと治療の両立支援（佐賀） ・がん治療と仕事（富山） ・がんの治療と就労の両立支援（群馬） <p>(ウ) ストレスチェック制度の創設への対応</p> <p>平成27年12月に施行されたストレスチェック制度に関して、制度の周知を図り、ストレスチェックが円滑に実施できるように①産業医等の実施者向け、②担当者向け、③事業者向け、の3種類の研修を延べ1,537回（受講者数85,367人 うち県庁所在地以外507回、土日夜間開催509回）開催した。</p>	<p>一内の地域の実情に応じて活動時間の調整等を行うなど柔軟な事業の実施体制を構築した他、各地域レベルで医師会、事業者団体、行政等との積極的な連携に努め、事業の効果的・効率的な運営を行うことができた。</p> <p>さらに、専門的研修では、平成27年12月から施行されたストレスチェック制度に関する研修を県庁所在地はもちろんのこと、県庁所在地以外や土日夜間も実施して制度の円滑な施行に努めた。相談においては、ストレスチェック制度サポートダイヤルを新たに設置し、また、個別訪問支援においても、ストレスチェックの導入等支援を実施した結果、利用者から制度についての理解が深まった、適切なアドバイスにより問題が解決した等高い評価を得るに止まらず、事業場に</p>	
---	--	--	---	--	---	--

	<p>に対して実施する。また、ストレスチェック制度の概要等に係る研修を事業者、人事労務担当者等に対して実施する。</p> <p>(エ) 労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等のテーマを積極的に取り上げる。</p> <p>また、地域窓口の機能を活かして地域の小規模事業場のニーズを把握するとともに、中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス対策に係る教育・研修を行うこと等により、中期目標期間中に延べ36,700回以上の専門的研修を実施する。</p>	<p>に対して実施しているか。</p> <p>○新たに設置した地域窓口で事業に従事する者の能力向上が図られているか。</p> <p>○産業保健関係者に対する支援を適正かつ効率的に行っているか。</p> <p>○産業保健各分野の専門家を確保するとともに、研修内容等の質の向上を図る仕組の充実が図られているか。</p> <p>○産業保健に関する情報の提供を行い、広く普及させているか。</p> <p>○利用者にとって事業は有益であったか。また、事後的な効果を把握することができたか。</p>	<p>(エ) 第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）における重点項目をテーマにした研修の実施</p> <p>労働災害防止計画における重点項目である、メンタルヘルス、過重労働、化学物質による健康障害、腰痛対策等を積極的に取り上げた。</p> <table border="0"> <tr> <td>・メンタルヘルス</td> <td>2,461回</td> </tr> <tr> <td>・過重労働</td> <td>236回</td> </tr> <tr> <td>・化学物質による健康障害</td> <td>414回</td> </tr> <tr> <td>・腰痛対策</td> <td>244回</td> </tr> </table> <p>(オ) 中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策</p> <p>中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させることを目的とした、管理監督者等が対象のメンタルヘルス対策に係る教育、また、今年度からストレスチェック制度の導入に関する教育を行った。</p> <p>(カ) 共催方式による研修の実施</p> <p>効果的・効率的な研修の実施を目的に、都道府県労働局及び医師会等の関係機関や各種業界団体等との共催による研修に積極的に取り組んだ。</p>	・メンタルヘルス	2,461回	・過重労働	236回	・化学物質による健康障害	414回	・腰痛対策	244回	<p>とっても具体的な改善事項がみられた割合の達成度が120%を超えたことは評価できるものである。</p> <p>(1) 平成27年度は、産業保健三事業が一元化されて2年目であり、地域の医師会等の協力団体に対しても丁寧に説明し、協力要請等を行うことで、事業への理解を得られた。また、産業保健総合支援事業に係る損害保険に加入するなど、登録産業医等の専門スタッフが安心して活動できるよう事業の実施環境を整備した。さらに、事業実績等を踏まえたコーディネーター等の活動時間の調整や予算等の再配賦など事業の効率的・効果的な運営を図った。</p>	
・メンタルヘルス	2,461回												
・過重労働	236回												
・化学物質による健康障害	414回												
・腰痛対策	244回												

効率的・効果的な研修の実施を図る。

(キ) 産業保健関係者の実践的能力の向上に寄与するため、作業現場における実地研修、ロールプレイング方式等の参加型研修、事例検討等の実践的研修、体系的知識の習得を目的としたシリーズ研修等の充実を図る。

(キ) 実践的研修、テーマに応じたシリーズ研修の実施

・実践的研修の実施

単に知識の付与にとどまらず、討議・実地等を通じて現場で実践できるスキルを体得させることを目的に、次のとおり実践的研修を実施した。具体的には討議形式（症例検討、事例検討等）、実習形式（機器操作、ロールプレイング等）、実地形式（職場巡視等）の双方向・参加型研修を行った。

- ・ 討議形式 214回
- ・ 実習形式 453回
- ・ 実地形式 120回

・テーマに応じたシリーズ研修の実施

衛生管理者・労務担当者等を対象に体系的な技法を付与することを目的として、シリーズ研修を実施した。

46都府県で実施

ー具体例ー

・「カウンセリング技術研修」【埼玉】

- (その1) カウンセリングの基本的な考え方（平成27年4月24日）
- (その2) 心の医学Ⅰ（平成27年5月15日）
- (その3) 心の医学Ⅱ（平成27年5月29日）
- (その4) ストレスについてⅠ（平成27年6月12日）
- (その5) ストレスについてⅡ（平成27年6月26日）
- (その6) カウンセリングの具体的な技法Ⅰ（平成27年7月10日）
- (その7) カウンセリングの具体的な技法Ⅱ（平成27年7月24日）
- (その8) カウンセリングの具体的な技法Ⅲ（平成27年8月7日）
- (その9) 演習（平成27年8月28日）
- (その10) 演習、質疑応答（平成27年9月11日）

・「作業環境測定実務講座」【山形】

- (その1) 現場で簡単に有機溶剤等化学物質の濃度を測定する方法（平成27年6月16日）
- (その2) 騒音の基礎知識と健康影響及び職場騒音の測定方法（平成27年6月24日）
- (その3) 労働安全衛生保護具の着用と保守管理対策（平成27年6月30日）
- (その4) TRサンプラー、レーザー粉じん計の使用法（平成27年7月6日）
- (その5) 電離放射線&照度・輝度（平成27年7月14日）
- (その6) 温熱環境の評価方法（平成27年7月21日）
- (その7) 受動喫煙防止対策（タバコの煙の測り方）（平成27年7月27日）
- (その8) 局所排気の基礎知識と点検方法（講義）（平成27年8月10日）
- (その9) 局所排気の基礎知識と点検方法（スモークテスター、微風速計の使用法実習）（平成27年8月10日）

加えて、業界団体、行政等との連携や戦略的な周知・広報に取り組みとともに、ストレスチェック制度に対する支援など、ニーズに合わせて機能の充実・強化等を行った結果、平成26年度事業実績に比べ、各事業とも大幅に上回る実績を上げることができた。

(2) 専門的研修については、産業医等の事業場における産業保健活動の促進、産業保健関係者育成のため、ストレスチェック制度や、労働災害防止計画の重点事項をテーマとし、利用者の利便性に配慮（休日・夜間、都道府県県庁所在地以外の地域での実施等を含む。）するとともに、内容の質の向上

(ク) 利用者の利便性の向上を図るため、ホームページ、メールマガジン等による研修の案内、申込受付を行うとともに、地域の利用者ニーズに沿った開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

以上の取組により、7,340回以上の専門的研修を実施する。

- ・「アドラー心理学に基づいたより良い人間関係構築のためのワークショップ（グループワーク）」（千葉）
- （その1）色々なものの見方を知る、聞き上手になる（平成27年5月18日）
- （その2）言い方の工夫、感情のコントロールについて（平成27年6月8日）
- （その3）自分のスタイルを知る、セルフ・トークを意識する（平成27年8月31日）
- （その4）目的を意識する、自分の人生を引き受ける（平成27年10月26日）
- （その5）自分の良さを再発見する、当たり前を再確認する（平成27年11月30日）
- （その6）物事を前向きに考える、勇気づけの実践をする（平成27年12月14日）

(ク) 土日・夜間の開催等

利用者の利便性の向上を図るため、都道府県庁所在地以外の地域で実施するほか、利用者からの要望の多いものについては、休日・夜間に研修を実施した。（休日・夜間研修の開催延べ回数：1,195回）（47都道府県で実施）

【その他のテーマによる研修の実施】

アスベストによる健康障害の防止等を図ることを目的に、労災病院、アスベスト疾患センター等関係機関と連携した、主に産業医を対象とした研修を延べ21回（受講者数535人）実施した。（対象者：全ての産業保健スタッフ）

なお、平成25年度以前から、“地域産業保健センター（現・地域窓口）への支援”として実施してきた、地域産業保健センターで活動している産業医及びコーディネーターの能力向上を目的とした研修について、平成27年度においても引き続き実施した。

- ・コーディネーター能力向上研修： 10回
- ・登録産業医研修： 278回

こうした取組により、平成27年度において延べ9,383回（達成度127.8%）の研修を実施した。

産業保健関係者に対する研修回数（単位：回）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
4,936	5,186	4,648	8,245	9,383

に努めることにより、延べ9,383回（年度計画7,340回以上）実施し、年度計画を上回る事ができた。（計画達成度127.8%）

(3) 事業主セミナー等については、ストレスチェック制度、熱中症等の社会的関心が高いテーマを取り上げる等の取組により、延べ768回（年度計画380回以上）実施し、年度計画を大幅に上回る事ができた。（計画達成度202.1%）

(4) 訪問指導及び個別訪問支援については、あらゆる機会を通じて周知・勧奨に努めたこと等、新たに労働衛生工学専門員を委嘱する等体制整備を図ったこと等により、延べ26,749件

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

産業保健総合支援センター及び地域窓口が連携して、事業場における自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等を中期目標期間中に延べ1,900回以上実施する。

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

(ア)労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。

(イ)ホームページ、メールマガジン等によるセミナー等の案内、申込受付を行うとともに、対象者の利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮する。

(ウ)産業保健総合支援センターと地域窓口の連携による勧奨活動、また、事業者団体、商工団体等との連携による

研修受講者数

(単位：人)

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
64,633	186,038	154,702	195,234	240,304

イ 自主的産業保健活動促進のための事業主セミナー等の実施

職場における労働者の健康管理等に関し、事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すため、次の取組により、産業保健に関する啓発セミナー、事業場の事例等について討議検討する事例検討会等を開催した。

(ア)労働衛生行政上重点的に取り組むテーマ、ストレスチェック制度、熱中症等の社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げた。(47都道府県で実施)

- ・職場における心の健康づくり対策について(東京)
- ・職場における受動喫煙防止について(静岡)
- ・知っておきたい有機溶剤の基礎知識(島根)
- ・「腰痛・転倒災害」私は大丈夫だと思いませんか?(徳島)
- ・過重労働の健康影響及びその防止対策(福岡)
- ・「過労死は防げるか」(茨城)
- ・ストレスチェックの具体的な実施方法等について(三重)
- ・熱中症の職場環境チェックの改善方法(富山)

(イ)利便性を考慮し、開催の曜日・時間帯、場所の設定に配慮した。(休日・夜間の開催延べ回数：68回)(26都道府県で実施)

(ウ)効率的な実施を図るため、事業者団体、商工団体等との共催により開催した。(587回)(46都道府県で実施)

(年度計画25,600件以上)実施した結果、前年同期比139.8%をとなり、年度計画を上回ることができた。(計画達成度104.5%)

(5)産業保健総合支援センターにおける相談については、ホームページ、メールマガジン等を活用した積極的な利用勧奨等に努めたこと等により、相談件数は36,907件(年度計画47,000件以上)となった。(計画達成度78.5%)、計画達成には至らなかったが、前年度実績(17,147件)に比して、215.2%増の実績となった。

(6)地域窓口における相談については、労働基準監督署をはじめとする地域の関係団

		共催とする等効率的な実施を図る。	
		以上の取組により、380回以上の事業主セミナー等を実施する。	
(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実	
ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実	ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実	ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実	
地域の小規模事業場（産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場）における産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局等の行政機関や地域	地域窓口の登録産業医、登録保健師、または地域窓口を経由した産業保健総合支援センターの産業保健相談員による小規模事業場（産業医の選任義務のない労働	(ア) 産業保健スタッフ等に対する専門的研修及び労働災害防止団体等関係団体が開催する研修・セミナー等を活用し、訪問指導を希望する事業場を募る等、積極	

こうした取組により、平成27年度において延べ768回（達成度202.1%）の事業主セミナー等を実施した。

事業主セミナー等の開催回数 （単位：回）

26年度	27年度
505	768

(2) 小規模事業場等における産業保健活動への支援の充実

ア 医師等による小規模事業場等への訪問指導及びメンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援の充実

積極的な小規模事業場等への訪問指導が求められている中、新規訪問先を開拓し利用事業場を拡大するため、以下の取組を行った。

また、本部が好事例を収集し、各産業保健総合支援センターに提供するとともに、実績が伸び悩む産業保健総合支援センターには、本部が直接出向いて指導等の継続により実績の向上に努めた。

(ア) 産業保健総合支援センターにおける専門的研修や労働災害防止団体等の関係団体が実施する研修・事業主セミナー等あらゆる機会に周知・広報し、事業の利用勧奨を図った。

	体が開催するセミナー等を活用して積極的な利用勧奨に努めたこと等の取組により、56,283件（年度計画29,600件以上）の相談に対応し、年度計画を大幅に上回ることができた。（計画達成度190.1%）
(7) ホームページを活用した情報提供については、地域の産業保健に関する情報の収集に努め、頻繁に更新するだけでなく、ストレスチェック制度に関する研修等の専門的研修の申込受付、地域窓口を含めた事業全体のPR等積極的な情報発信に努め、2,206,563件のアクセス数を得ることができ、年度計画を上回ることが出来た。（計画	

の産業保健関係団体等と連携し、事業場への訪問指導を充実させるとともに、中小規模事業場のメンタルヘルス対策を普及促進するため産業保健総合支援センターに登録したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門に行う者が、支援を希望する事業場を訪問し、対策の導入に関する取組について支援を実施すること。

また、事業主等からの相談に対しては、産業保健総合支援センターと地域窓口が連携し、ワンストップサービスの機能を発揮して対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

イ 産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口における専門的相談の実施

者50人未満の事業場)への訪問指導及びメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門に行う者による中小規模事業場に対するメンタルヘルス対策取組支援について、中期目標期間中、128,000件以上実施することにより、地域の産業保健活動への支援を図る。

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施

的・効果的に周知・勧奨を図る。
(イ) 労働局・労働基準監督署の協力を得て、訪問事業場に関する情報を入手する等、効率的に周知・勧奨を図る。

(ウ) 事業場の規模にかかわらず、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェック制度の導入等に対する事業場への訪問支援を実施する。

(エ) 作業環境管理等総合的な支援を行うため、衛生工学衛生管理者等の労働衛生工学の専門家による訪問指導を実施する。

以上の取組により、25,600件以上の訪問指導及び個別訪問支援を実施する。

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施

(イ) 労働局、労働基準監督署の協力の下、ストレスチェック制度の説明会や安全大会等において、支援希望のアンケート等を配布すること等により、事業の周知・利用勧奨を行い、利用者の拡大を図った。

(ウ) メンタルヘルス対策促進員が事業場を訪問し、事業場においてストレスチェック制度が円滑に実施できるよう支援を行った。

ストレスチェック等導入支援件数 3,444件

(エ) 平成27年度からは、新たに作業環境測定や作業管理等に精通した労働衛生工学専門員(114人)を委嘱し、事業場への訪問体制の強化を図った。

こうした取組により、平成27年度において延べ26,749件(達成度104.5%)の訪問指導等を実施した。

訪問指導及び個別訪問支援の実施件数 (単位: 件)

26年度	27年度
19,127	26,749

イ 産業保健総合支援センター及びその地域窓口における専門的相談の実施

達成度
103.5%)

(8) 研修利用者から有益であった旨の評価は92.3%を得ることができ、相談利用者から有益であった旨の評価は93.7%を得ることができ、研修及び相談とも高い評価を受けた。(研修、相談とも年度計画80%以上)

(9) アウトカム調査の結果では、有効回答のうち87.6%の割合で、何らかの具体的な改善事項がみられたとの回答を得られ、目標を達成することができた。(年度計画70%以上)

<課題と対応>

—

<p>事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの専門的相談については、産業保健総合支援センターにおいて、中期目標期間中235,000件以上実施するとともに、小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上実施すること。また、相談内容については、産業保健関係者に対する研修に有効活用できるよう検討すること。</p>	<p>(ア) 事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談については、多様な分野の専門家を確保しつつ、相談対応に係る調整を迅速に行う仕組みを整備し、相談対応の効率化を図ることにより、中期目標期間中に235,000件以上実施するとともに、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。</p>	<p>(ア) 事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談について</p> <p>a 電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応するとともに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、相談の利用を積極的に勧奨する。</p> <p>b 面談による相談に対しては、事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。</p> <p>c 相談者から</p>	<p>安衛法の改正（平成26年6月公布）によりますますニーズが高まることが見込まれる、メンタルヘルスをはじめとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。</p> <p>(ア) 事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの相談について ー産業保健総合支援センターー</p> <p>【産業保健に造詣の深い精神科医及びカウンセラー等の相談員の確保】 ますます増加する事業場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応や、事業場の法改正への的確な対応等を支援するため、1,058人の産業保健相談員を委嘱し、事業場からの専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。</p> <p>【ストレスチェック制度の創設への対応】 平成27年12月から施行されたストレスチェック制度導入支援策として、専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を東京（5月）、大阪（7月）、福岡（10月）、宮城（12月）、広島・香川（1月）の6箇所に設置し、様々な相談に対応した。 ・相談件数 12,092件</p> <p>【職業性膀胱がんに係る対応】 オルトートルイジンをはじめとする芳香族アミンを取り扱う作業に従事したことのある労働者等からの健康上の相談に応じるため、「職業性膀胱がんに係る健康相談ダイヤル」を平成28年1月に開設し職業性膀胱がんに係る健康不安、化学物質のばく露防止の相談に対応している。 ・相談件数 17件</p> <p>a 効率的・効果的な相談の利用勧奨 電話、メール及びFAXによる相談については、引き続き的確に対応し、さらに、ホームページ、メールマガジン等を活用して、積極的な利用勧奨を行った。</p> <p>b 効率的・効果的な相談対応 相談の事前予約制を引き続き実施し、面談による相談に対しては、予め相談内容を記載した用紙を担当相談員に渡すなど、相談業務の効率化を図った。</p> <p>c 積極的な実地相談の実施</p>	
--	--	--	---	--

の要請に応じて、事業場を訪問し、具体的に助言する実地相談を積極的に行う。

d 研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマ関連の相談等を積極的に受け入れる。

e 相談内容については、産業保健関係者に対する専門的研修に有効に活用する。

産業保健総合支援センターにおいては、以上の取組により、47,000件以上の相談を実施する。

(イ) 小規模事業場からの相談については、地域窓口において、産業保健総合支援センターとの連携を密にして、ワンストップサービス機能を十分に発揮して、中期目標期間中148,000件以上実施する

(イ) 小規模事業場からの相談について

a 事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努める。

b 地域窓口では対応が困難な

作業環境管理、作業管理等について、電話相談等を通じて事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要と判断した場合は、積極的に事業場を訪問して相談に直接対応し、必要な助言等を行った。

・実地相談件数：242件

d 研修終了時における相談コーナーの設置

研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。

e 相談内容の活用

相談の内容によって専門的研修のテーマにする等有効に活用した。

こうした取組により、相談件数の増を図り、平成27年度においては平成26年度（延べ17,147件）の実績を大きく上回る延べ36,907件（達成度78.5%）の相談に対応したが、目標達成には至らなかった。

産業保健関係者からの相談件数（産業保健総合支援センター）

（単位：件）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
45,999	46,703	31,368	17,147	36,907

(イ) 小規模事業場からの相談について ー地域窓口ー

登録産業医等が、小規模事業場における産業保健活動を支援するため、次の取組により、小規模事業場の事業者及び労働者からの相談に幅広く対応した。

a 効率的・効果的な相談対応

事前に相談内容を記載した用紙を確認する等、効率的・効果的な対応に努めた。

b ワンストップサービス機能の発揮

小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産業保健総合支援セ

安全衛生工学等の専門的な相談については、ワンストップサービス機能を十分発揮して、迅速・的確な対応に努める。

c 労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・勧奨に努める。

d ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導を実施する（12月以降に実施予定）。

地域窓口においては、以上の取組により、29,600件以上の相談を実施する。

ンターと地域窓口が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。
 なお、平成27年度におけるワンストップサービス機能を発揮して対応した件数は、1,539件であった。

－具体的事例－

- ・事業場から地域窓口へ、健康診断の事後措置の依頼とともに特定化学物質使用事業場の作業環境・作業環境管理に関する相談があったが、地域窓口では対応が困難なため、産業保健総合支援センターの相談員2名（産業医及び第一種作業環境測定士）が、直接事業場に出向いて助言・指導した。
- ・事業場から地域窓口へ、事業場におけるメンタルヘルス対策についての支援要請があったため、地域窓口と産業保健総合支援センターが調整し、メンタルヘルス対策促進員が直接事業場を訪問して支援を行った。
- ・事業場から産業保健総合支援センターへ、長時間労働者に対する面接指導や健康診断結果についての医師の意見聴取の依頼があったため、産業保健総合支援センターと地域窓口が調整して、地域窓口の登録産業医が対応した。

c 積極的な周知・勧奨

労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。

d ストレスチェックに係る労働者に対する面接指導

本部で講師等養成研修会を実施し、各センターで登録産業医に対する研修を実施した。準備が整った地域窓口から、高ストレス者の面接指導を実施することとした。

こうした取組により、平成27年度は地域窓口において、56,283件（達成度190.1%）の相談に対応した。

このうち、実際の職場環境を踏まえた指導等を行うため、11,570件については、直接事業場を訪問して対応した。

小規模事業場等の事業者及び労働者からの相談件数（地域窓口）（単位：件）

26年度	27年度
45,703	56,283

相談のうち直接事業場を訪問した件数（単位：件）

26年度	27年度
8,920	11,570

<p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>インターネットの利用その他の方法により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センター（仮称）が実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、さらなる情報の質の向上、利便性の向</p>	<p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>ア 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン又は動画等により、産業保健に関する情報並びに産業保健活動に資する治療就労両立支援センターが実施する医療機関等に対する復職両立支援モデル事業の成果等の情報を提供するとともに、提供する情報</p>	<p>ウ ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成</p> <p>ストレスチェック及び産業医の要件を備えた医師による面接指導等を複数の小規模事業場が共同で実施した場合に費用を助成する。</p> <p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>ア 本部及び産業保健総合支援センターのホームページについては、産業保健に関する総合的な情報、産業保健総合支援センター及び地域窓口における事業や活動の広報等最新の情報をわかりやすく紹介する等、利便性・有益性の向上に努める。</p>	<p>ウ ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成</p> <p>従業員 50 人未満の事業場が合同で、医師・保健師等によるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主に費用を助成した。 事業場数 172 件</p> <p>(3) 産業保健に関する情報の提供その他の支援</p> <p>地域の産業保健に関する各種情報等を収集・整備し、相談や問い合わせ等に活用するとともに、次の取組により、地域の産業保健関係者、登録産業医等に対して、積極的に最新の産業保健情報の提供に努めた。</p> <p>ア ホームページを活用した最新情報の発信</p> <p>本部及び産業保健総合支援センターのホームページで、以下のとおり利用者の利便性の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トピックスを頻繁に更新し、積極的に最新の情報提供に努めた。（更新回数9,236回） ・ストレスチェック制度に関する専門的研修やセミナーの開催日程を案内するとともに、ホームページからの申込みを受け付けた。 ・地域窓口の事業や活動を積極的にPRし、利用者の拡大に努めた。 ・利用者の声や講師・相談員からのメッセージを積極的にホームページに掲載し、気軽に利用でき、かつ有益であることのPRに努めた。 <p>・産業保健調査研究の成果の情報提供</p> <p>地域の産業保健活動の活性化を図る目的で産業保健総合支援センターが行った調査研究の成果について、本部が開催する「産業保健調査研究発表会」での発表のほか、学会発表や「産業精神保健」、「精神神経学雑誌」等の学会誌への投稿等、幅広く公表している。また、産業保健総合支援センターにおける専門的研修のテーマとして活用するとともに、ホームページにも概要を掲載した。</p> <p>－具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「量的研究～基本の考え方、数式を使わない統計の生かし方～」を「第20回日本産業カウンセリング学会」で発表（福島） ・「慢性疾患を有する除染作業員の健康管理」を「第73回日本産業衛生学会東北地方会」で発 		
--	---	--	--	--	--

上を図ること。
また、事業主に
対する広報及び
啓発等を行うと
ともに、労働者
に対する情報提
供についてもよ
り積極的に取り
組むこと。

の質の向上を図
り、中期目標期間
中、ホームページ
のアクセス件数
を10,660,
000件以上得
る。

イ 利用者の拡
大、利便性の向上
を図るため、産業
保健総合支援セ
ンターの地域窓
口で直接受けら
れる産業保健サ
ービス、地域窓口
を通じて受けら
れる産業保健総
合支援センター
が行う産業保健
サービスの内容
等について、産業
保健関係者や事
業主等に対し広
報及び啓発等
を行うとともに、
労働者に対する
情報提供につい
てもより積極的
に取り組む。

イ 労働衛生行
政上重点的に取
り組むテーマ、社
会的関心の高い
テーマや地域窓
口の活動等を掲
載した産業保健
情報誌を定期的
に発行し、最新の
産業保健情報を
幅広く提供する。

ウ メールマガ
ジンについては、
研修や相談を通
じて広く購読者
を募るとともに、
産業保健総合支
援センター及び
地域窓口の行事
予定等の産業保
健情報を提供す
る。

エ 産業保健活
動に関する動画
を作成してホー
ムページに掲載
し、実践的かつ有
益な情報を視覚
的に提供する。

表（福島）

- ・「滋賀県下のがん患者の就労支援に関する実態調査」を「第88回日本産業衛生学会」で発表（滋賀）

イ 産業保健情報誌「産業保健 21」の発行

4月に開催した有識者による「産業保健情報誌編集委員会」において、編集方針を決定し、第81号（7月発行）では、平成27年6月から施行された安衛法における「受動喫煙防止対策」について、第82号（10月発行）では、平成27年12月の施行を控え関心の高まる“ストレスチェック制度”を含む「職場環境改善」について、第83号（1月発行）では、「中小企業への支援」について、第84号（4月発行）では、高齢者雇用時代における産業保健を特集した。また、毎号、事業場における産業保健活動に役立つ実践的な内容で提供した。

- ・第81号「職場における受動喫煙防止対策のポイント」
- ・第82号「職場環境改善とポジティブ・メンタルヘルス」
- ・第83号「今後の産業保健をめぐるスムーズな連携 ～中小企業の産業保健活動への支援の在り方～」
- ・第84号「高齢者雇用時代における産業保健」

ウ メールマガジンの配信

産業保健総合支援センターにおいて、専門的研修や相談対応を通じて幅広く読者を募り、メールリングリストを活用する等の方法により、ストレスチェック制度関連情報、地域の産業保健に関する最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンを、定期的に配信した。（配信件数：725,597件）

配信件数

（単位：件）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
418,733	499,678	562,854	555,604	725,597

エ 動画による情報の発信

産業保健関係の動画について機構のホームページにリンクを貼り閲覧できるようにした。

【その他の情報提供及び広報】

産業保健総合支援センターにおける専門的研修等の活動を積極的に公表し、地元テレビ、地元新聞、関係機関の会報及び機関誌等に掲載するとともに、取材等にも積極的に応じた。

－具体例－

- ・新潟日報：従業員ストレス検査義務化 一心の不調 深刻化防ぐる（新潟）

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を8

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体も活用し、研修のテーマや内容に関しては専門家による評価を行い、引き続

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 研修、相談については、インターネット等多様な媒体を活用して、利用案内、申込み受付するとともに、研修のテーマや内容に関

・商工連ニュースにいがた：職場のメンタルヘルス便り ―労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは― (新潟)

・NHK大阪放送局：熱中症予防対策セミナーが紹介され、講師を務めた産業保健相談員がインタビュー取材を受け放映された。(大阪)

・NHK松山放送局：ストレスチェック制度について、所長がインタビュー取材を受け放映さ

・愛媛新聞：ストレスチェック制度について (愛媛)

地域で開催される産業安全衛生大会等の各種イベントにブースを出展(他団体等との協働の場合を含む。)し、積極的なPR活動に努めた。(2県で実施)

―具体例―

・「群馬産業安全衛生大会」に健康相談コーナーを出展 (群馬)

・次世代育成支援イベント「おぎゃっと21」に健康相談窓口を開設 (徳島)

・「平成27年度徳島地方安全週間説明会」において、事業内容、利用勧奨などセンターをPR (徳島)

こうした取組により、平成27年度において、2,206,563件(達成度103.5%)のアクセス数を得ることができた。

ホームページアクセス件数の推移 (単位：件)

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1,814,521	1,776,771	2,168,976	1,997,022	2,206,563

(4) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握

ア 産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修及び相談に係る上記(1)及び(2)に掲げる取組に対する利用者の評価は、研修終了時又は相談対応の際に実施したアンケート調査では、研修利用者から有益であった旨の評価が92.3%、相談利用者から有益であった旨の評価が93.7%と、いずれも高い評価を得ることができた。(研修、相談とも年度計画80%以上)

―主な評価理由―

専門的研修

・テキスト上に載っている一般的な話だけではなく、事例を交えながら説明していただき理解しやすく参考になった。

・有機溶剤に関する研修は、日々の業務にとっても役立ち参考になった。

0%以上確保するとともに、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者や事業主等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち70%以上につき具体的に改善事項が見られるようにすること。

き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。

イ 利用者に対して、上記アからウに掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び同センターの地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られ

しては、専門家による評価を行う等、引き続き質及び利便性の向上を図ることにより、利用者からの産業保健に関する職務や労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。

イ 利用者に対して、上記(1)から(3)に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施して、有効回答のうち70%以上について具体的に改善事項が見られるよう

- ・具体的な対応がわかったので、今後活かしたい。
- ・ストレスチェック制度は複雑との印象があったが、全体の流れと各段階での担当者の役割について、理解が深まった。
- ・退職者の職場復帰について、法律も交えながらの基本の考え方が理解できた。

相談

- ・適切なアドバイスをいただき、問題が解決した。
- ・生活習慣病対策について、保健師からの食事・運動等についての指導がありがたかった。
- ・問題のある労働者への適正な対処方法の指導方法が理解できた。
- ・ストレスチェック制度の運用について、現場に即したアドバイスをいただき有意義だった。
- ・ストレスチェック制度について知識を得られた。
- ・メンタルヘルスについて会社での対処方法を知ることが出来た。
- ・職場復帰に向けての体制作りの参考になった。
- ・事業場内の安全衛生体制を確立するうえで具体的なアドバイスをいただいた。

研修利用者の有益であった旨の評価

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
94.0%	94.0%	94.5%	93.3%	92.3%

相談利用者の有益であった旨の評価

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
99.6%	98.8%	97.6%	93.8%	93.7%

イ 利用者に対して、上記(1)から(3)に掲げる事業に関して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施した。実施に当たっては、外部の有識者を招聘した検討会を開催し、昨年度の結果を踏まえ、調査項目等の検討を行った。

調査結果は、次のとおりであった。

- ・配付期間：平成27年11月16日～平成27年12月25日
- ・回収期間：平成27年11月16日～平成28年1月15日
- ・調査票配付件数：12,009件
- ・調査回収件数：5,116件
- ・回収率：42.6%
- ・事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合：87.6%
- ・主な改善事項
「職場全体の健康に対する意識が向上」
「職場のメンタルヘルス対策が充実」
「健康診断受診率が向上」

	<p>るようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p>	<p>にする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる質の向上を図る。</p>		<p>「衛生委員会が活性化」 「作業環境や作業内容が改善」 また、サービスを利用した人からは、「労働者に対する健康教育での指導力が向上」、「職場における改善を要する問題の発見能力が向上」等において高い評価を得ることができた。 以上のように、産業保健活動総合支援事業が、事業場の産業保健スタッフや小規模事業者等にとって、産業保健活動を行う上で何らかの効果を与えていることが明確になった。</p> <p>事業場にとって具体的な改善事項がみられた割合</p> <table border="1" data-bbox="1184 451 1427 543"> <tr> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>91.3%</td> <td>87.6%</td> </tr> </table> <p>本調査結果を踏まえ、利用者のニーズに応えるためにも、今後の事業に確実に取り入れるとともにアウトカム調査を継続して実施する。</p>	26年度	27年度	91.3%	87.6%		
26年度	27年度									
91.3%	87.6%									

<p>4. その他参考情報</p>	
<p>特になし</p>	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	優秀な人材の確保、育成		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 業務方法書第4条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0438

2. 主要な経年データ													
② 要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
職員研修の 有益度調査 (計画値)	80%以上の有益 度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	予算額（千円）	—	—			
職員研修の 有益度調査 (実績値)	—	86.9%	88.3%	88.0%	%	%	%	決算額（千円）	—	—			
達成度	—	—	110.4%	110.0%	%	%	%	経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス 実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数（人）	—	—			

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
				業務実績	自己評価												
<p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化</p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図ること。</p>	<p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化</p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努める。</p> <p>ア 臨床研修医の確保</p> <p>優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。</p>	<p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化</p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努める。</p> <p>ア 臨床研修医の確保</p> <p>優秀な医師を安定的かつ継続的に確保するため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医の確保に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○職員研修の有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を確保すること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ研修が実施されているか。</p> <p>○臨床研修指導医や研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて勤労者医療に関する講習を行い、指導医、研修医の育成が行われているか。</p> <p>○毎年度、研修カリキュラムの検証がなされ、研修内容を充実させることによ</p>	<p>6 優秀な人材の確保、育成</p> <p>(1) 優秀な人材の確保等の充実・強化</p> <p>質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、次の取組により、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図るとともに、その資質の向上に努める。</p> <p>ア 臨床研修医の確保</p> <p>将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、医学生・研修医の総合情報サイトで、全国6都市で行われ人気がある「レジナビ」の「臨床研修指定病院合同説明会」等に参加し、各労災病院個々の特色等についてPRを行い、優秀な研修医の確保に努めている。</p> <p>上記のような取組みの結果、当該説明会参加者から、19名の医学生が労災病院の初期臨床研修医となった。また、充実した研修が実施できるよう、各労災病院の医師が集合し、臨床研修指導医講習会を行うとともに研修プログラムのあり方も見直すなど、指導医のレベルアップも図っていることから、初期臨床研修医については、毎年一定数を確保できている。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>(1) 優秀な医師等を育成するため、「全国労災病院臨床研修指導医講習会」等において勤労者医療に関する講義を行い、理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる医師の育成に取り組んだ。また、受講生の理解度をより高めるべく、受講者アンケートを踏まえ研修カリキュラムを検証し、研修内容を見直し充実させた結果、臨床研修指導医講習会では96.9%、初期臨床研修医研修では87.0%と高い理解度を達成した。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>											
				<p>初期臨床研修採用者数（各年度4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>116人</td> <td>113人</td> <td>119人</td> <td>121人</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	116人	113人	119人	121人	120人		
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度													
116人	113人	119人	121人	120人													

併せて、初期臨床研修終了者の中から優秀な者を後期研修医として病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。

イ 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムの作成や臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

併せて、初期臨床研修終了者の中から優秀な者を後期研修医として病院に定着させるよう積極的な働きかけに努める。

イ 優秀な医師の育成等

勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを実施する。また、労災病院の医師の中から臨床研修指導医講習会世話人（講習会企画責任者が行う企画、運営、進行等に協力する医師）を選任し、勤労者医療に関する内容を盛り込んだプログラムによる機構独自の指導医講習会を開催するとともに、初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施し、優秀な医師の育成、確保に努める。

り、職員の資質の向上が図られているか。

○受講者に対するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実に反映されたか。

○医師不足の病院の診療機能の充実に努めるため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院を支援しているか

○チーム医療の中心的役割を果たし、医療の質の確保、地域とケアの推進に貢献できる看護師の育成が行われているか。

○労災看護専門学校においては、職場復帰や両立支援等、勤労者医療に関わ

勤労者医療への理解を深められるよう各病院の初期臨床研修医を集めて「初期臨床研修医研修」を年1回開催している。

平成27年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医110名のうち、平成28年4月に引き続き後期研修医として自院に勤務した医師は42名（対前年度+4名）となった。

イ 優秀な医師の育成等

「全国労災病院臨床研修指導医講習会」において勤労者医療に関する講義を行い、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる医師の育成に取り組んだ。

全国労災病院臨床研修指導医講習会は、平成27年度は6月と平成28年1月に開催し、65名が受講した。開催にあたっては、受講生の理解度をより高めるべく、労災病院から講習会世話人として参加している医師28人（副院長2人、部長医師21人、副部長医師3人、医師2人）が「グループワークの内容を充実させてほしい」という受講者アンケートを参考に世話人会において検討し、グループワークにチームとして問題解決を導いていく手法を追加するなどプログラム内容を見直した結果、引き続き高い理解度を達成することができている。また、初期臨床研修医研修は11月に開催し、国立病院機構の研修医を含む76名の医師の受講があった。

臨床研修指導医講習会受講者数推移

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
82名	72名	70名	65名	65名

初期臨床研修医研修受講者数推移

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
58名	74名	74名	72名	76名

受講者理解度（アンケート結果）

	26年度	27年度
臨床研修指導医講習会	98.4% →	96.9%
初期臨床研修医研修	92.2% →	87.0%

（2）育児等による医師等の離職を防止し、復職を促すために院内保育所の積極的な開設のための指導に取り組み、今後新たに1施設増につなげることができた。

（3）医療の質の確保等のため、資格取得のための研修等を受けやすく、また、取得後における職場環境の整備に努めた結果、専門看護師及び認定看護師の育成が図れた。

（4）研修終了後のアンケート調査等を元に研修カリキュラムの見直しを図った結果、有益度は、平成27年度の全ての研修の平均で88.0%となり、計画値80%のところ110.0%の達成度であった。更に、受講後、研

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。

エ 専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

本部においては、院内保育所の設置・利用状況等について定期的に調査を行うとともに、労災病院に対しては、個別の事情も踏まえつつ、新設等に向けた検討等を指導する。

エ 専門看護師・認定看護師等の育成

看護師については、チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルが求められることから、専門看護師・認定看護師等の計画的な育成に努める。

る教育内容を見直し、勤労者医療カリキュラムの充実が着実に実施されているか。

ウ 医師等の働きやすい環境の整備

院内保育所の設置・利用状況等について毎月定期的に施設報告を受け、個別の事情を踏まえつつ保育施設数の増に向けて積極的な開設のために指導を実施した。その結果、平成27年度末時点においては21施設で開設されているが、平成28年度に新たに1施設が開設できる見通しとなった。

また、国立病院機構、地域医療機能推進機構等の団体の中で、当機構が唯一制度化している「育児のための医師短時間勤務制度」（小学校就学前の子の育児のために短時間勤務及び宿日直勤務、時間外勤務の免除を認める制度）の積極的活用を指導した結果、平成27年度は9名（平成26年度は7名）の女性医師が当該制度を利用しており、在職医師の安心感や女性医師の病院選択の一つの目安となっている。

このほか、医師の負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進し、平成27年度は労災病院全体で638名（対前年度+35人）を配置した。これらの取組により医師等の人材確保・定着及びモチベーションの向上に寄与している。

院内保育所数推移

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
18施設	19施設	19施設	21施設	21施設

エ 専門看護師・認定看護師等の育成

医療が進歩すると同時に高度化・複雑化が増し、チーム医療の中においても看護に求められる専門知識や技術が高くなっている。

そのようなことから、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の育成をするべく、平成27年度においても、継続して、資格取得のための研修等を受けやすく、また、資格取得後における職場環境の整備に努めている。

その結果、専門看護師 14名、認定看護師 297名の有資格者を確保している。

有資格者数の推移（各年度4月1日時点） (人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
専門看護師	6	6	8	8	14
認定看護師	162	207	238	264	297

修成果の実践・展開に向けて取り組み、伝達研修実施状況調において93.8%と高い実施率となった。

(5) 医師確保が特に困難な労災病院に対して各種会議等さまざまな機会に医師の派遣協力を依頼し、各労災病院ともに厳しい中、平成27年度はブロックを越えた派遣も含め7件の労災病院間の派遣が行われ、地方の労災病院の診療機能維持及び派遣医師のキャリア形成に資した。

(6) 労災看護専門学校において勤労者医療の専門知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療の視点を全ての分野に取り

オ 各職種の研修プログラムの検証

毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。

オ 各職種の研修プログラムの検証

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で80%以上の有益度を得る。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を

オ 各職種の研修プログラムの検証

平成27年度の本部集合研修は、29研修を実施し、1,379名が受講した。毎年度、研修終了後のアンケート調査等を元に検証を行い、研修プログラムの見直しを図っており、有益度調査（「講義内容を業務に活かすことができる」）では、年間計画(80%)を超える高い有益度（88.0%）となっている。

具体的なプログラム見直しの内容としては、認定看護師研修のカリキュラムをグループディスカッション及び事例発表等を主とした内容への見直しを行うとともに、中央検査部長研修「超高齢社会における中央診療部門の医療経営戦略」のプログラムを新設した。また、医療メディエーション技法講習会では、患者と医療者との対話促進及び関係調整等に係る医療メディエーションマインドの浸透を図ることで病院機能を更に向上させるために、既に受講した上級者を対象として「フォローアップ」プログラムを作成し研修を行った。加えて、経営の観点から管理者研修Ⅲ「看護管理者のための病院経営」、事務局長研修では病院経営を担う事務局トップとしてのマネジメント能力の強化及び意識の向上を図るため「病院改革と事務局長の役割」のプログラムを新設した。

また、資質向上の観点から新規プログラムとしてコンプライアンス(法令等の遵守)を設け、機構の社会的使命を自覚して行動すべく研修を行った。さらに、新規採用職員に対しては、各施設に配付している「新規採用職員研修資料」にコンプライアンスを盛り込んだ。

管理職を対象にした研修では、グループワークにおいて現場で直面している問題等に対する実践的な研修を行うことで、労務管理の知識修得に努め離職防止、ひいては働きやすい職場環境整備により一層の医療の質の向上が図れるよう取り組んだ。また、26年度に引き続き、ハラスメント防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応措置について研修を行った。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の中核的医療機関としての労災病院が果たすべき役割等を説明し、84.2%(前年度88.3%)の理解度が得られた。

研修効果を上げるために各施設における伝達研修の実施日を記載するよう義務付けており、各施設における受講者以外の職員への波及が図られている。

入れ双方向授業を実施するなど特色ある教育を行った。また勤労者医療を実践している労災病院における臨地実習を活発に実施したほか、企業見学やリハビリテーション施設の見学などの特別授業や独自の教材を作成し試験的に運用を開始するなど勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図り、学生の勤労者医療に対する理解が深まるよう努めた。

その上で、看護師国家試験において全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。

<課題と対応>

行い、研修の実践と展開を図る。

カ 労災病院間における医師の派遣
 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。

カ 労災病院間における医師の派遣
 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を推進し、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努める。

本部主催各種職員研修の実施状況（27年度4～3月）
（実施研修数：29研修、参加者数：1,379名）

職種	実施研修数	研修名
医師	3研修	臨床研修指導医（2回実施）、初期臨床研修医
事務職	5研修	事務局長、新規採用、採用後3年目他
看護職	7研修	管理者研修、継続教育指導者研修他
医療職	6研修	診療放射線技師、中央放射線科部長、栄養管理室長他
共通	8研修	新任管理職、安全対策、管理職2年目他

有益度調査の推移

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
85.3%	86.1%	86.9%	88.3%	88.0%

伝達研修実施状況調における推移（実施人数／受講人数）

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
96.5%	92.7%	93.4%	93.7%	93.8%

カ 労災病院間における医師の派遣

労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が、提出した医師派遣要望書に基づき、院長会議等各種会議で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。

医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整すべき問題があるが、取組の結果、平成27年度は7件の都市部→地方労災病院間の医師派遣が行われ、地方の労災病院の医師不足の緩和に資した。

【平成27年度労災病院間医師派遣実績】

関東労災病院→福島労災病院（内科）

関東労災病院→福島労災病院（整形外科）

横浜労災病院→鹿島労災病院（内科）

千葉労災病院→鹿島労災病院（内科）

東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）

東北労災病院→青森労災病院（耳鼻科）

中部労災病院→旭労災病院（麻酔科）

※派遣医師数計 39名

（2）産業医等の育成支援体制の充実

（2）産業医等の育成支援体制の充実

（2）産業医等の育成支援体制の充実

（2）産業医等の育成支援体制の充実

<p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p> <p>(3) 看護師の養成</p> <p>労災看護専門学校においては、近年の看護師不足等の中で、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 専門性を有する看護師の養成</p> <p>地域の中核的医療機関として勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就</p>	<p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センターにおいて産業医活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みの充実を図る。</p> <p>ア 勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルへ</p>	<p>平成27年度においては、機構と産業医科大学が産業医・産業保健活動の推進、医師の派遣、研究の推進等、産業医学と勤労者医療の連携を円滑に行うため、両組織の役員・学長等により意見交換を行った。産業医大出身医師の労災病院での勤務状況や産業保健活動の確認及び研究分野での連携、人材養成について検討が行われ、質の高い産業医育成に向けて「産業医学・勤労者医療推進協議会」を設置することとした。</p> <p>また、同大学医学部卒業生への産業医活動2年間義務化に対応するため、労災病院において卒業生受入れに係る産業医業務カリキュラムを作成するなどして引き続き体制整備を行い、産業医科大学における産業医育成支援体制に協力した。</p> <p>(3) 勤労者医療の専門的知識を有する看護師の育成</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため以下の取組みを行う。</p> <p>ア 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療概論やメンタルヘルス、両立支援、災害看護等の特色ある授業を実施している。また、学習する全ての分野の授業に勤労者医療の視点を持ち、講義聴講型の授業から、学生の自主的な参画を促す双方向型の授業を取り入れる等内容を再考し、病院における勤労者医療の役割や職業と疾病の関係性等について知識を深める教育の推進に、継続して取り組んでいる。 【勤労者医療の視点を取り入れた双方向授業等の具体的事例】</p>		
---	---	--	--	--	--

労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。

ルスマネジメント、治療と就労の両立支援、災害看護等の講義を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行う。

イ 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。

また、勤労者の罹患率の高い疾病の治療と就労の両立支援等、勤労者医療に関する教育内容について見直しを行い、勤労者医療カリキュラムの更なる充実を図る。

- ・基礎分野の英語の授業で、勤労者へのインフォシートを英語で作成しロールプレイを実施
- ・専門分野の母性看護学において、就労が妊娠分娩に与える影響についてディベートと発表会を実施
- ・専門分野の成人看護学において、糖尿病に罹患した勤労者の仕事と治療の両立支援についてロールプレイを実施
- ・臨床実習における受持患者に対しアセスメントツールの活用を開始

また、看護師国家試験では、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。

労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率の推移

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合格率	99.1%	98.6%	98.6%	99.4%	98.9%
全国平均※	90.1%	88.8%	89.8%	90.0%	89.4%

(※出典：平成28年3月25日厚生労働省発表「国家試験合格発表」)

イ 平成27年度における看護学生の実習においては、勤労者医療を実践している労災病院の内、近接する13の労災病院の協力のもと、延べ約35,900日の臨地実習を確保した。

また、企業（作業環境・障害をもった方が就労する職場）やリハビリテーション施設の見学を行い、勤労者医療の対象となる患者に対する理解を深める授業を継続して実施した。

さらに、学生が勤労者医療に関する座学と医療の実際を結びつけて理解できるよう、治療と就労の両立支援等の勤労者医療を学生に分かりやすく解説する独自の勤労者看護ハンドブックを平成27年度に新たに作成し、サブ教材として試験的に運用を開始した。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	未払賃金の立替払業務の着実な実施		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号） 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第7条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（平成27年4月23日参議院厚生労働委員会）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 業務方法書第4条第1項第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議（平成21年4月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、平成27年4月の参厚労委の附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持	—	25.0日	25.0日	25.0日	25.0日	25.0日	予算額（千円）	—	—			
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	19.4日	16.2日	15.8日	日	日	日	決算額（千円）	—	—			
達成度	—	—	135.2%	136.8%	%	%	%	経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数（人）	—	—			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価											
<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間について、平均で25日以内を維持すること。</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、審査業務の標準化の徹底を図り、原則週1回払いを堅持し、不備事案を除き請求書の受付日から支払日までの期間について、</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>迅速かつ的確な立替払を実施するため、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 職員研修や、疑義事例検討会を定期的に開催し、審査業務の標準化を徹底する。</p> <p>イ 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>ウ 各弁護士会などへの研修や</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○中期目標期間中に不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均25日以内を維持すること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営を図り、定量的目標の平均日数が維持されているか。</p> <p>○審査業務の標準化を徹底し、計画的な支払が実施されているか。</p> <p>○適正かつ迅速な支払を促進するため、弁護士等を対象とした</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 立替払の迅速化</p> <p>未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払いに努めた。</p> <p>この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は15.8日であり、「平均25日以内」の目標を大幅に上回る迅速な支払いとなった。</p> <p>支払期間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.8日</td> <td>17.3日</td> <td>15.1日</td> <td>16.2日</td> <td>15.8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 26年度に引き続き27年度も審査担当職員の削減を1名行った。</p> <p>ア 職員研修及び疑義事例検討会を計9回開催し、担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。</p> <p>イ 原則週1回の立替払を堅持した。</p> <p>ウ 未払賃金の立替払制度は、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有しているものの、実際には当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ず</p>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	18.8日	17.3日	15.1日	16.2日	15.8日	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>未払賃金立替払の支払期間については、リーマンショック等の世界的な経済不況の影響で67,774件と第2期中期目標期間（平均30日以内）で最大の請求件数となった平成21年度の支払日数は、23.3日であり、また、第1期中期目標期間中で請求件数が5万件を超えた平成19年度及び平成20年度のそれぞれ支払日数は、25.6日及び29.1日であることから、どのような経済状況であっても年度計画を「受付日から支払日までの期間について『平均25日以内』を維持する」とされているところであるが、以下のとおり取り組んだことにより、平成27年度は支払日数15.8日（達成度136.8%）と計画を大きく上</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度												
18.8日	17.3日	15.1日	16.2日	15.8日												

	<p>平均で25日以内を維持する。</p>	<p>日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、証明にあたっての留意点等について説明等を行うとともに、各地方裁判所の破産再生専門部（係）を訪問し、未払賃金立替払制度への協力要請を行う。</p> <p>エ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>オ 特に調査を要する事案等については、引き続き、労働基準監督署等の関係機関と一層の連携を図り、的確に対応する。</p> <p>カ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い有識者（弁護士）による検討会</p>	<p>研修会また裁判所等への協力要請を行っているか。</p> <p>○大型請求事案について、現地に出向き事前調整を行うなど、迅速処理を図っているか。</p> <p>○立替払後の求償権の行使について、事業主等に通知や裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</p> <p>○再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促を行い、さらに履行督促はされているか。</p> <p>○立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにしているか。</p>	<p>しも制度を十分理解しているとは言えないため、以下の活動を積極的に行った。</p> <p>平成22年度から開始した都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会については、平成26年度に全都道府県での実施を達成することができたため、平成27年度は、まだ1度しか実施していない都道府県弁護士会及び未実施であった函館、釧路の両弁護士会に対し働きかけを行い、全国10か所で実施し、全弁護士会での実施を達成することができた。研修会も6年目に入り、これまで各地で開催した研修会での説明ノウハウが蓄積され、破産管財人の証明書作成上の留意事項等の説明から実務的事例の紹介を行うなど、さらに充実した研修会を実施している。</p> <p>（27年度の出席者：弁護士417名含む計554名。22年度からの出席者累計：計66回、弁護士等5,531名）</p> <p>当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」と引き続き未払賃金立替払制度に関する定期協議を行った（平成27年11月）。</p> <p>また、各地方裁判所（9地裁）に赴き、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。</p> <p>（27年度の参加者9地裁、裁判官11名、書記官47名、計58名。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁2度、裁判官2名、事務職員3名、計5名、58地裁、裁判官103名、書記官292名、計395名）</p> <p>エ 大型請求事案については、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が出向き、未払賃金立替払請求手続きに関する打合せや事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成されたうえで機構に提出され、手続きの迅速化や審査業務の効率化が図れた。</p> <p>（27年度現地訪問実績 14件）</p> <p>（例）富山県のA社：請求者676名について平均12.0日で支払 北海道のB社：請求者260名について平均7.1日で支払 大阪府のC社：請求者214名について平均11.1日で支払</p> <p>オ 客観的資料が乏しく破産管財人による証明が困難な事案については、労働基準監督署と連携し、労働基準監督署の確認事案とするとともに、労働基準監督署等の関係機関からの未払賃金立替払状況照会についても的確に対応するなど、関係機関との連携強化に努めた。</p> <p>平成27年度照会回答実績 労働局及び労働基準監督署 9件、警察署等 4件、税務署等 2件、年金事務所 2件、地方裁判所 1件、都道府県市町村 1件 計 19件</p> <p>カ 平成23年に報道された不正受給を契機として、破産管財人が未払賃金立替払に係る証明を行う際の留意すべき点や判断が困難な事案について、平成25年度より外部有識者（弁護士）を参集し「未払賃金立替払事業に係る不正請求の防止及び審査の迅速化等に関する検討会」を行ってきたが、平成27年11月開催の同検討会において、これまでの検討結果を報告書としてまとめた。</p> <p>（検討内容例）</p>	<p>回る成果が得られている。</p> <p>（1）未払賃金の立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないうまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速な支払に努めた。</p> <p>① 平成27年度においては、審査担当職員を1名削減したものの適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は15.8日となっており、「平均25日以内」の目標を大幅に上回る迅速な支払となった。</p> <p>・職員研修及び疑義事例検討会を計9回開催し、</p>	
--	-----------------------	--	--	---	---	--

<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団から配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>(2) 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>を開催し、破産管財人等として未払賃金の証明等の業務に当たるに際し留意すべき事項について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>ア 事業主等への求償等周知</p> <p>立替払後、事業主等に対し、債権の代位取得及び求償権の行使について通知する。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全</p> <p>破産事案等弁済が配当等によるものについては、破産管財人等と連携を図りながら、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インター</p>
---	---	--

<p>・客観的な資料が乏しい場合の未払賃金額等に関する事実確認などについて</p> <p>・解雇予告手当の支払のない解雇における退職日の取扱いについて</p> <p>・退職日が不明瞭な場合の判断方法について</p> <p>同報告書については、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との定期協議において報告し、その内容に賛同を得るなど評価を得たため、日本弁護士連合会に提供し会員サイトに掲載するとともに、各都道府県弁護士会へ配布してその内容の周知を図った。</p> <p>(2) 立替払金の求償</p> <p>適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、機構の業務処理手引（国の債権管理法に準拠）において定期的に実施する必要がある全ての事業主等に対する立替払金の求償について、立替払後の求償通知、裁判所への確実な債権届出、事業主に対する債務承認書・弁済計画書提出督促及び弁済督促等の取組を最大限確実に実施するとともに、全国各地の都道府県弁護士会による立替払制度の研修会において債権回収への協力を依頼するなどの取組を行った。</p> <p>ア 事業主等への求償</p> <p>事業主に対し、立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（2,187事業所）に延べ2,344回の求償通知を行った。通知後、宛所不明で返戻された案件（139件）については、変更後の住所確認を行ったうえで再通知（82件）を行う等可能な限り事業主等への確実な求償に努めた。</p> <p>イ 清算型における確実な債権保全</p> <p>裁判所への債権届出については、当該賃金債権についての届出状況を破産管財人に確認し、未届であれば債権届出書、届出済であれば名義変更届出書として届出（485回）を行い、裁判所の破産手続に確実に参加するとともに、官報検索システムを活用して裁判所における破産手続の進捗状況を収集した。その結果843事業所から延べ900回の配当を受けた。</p> <p>破産債権届出及び配当状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権届出事業所数</td> <td>2,303</td> <td>1,781</td> <td>1,431</td> <td>907</td> <td>485</td> </tr> <tr> <td>延べ配当回数</td> <td>1,392</td> <td>1,323</td> <td>1,207</td> <td>1,044</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>1,293</td> <td>1,202</td> <td>1,122</td> <td>1,027</td> <td>843</td> </tr> </tbody> </table>	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	債権届出事業所数	2,303	1,781	1,431	907	485	延べ配当回数	1,392	1,323	1,207	1,044	900	弁済事業所数	1,293	1,202	1,122	1,027	843	<p>担当職員の審査事務処理の標準化に努めた。</p> <p>・原則週1回の立替払を堅持した。</p> <p>・弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、平成27年度は全国10か所で実施した。22年度の研修会開始以来、全弁護士会での実施を達成した。（27年度の出席者：弁護士417名含む計554名。22年度からの出席者累計：弁護士等約5,531名）</p> <p>・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会と定期協議を行うとともに、引き続き立替払制度の研修会実施の働きかけ</p>
区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																				
債権届出事業所数	2,303	1,781	1,431	907	485																				
延べ配当回数	1,392	1,323	1,207	1,044	900																				
弁済事業所数	1,293	1,202	1,122	1,027	843																				

ネット等により清算・配当情報を的確に収集する。

ウ 再建型における弁済の履行督促

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督促を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督促を行う。

エ 事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促を行う。その際、一定の事案については、対象となる債権の的確な確認を行った

ウ 再建型事案における弁済の履行督促

- ① 求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている全ての事業所（18事業所）について、文書等による提出督促（延べ63回）を確実に行った。その結果9事業所から提出（延べ10回）があった。

債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ提出督促回数	268	261	150	85	63
延べ提出回数	141	96	36	8	10
提出事業所数	59	51	25	7	9

- ② 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所（24事業所）に対して、弁済督促を確実に（延べ168回）行った。その結果、30件の弁済がなされた。

弁済督促状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ弁済督促回数	201	191	114	155	168
弁済件数	56	46	32	36	30

エ 事実上の倒産の適時適切な求償

- ① 立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所（914事業所）に対し、延べ1,853回の求償通知を行った。事実上の倒産事案においては、求償通知が宛所不明で返戻されるケースがあり、これについては、当該事業所を管轄する労働基準監督署に事業主の住所確認（139件）を依頼し、変更後の住所が明らかになった事業所（82件）については、再通知を行い可能な限り事業主への求償通知に努めた。

その結果、235事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、また、15事業所から弁済がなされた。

を行った。
 ・全国9か所の地方裁判所へ赴き、同制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営に協力依頼を行った。（27年度の参加者9地裁、裁判官11名、書記官47名、計58名。22年度からの参加者累計：最高裁2回、裁判官2名、事務職員3名、計5名、58地裁、裁判官103名、書記官292名、計395名）
 ・大型請求事案等については、破産管財人事務所や破産会社等に直接担当者が向向き、未払賃金立替払請求手続に関する打合せや事前調

後、必要な場合には現地調査も実施して、差押え等による回収も図る。

求償通知状況

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ求償通知回数	3,293	2,716	2,439	2,091	1,853
債務承認書等提出事業所数	513	397	317	308	235
弁済事業所数	24	18	15	11	15

- ② 債務承認書・弁済計画書の提出がなされていない全ての事業所（1,999事業所）に対し、1か月督促、6か月督促、1年督促、2年・3年督促、時効前督促等事業場の状況に応じて定期的に提出督促（延べ2,843回）を確実に行った。その結果、167事業所から債務承認書・弁済計画書の提出があり、10事業所から弁済がなされた。

債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ提出督促回数	5,129	4,811	4,161	3,587	2,843
債務承認書等提出事業所数	303	233	239	233	167
弁済事業所数	19	17	22	25	10

- ③ 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所（127事業所）に対し、弁済督促（延べ305回）を確実に行った。その結果、36事業所から債務承認書の提出があり、また、21事業所から弁済がなされた。

弁済督促状況

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ弁済督促回数	266	282	299	280	305
弁済計画書等提出事業所数	52	36	36	29	36
弁済事業所数	25	14	15	20	21

- ④ 当該事業所の売掛金等債権について、各所轄の労働基準監督署への照会及び第三債務者への債務調査を実施し、その結果、債権の確認ができた事業所（4事業所）に対して差押命令申立てを行った。その結果3事業所から回収を行うことができた。

差押命令申立て状況

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
差押命令申立て事業所数	9	7	3	5	4
回収事業所数（注）	5	7	1	6	3

（注）前年度に差押命令の申立てをしたものを含む。

ア～エの取組の結果、平成27年度の累積回収率は25.5%となった。

整を行った。（27年度訪問実績14件）
 ・外部有識者（弁護士）を参集した「未払賃金立替払事業に係る不正請求の防止及び審査の迅速化等に関する検討会」において、これまでの検討結果を平成27年11月に報告書としてまとめ、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議における報告を経て、日本弁護士連合会に提供し会員サイトに掲載するとともに、各都道府県弁護士会へ配布して周知を図った。
 ② 代位取得した賃金債権について、最大限確実な求償を実施し、平成27年度の累積回収率（制度発足以

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにする。

累積回収率

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
24.3%	24.9%	25.2%	25.4%	25.5%

制度が発足した昭和51年度以来のすべての立替払額に対する回収額の割合

(3) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の状況は事業報告書に記載され、当機構のホームページにおいて情報公開した。また、立替払実施状況（企業数、支給者数、立替払額等）は厚生労働省のホームページにおいて（当機構ホームページにもリンク貼り付け）、回収金額は当機構のホームページの決算報告書においても情報を公開している。

来のすべての立替払額に対する回収額の割合）は、25.5%となった。

- ・立替払を実施した翌月に、立替払の対象となった事業所に対して求償通知を行い、求償通知後に宛所不明で返戻となった事業所へも変更後の住所確認のうえ再通知を行った。
- ・清算型事案においては、裁判所の破産手続に際し、破産管財人に賃金債権の届出状況を確認のうえ、的確な届出を行い、破産手続へ確実に参加し回収に努めた。
- ・再建型事案等においては、債務承認書・弁済計画書未提出の全ての事業

						<p>所への提出 督励を定期的 に確実に 行うとともに 、弁済計画 の履行状況 の確認を 実施し、弁 済計画が履 行されてい ない全ての 事業所に対 して弁済督 励を確実に 行い回収に 努めた。</p> <p>③ 立替払額 は厚生労働 省のホーム ページにお いて、また 、回収金額 は当機構の ホームページ の決算報告 書において 情報を公開 した。</p> <p><課題と対 応> —</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	納骨堂の運営業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること 社会復帰促進等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第2号）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号 労働者健康安全機構法第12条第1項第7号 業務方法書第4条第1項第7号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 納骨堂（高尾みころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。 毎年举行されている産業殉職者合祀慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年2月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	（参考）前中期目標期間平均値等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
遺族等の満足度調査（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得る	—	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	予算額（千円）	—	—			
遺族等の満足度調査（実績値）	—	91.8%	94.5%	95.0%	%	%	%	決算額（千円）	—	—			
達成度	—	—	105.0%	105.6%	%	%	%	経常費用（千円）	—	—			
								経常利益（千円）	—	—			
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
								従事人員数（人）	—	—			

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに関するインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価										
<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>2 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>2 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談の実施及び環境美化を行う。</p> <p>また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>2 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族からの遺骨（遺品）収蔵等に関する相談、霊堂の環境整備に取り組む。</p> <p>また、産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得るとともに調査の結果を業務の</p>	<p><主な定量的指標> ○相談窓口の対応及び環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を90%以上得ているか。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>○満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されているか。</p> <p>○相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしい</p>	<p>IV 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>2 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 平成27年4月16日、天皇皇后両陛下が、日本の経済発展を支える中で産業災害により亡くなられた方々を慰霊されるため、行幸啓された。 両陛下は、理事長の先導にて霊堂の最上階（11階）にある拝殿に向かわれ、白菊の花をご供花になり拝礼された。その際、霊堂10階展望室にて理事長から両陛下へ高尾みころも霊堂の概要及び労働災害の現状について御説明申し上げた。 また、平成27年10月8日、天皇皇后両陛下の行幸啓を記念するとともに、安心して健康に働くことができる社会を築き、労働災害の根絶に向けての誓いを新たにすため、慰霊式に先立ち、記念樹（ハナモモ）の植樹式を行った。</p> <p>(2) 平成27年10月8日、産業殉職者の御遺族及び関係団体代表等736人の参列により産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 産業殉職者合祀慰霊式では満足度調査結果を踏まえ、新たに下記の取組について実施した。 ・式場入場時の負担を軽減するため、式場の座席を全席指定にした。 ・参列者が昼食を取る場所を確保するため、遺族休憩所前に専用の食事場所を設置した。 また、従前より好評であった高尾駅と霊堂間の送迎バス（平成21年度～）及び管理事務所と霊堂間の坂道に対するキャリーカートの実行（平成22年度～）、式場内へのTVモニター設置（平成23年度～）、簡易トイレの洋式化（平成25年度～）も行った。</p> <p>(3) 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。</p> <p>(4) 納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく日々の参拝者からの要望等について検討会を4回開催し、接遇及び環境整備等の改善に努めた。</p> <p>(5) 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、遺族等の95.0%（内訳：慰霊式95.1%、日々の参拝者94.1%）から慰霊の場にふさわしい（総合的に満足など）との評価を得た。</p> <p>慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>92.8%</td> <td>91.4%</td> <td>91.1%</td> <td>94.5%</td> <td>95.0%</td> </tr> </table>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	92.8%	91.4%	91.1%	94.5%	95.0%	<p><評価と根拠> 評価：B 以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>(1) 産業殉職者合祀慰霊式参列者、日々の参拝者に対して実施する満足度調査で、遺族等の95.0%から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。 ・納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく参拝者からの要望等について検討会を4回開催 ・納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備</p> <p>(2) 産業殉職者遺族、労働局及び労働基準監督署、労働災害</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度												
92.8%	91.4%	91.1%	94.5%	95.0%												

	<p>を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>改善に反映する。</p> <p>さらに、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>との評価が90%以上得られたか。</p> <p>○産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努めたか。</p>	<p>(6) 平成27年1月から平成28年1月までに遺族(補償)給付が決定した産業殉職者遺族(3,667部)、47労働局及び326労働基準監督署(7,930部)、労働災害防止協会5団体(8,500部)に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、天皇皇后両陛下行幸啓、産業殉職者合祀慰霊式及び行幸啓記念植樹式の様子についてホームページへの掲載を行い事業周知に努めた。</p>	<p>防止協会に対して、パンフレットを送付して納骨堂の紹介を行うとともに、HPへの掲載を行い事業周知に努めた。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	-----------------------	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438, 0459

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
一般管理費（百万円）（計画値）	中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して12%程度節減	—	—	—				—
一般管理費（百万円）（実績値）	—	16,212	16,656	16,132				法人統合に係る特殊要因を除いた実績値を計上
上記削減率（%）	—	—	—	3.1%	%	%	%	—
達成度	—	—	—	100.3%	%	%	%	—
事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）（百万円）（計画値）	中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して4%程度節減	—	—	—				—
事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）（百万円）（実績値）	—	2,711	2,118	2,077				法人統合に係る特殊要因を除いた実績値を計上
上記削減率（%）	—	—	—	2.0%	%	%	%	—
達成度	—	—	—	200%	%	%	%	—

注) 削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、退職手当を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討すること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>業務の効率的な運営を図る観点から、管理業務を本部等へ集約化するなどし、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>業務の効率的な運営を図る観点から、以下のとおり管理業務を本部等へ集約するとともに、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>・産業保健三事業の一元化により、既に集約化を図ったところであるが、引き続き管理部門の効率化を図る。</p> <p>・本部において各施設の保有資金の状況を常に把握できるようにするなど、更なる資金管理業務の効率化に努める。</p> <p>・平成26事業年</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○一般管理費（退職手当を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成26年度の相当経費に比べて12%程度節減すること。</p> <p>○事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成26年度の相当経費に比べて4%程度節減すること。</p> <p>○医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によ</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>○業務の効率的な運営</p> <p>平成26年4月からの産業保健三事業の一元化に合わせて、全国の産業保健総合支援センターの会計業務を8か所の産業保健総合支援センター（ブロックセンター）に集約して行っているところであるが、登録産業医など専門スタッフへの委嘱事務等の簡素化や、謝金等の源泉徴収事務手続きの統一化により効率化を図り、平成27年度から産業保健総合支援センター（ブロックセンター）の管理課長を2名削減した。</p> <p>本部において改修した財務会計システムを活用し、各施設の運転資金等に関する確認、助言等を行うことにより、資金管理業務の効率化に努めた。</p> <p>病院会計準則に則った個別病院単位の財務関係書類の作成については、独立行政法人会計基準</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>（1）機構の組織・運営体制の見直しにおいては、①効率化を図る観点から産業保健総合支援センターの源泉徴収事務の統一化等により管理課長を2名削減した。②人事・給与制度の見直しについて、役員給与は、業績及び法人の業績を総合的に勘案し、勤勉手当の引き上げは行わず、現状の77.5/100とした。職員給与は、平成22年7月1日から平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定（最大5%の引下げによ</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

<p>また、役員 の業績、職 員の勤務成 績、法人の 事業実績、 社会一般の 情勢等を反 映した人事 ・給与制度 の見直しを 進めること 。</p> <p>さらに、研 究所との統 合後におい て統合メリ ット</p>	<p>また、役員 の業績、職 員の勤務成 績、法人の 事業実績、 社会一般の 情勢等を反 映した人事 ・給与制度 の見直しを 進めること 。</p> <p>さらに、研 究所との統 合後におい て統合メリ ット</p>	<p>度分から作 成、公表す る個別病院 単位の財務 関係書類に ついて、本 部において より効率的 な作成を目 指す。</p> <p>・各施設で 開催するよ りも効果的 かつ効率的 であること から、本部 主催の集合 研修等を更 に推進する 。</p> <p>・国立病院 機構等との 医療機器等 の共同購入 を推進し、 当該契約業 務を本部へ 集約化する 。</p> <p>また、役職 員の人事・ 給与制度に ついては、 医療の質や 医療安全、 労災医療等 をはじめと した救急医 療等の推進 のための人 材の確保に 考慮しつつ 、機構の事 業実績、社 会情勢等を 勘案した見 直しを検討 する。</p> <p>さらに、研 究所との統 合後におい て統合メリ ット</p>	<p>るものを除 き、平成 2 0 年度の割 合を超えな いものとし ること。</p> <p><その他の 指標></p> <p>></p> <p>なし</p> <p><評価の視 点></p> <p>○一般管理 費（退職手 当を除く） 及び事業費 （労災病院 、医療リハ ビリテーシ ョンセンター 及び総合せ き損センター を除く。）の 効率化につ いて、中期 目標を達成 することが可 能な程度（ 平成 26 年 度に比して 一般管理費 については 毎年度 3 % 程度削減、 事業費につ いては毎年 度 1 %程度 削減）に推 移している か。</p> <p>○医療リハ ビリテーシ ョンセンター 及び総合せ き損センター の運営費交 付金の割合 については、</p>	<p>に基づく既 存のデータ を活用し、 極力自動化 することよ り、本部及 び施設間に おける作業 の効率化を 図った。平 成 26 事業 年度分につ いては独立 行政法人会 計基準に基 づく財務諸 表に係る厚 生労働大臣 承認後の翌 日には、ホ ームページ において公 表を行った 。</p> <p>平成 27 年 度は、本部 集合研修を 効果的かつ 効率的に更 に推進する ために、看 護職・医療 職研修につ いてグルー プディスカ ッション及 び事例発表 等を主とし るカリキュ ラム内容へ の見直しを 図るととも に、研修期 間の短縮等 を実施した （新人看護 職教育担当 者研修 4 日 →3 日、認 定看護師研 修 3 日→2 日、管理者 研修Ⅲ 4 日 →3 日、医 療職研修 年 2 回→年 1 回）。また 、管理職を 対象として 、業務活動 に関わる法 令等の遵守 （コンプラ イアンス） のプログラム を新設する ことで、情 報漏えい防 止の観点か ら情報セキ ュリティの 重要性につ いて習得さ せることで 、機構の社 会的信頼の 維持、向上 を図った。 その結果、 職員研修の 有益度は平 成 27 年度 平均で計画 値 80%の ところ 88% と高い達成 度となった 。</p> <p>平成 27 年 度は、高額 医療機器に ついて、国 立病院機構 との共同入 札に新たに 地域医療機 能推進機構 （以下「J C H O」とい う。）も加 えて 3 法人 で実施する ことにより 、更なるス ケールメリ ットの増大 を図るとも に、医薬品 についても 、国立病院 機構との共 同購入の継 続実施に当 たり対象品 目を拡大し 、更なる支 出削減と当 該契約業務 の本部への 集約による 事務手続の 軽減を図っ た。</p> <p>○役職員の 人事・給与 制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 について、 国は 12 月 に支給され る指定職の 勤勉手当の 支給割合を 85/100 月 分から 90/ 100 月分へ 引き上げ、 年間 175/ 100 月分と したが、当 機構におい ては勤勉手 当の引き上 げを行わず 、年間 155/ 100 月分と した。 ・職員給与 については 、国家公務 員の給与構 造改革を踏 まえ、年功 的要素の是 正を含めた 俸給表の見 直しを行い 、平成 22 年 7 月 1 日 から平均 2. 5%の俸給 月額の下 げとなる給 与改定（最 大 5%の引 下げによる 給与カーブ のフラット 化）を実施 した結果、 平成 27 年 度の平均俸 給額は平成 26 年度よ りさらに 0. 4%減とな り、今後も この効果が 反映される ところであ る。 ・職員期末 勤勉手当に ついては、 国は、平成 27 年の人 事院勧告に おいて年間 賞与支給月 数を民間の 賞与支給実 績を踏まえ た 4.20 月 としたが、 当機構にお いては人事 院勧告に基 づく社会一 般情勢及び 当機構の事 業実績等を 勘案し、4. 10 月の支 給としている 。更に期末 ・勤勉手当 に係る管理 職加算割合 についても 25%の対象 者を 10% 、12%の対 象者を 4% とそれぞれ 削減措置を 実施した。 <p>○研究所と の統合</p> <p>法人統合に 当たっては 厚生労働省 、研究所等 関係団体と 組織・人員 、予算・設 備、研究等 多岐にわた る課題の検 討を行い、 特に統合メ リットを発 揮させるた めに、研究 所の労働災 害防止に係</p>	<p>る給与カー ブのフラッ ト化）を実 施した結果 、平成 27 年度の平均 俸給額は前 年度より更 に 0.4%減 となった。③ 法人統合に 当たって厚 生労働省等 と W G 等 の検討を重 ね、特に統 合メリット を発揮させ るために、 研究所の労 働災害防止 に係る基礎 ・応用研究 機能と労災 病院が持つ 臨床研究機 能との一体 化に向けて 研究・試験 全体の企画 、実施及び 普及につい て調整を行 う研究試験 企画調整部 を新本部に 設置すること とした。</p> <p>(2) 一般管 理費、事業 費の効率化 においては 、①一般管 理費（退職 手当を除く 。）につい て、平成 2 6 年度に比 べ 523 百万 円節減（対 26 年度比</p>	
--	--	---	--	---	---	--

ットが発揮できるよう組織体制の在り方について検討すること。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については12%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター、を除く。）については4%程度節減すること。

トが発揮できるよう組織体制の在り方について検討する。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

一般管理費（退職手当を除く。）については、施設管理費等の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して12%程度の額を節減する。

また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター、総合せき損センターを除く。）については、物品調達コス

トが発揮できるよう組織体制の在り方について、引き続き検討を行う。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

ア 一般管理費、事業費の削減
一般管理費（退職手当を除く。）については、業務の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費削減等に努める。

また、事業費（労災病院・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、業務

労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、中期目標の水準を維持するために必要な取組が行われているか。

○運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く。）に係る予算・収支計画及び資金計画が作成・執行され、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。

○運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）

る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化に向けて研究・試験全体の企画、実施及び普及について調整を行う研究試験企画調整部を本部に設置することとした。

2 一般管理費、事業費等の効率化

(1) 業務運営の効率化による経費節減

ア 一般管理費、事業費の削減

① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成28年4月1日からの新法人労働者健康安全機構発足に伴う法人統合準備に係る経費（財務会計システム等改修及び法人名称変更に伴う諸経費（ドメイン変更、ホームページ改修、掲示変更等））（以下、「特殊要因」という。）178百万円を除いて、平成26年度に比べて523百万円節減（対26年度比△3.1%）した。主な取組は以下のとおりである。

(ア) 人件費の抑制

事務部門の職員数の減等により平成26年度に比べ46百万円節減した。

(イ) 燃料費、光熱水費の節減

ボイラー等稼働時間の短縮等により平成26年度に比べ58百万円節減した。

(ウ) 印刷製本費の節減

印刷物の見直し及び価格交渉の契約努力等により平成26年度に比べ10百万円節減した。

(エ) 雑役務費、業務委託費の節減

業務や仕様の見直し、更なる競争性のある契約の推進等により平成26年度に比べ337百万円節減した。

一般管理費の節減額及び節減率（対26年度比）

	26年度	27年度
節減額（百万円）	—	△523
節減率	—	△3.1%

② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、特殊要因23百万円を除いて、平成26年度に比べて42百万円節減（対26年度比△2.0%）した。主な取組は以下のとおりである。

(ア) 事業見直しによる節減

労災リハビリテーション長野作業所廃止により平成26年度に比べ6百万円節減した。

(イ) 燃料費・光熱水費の節減

ボイラー等稼働時間の短縮等により平成26年度に比べ13百万円節減した。

△3.1%）した。②事業費について、平成26年度に比べ42百万円節減（対26年度比△2.0%）した。③医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営について、平成20年度運営費交付金割合0.6%から2.2%となり、1.6ポイント超過となった。④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康福祉機構の役員報酬・給与等について」を作成の上、ホームページに公表している。⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。⑥「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契

<p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の水準を超えないものとする。</p>	<p>トの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、平成26年度に比して、4%程度の額を節減する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>の効率化、一般競争入札の積極的な実施及び仕様の見直し等による業務委託費、保守料、賃借料の節減に努める。</p> <p>イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、労災リハビリテーション工学センター廃止に伴う業務移管によるものを除き、平成20年度の割合を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>○運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について（特に給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合）、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <p>ア 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得が得られるものとなっているか。</p> <p>イ 法人の給与水準自体が社会的な理解が得られる水準となっているか。</p> <p>ウ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政</p>
--	---	---	---

(ウ) 印刷製本費

印刷物の見直し及び価格交渉の契約努力等により平成26年度に比べ3百万円節減した。

(エ) 業務委託費

業務や仕様の見直し、更なる競争性のある契約の推進等により平成26年度に比べ16百万円節減した。

事業費の節減額及び節減率（対26年度比）

	26年度	27年度
節減額(百万円)	—	△42
節減率	—	△2.0%

イ 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

収入については、医師確保のための大学医局等への要請や医師等による積極的な他医療機関の訪問による患者確保等により診療収入等の確保に努めたが、医療リハビリテーションセンターにおいて常勤医師の退職（1名）及び欠員（2名）等により入外患者数が減少し、収入が減少した。

一方、支出については、後発医薬品の採用拡大、仕様の見直しによる業務委託費及び保守料の節減、価格照会及びベンチマーク資料に基づく価格交渉による医療材料費の節減及び院内ラウンドによる職員の節減意識の向上に伴う燃料費・光熱水費の節減等の支出削減に努めたが収入の減少を補うまでには至らず、結果として、平成20年度運営費交付金割合0.6%から2.2%となり、1.6ポイントの超過となった。

なお、医療リハビリテーションセンターにおける最優先課題である医師確保については、吉備中央町長と大学医局等への積極的な働きかけに取り組んだ結果、平成28年度からは常勤医師1名の確保に結びついたところである。現在も、更なる医師確保に向けた取り組みを継続している。

また、医療水準の維持や老朽化した機器等の計画的更新を考慮しつつ、収入確保はもとより、医療材料ベンチマークシステムを用いた価格交渉や業務委託費等の更なる見直し等で支出削減を図り、運営費交付金割合の維持に努める。

費用に対する運営費交付金の割合

	26年度	27年度
運営費交付金率	0.9%	2.2%

約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。⑦一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。

(3) 保有資産の有効な活用方法について、前年度に決定した具体的な利用計画及び処分計画に基づき、利用する土地については工事等を、処分する土地については売却に係る作業を進めた。

<課題と対応>

—

<p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこと。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>人件費については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう適正な給与水準のあり方について今後も必要な検証を行い、その検証結果や措置状況について公表すること。</p>	<p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>給与水準については、医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、適正な給与水準のあり方について今後も以下のような観点を踏まえ検証を行い、その検証結果や措置状況について公表する。</p> <p>ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>医療本来の責務である医療の質や安全の確保、経営基盤の強化のための適正な診療体制の確保及び勤労者医療の推進という組織本来の使命を果たす必要があることから、医師等の給与水準及び確保状況を特に考慮した上で、平成26年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p> <p>ア 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行</p>	<p>支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況がチェックされているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>エ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切であるか。</p> <p>○法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、以下のような必要な見直しが行われているか。</p> <p>ア レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動がされてい</p>	<p>運営費交付金を充当して行う事業に係る予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費削減に努めたことなどによるものであり、その発生理由は合理的なものである。</p> <p>また、運営費交付金債務については、将来、目的積立金を計上できるよう看護専門学校事業及び治療就労両立支援センター事業は独立行政法人会計基準第81の〈注60〉の2(2)に規定する期間進行基準を採用し、その他の運営費交付金の交付をもって行う事業は独立行政法人会計基準第81の〈注60〉の2(3)に規定する費用進行基準を採用し、それぞれ適正に執行している。平成28年度からは、自立的なマネジメントの実現のため、独立行政法人会計基準第81の2に規定する業務達成基準を適用することとしている。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的要素の是正を含めた俸給表の見直しを行い、平成22年7月1日から平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定(最大5%の引下げによる給与カーブのフラット化)を実施した結果、平成27年度の平均俸給額は平成26年度よりさらに0.4%減となり、この効果が反映されることである。 ・職員期末勤勉手当については、国は、平成27年の人事院勧告において年間賞与支給月数を民間の賞与支給実績を踏まえた4.20月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.10月の支給としている。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を実施した。 ・当機構の平成26年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康福祉機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、平成27年6月30日よりホームページに公表している。 <p>また、給与水準について、以下のとおりチェックを行った。</p> <p>① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。</p> <p>病院医師(対国家公務員指数103.6)</p> <p>現在の給与水準は対国家公務員指数が100を上回っている。</p> <p>なお、平成26年度対国家公務員指数(103.2)と比較して0.4増となった。</p> <p>医師の給与水準について、労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため医師の確保が大きな課題となっている。昨今、社会問題化している医師不足は、当機構においても例外ではないところであり、その医師の確保面から、少なくとも現在の医師の給与水準は必要であると考え。今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、適切な給与水準について検討しながら対応していきたいと考える。</p> <p>病院看護師(対国家公務員指数106.0)</p> <p>現在の給与水準は対国家公務員指数が100を上回っている。</p> <p>なお、平成26年度対国家公務員指数(106.0)と比較して同水準となっている。</p> <p>労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>るか。(政・独委評価の視点)</p> <p>イ 法定外福利費の支出は適切であるか。</p> <p>○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について整備・執行等の適切性等必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。</p> <p>○個々の契約について、競争</p>	<p>要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況や平成22年度に実施した給与改定の効果等を考慮しつつ、適切な給与水準の確保に努める必要があると考える。</p> <p>事務・技術職員(対国家公務員指数98.9) 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成26年度比較では0.5減となっており、平成27年度においては100を下回っている。</p> <p>② 国と異なる、又は法人独自の諸手当(初任給調整手当、特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤手当及び待機勤務手当)については、以下のとおり適切であると考えている。</p> <p>○初任給調整手当 医師確保のため、国同様、医師又は歯科医師に対し、支給対象施設の適用区分及び免許取得後の経過年数に応じて支給する手当。国の最高支給額が413,300円であるのに対し、359,900円とするなど国の基準以下の手当額を設定しており、適切であると考えている。</p> <p>○特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額6/100 国は定額制であるのに対し、定率制を設定。実際の支給額は、国とほぼ同じであり、また、国(俸給の調整額)と異なり退職手当に反映していないことを考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○特殊勤務手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。(支給対象職員) ・感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した職員 その従事した日1日につき290円 ・神経科病棟に勤務した職員 その従事した日1日につき160円 ・解剖介助業務に従事した職員 その従事した日1日につき2,200円等 病院給与・勤務条件実態調査(全国病院経営管理学会編(2015))によると一般病院の約6割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○早出勤手当 国には無い手当であるが、業務の必要性から6時までに出勤した職員に勤務1回当たり1,000円、7時までに出勤した職員に勤務1回当たり800円を支給する手当。 病院給与・勤務条件実態調査(全国病院経営管理学会編(2015))によると一般病院の約5割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○待機勤務手当 国は実際に呼び出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機命令(呼び出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施)をかけることとしており、その職員に支給する手当。 医師:勤務1回5,800円 看護職又は医療職:勤務1回2,900円 病院給与・勤務条件実態調査(全国病院経営管理学会編(2015))によると一般病院の約8割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>(3) 契約の適正化 契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。 なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。</p> <p>ア 「調達等合理化計画」に基づく取組 「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。</p>	<p>性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委評価の視点) ○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。 ○保有資産「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について(平成26年9月2日総務省行政管理局)」に基づき、保有資産の利用実態調査により必要性及び処分可否等について検討を行っているのか。</p>	<p>の設置・運営に係るライフサポート費用として適切に支出されていることを確認した。</p> <p>(3) 契約の適正化 契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化計画の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>ア 「調達等合理化計画」に基づく取組 (1) 調達の現状と要因の分析 平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,285件、契約金額は834.5億円である。また、競争性のある契約は1,986件(86.9%)、798.7億円(95.7%)、競争性のない随意契約は299件(13.1%)、35.8億円(4.3%)となっている。 競争性のある契約について、前年度と比較して件数が増加した要因は国立病院機構との医薬品共同調達において、対象品目の拡大や入札エリア細分化等を実施したこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。 競争性のない随意契約については、医療機器等の保守において公募を実施する等により、前年度と比較して件数△13件(△4.1%)、金額△9.2億円(△20.4%)と改善傾向にある。</p>		
---	---	--	--	--	--	--

表1 平成27年度の労働者健康福祉機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(70.9%) 1,554	(80.7%) 576.8	(71.6%) 1,637	(77.8%) 649.3	(5.3%) 83	(12.6%) 72.5
企画競争・公募	(14.8%) 325	(13.0%) 93.1	(15.3%) 349	(17.8%) 149.4	(7.4%) 24	(60.5%) 56.3
競争性のある契約(小計)	(85.7%) 1,879	(93.7%) 669.8	(86.9%) 1,986	(95.7%) 798.7	(5.7%) 107	(19.2%) 128.9
競争性のない随意契約	(14.2%) 312	(6.3%) 45.0	(13.1%) 299	(4.3%) 35.8	(△4.2%) △13	(△20.6%) △9.2
合計	(100%) 2,191	(100%) 714.8	(100%) 2,285	(100%) 834.5	(4.3%) 94	(16.7%) 119.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は648件(34.3%)、契約金額は300.3億円(39.3%)である。

前年度と比較して、件数が増加した要因は病院給食や洗濯業務等、業務委託の複数年契約の更新時期に当たったこと、金額が増加した要因は医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約の更新時期に当たったこと等である。

表2 平成27年度の労働者健康福祉機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	1,126 (64.2%)	1,239 (65.6%)	113 (10.0%)
	金額	482.1 (74.8%)	463.6 (60.7%)	△18.5 (△3.8%)
1者以下	件数	628 (35.8%)	648 (34.3%)	20 (3.2%)
	金額	162.3 (25.2%)	300.3 (39.3%)	138.0 (85.0%)
合計	件数	1,754 (100%)	1,887 (100%)	133 (7.6%)
	金額	644.4 (100%)	763.9 (100%)	119.5 (18.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

平成27年度の調達等糞合理化計画においては、一者応札・応募の改善に重点的に取り組むこととし、①入札説明会に参加したものの札入れに至らなかった者等にヒアリングを行い不参加の原因を究明し、出来るだけその結果を次回以降の調達へ反映させる。②入札に参加してもらえるように声かけの実施、③仕様策定委員会等による機器仕様の見直し、④入札公告期間や履行期間の十分な確保の取組を中心を実施することで前年度件数割合(35.8%)以下を目指し改善に取り組んだ。

結果としては、病院給食や洗濯業務等、複数者の応札が難しい委託業務の複数年契約の更新時期に当たったことにより、件数は前年度より増加したが、件数割合としては、34.3%となり、僅か(△1.5%)ではあるが前年度より改善した。取組については引き続き実施し、契約の競争性、

<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者応札・一者応募の改善については、</p>	<p>透明性の確保に努めることとする。</p> <p>(3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（除く少額随契）については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。</p> <p>また、業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているか、指摘事項等が契約手続に適正に反映されているかの確認を行い、必要に応じた指導を行うため、各施設への個別業務指導を5件以上行うことを目標とし、釧路労災病院、東北労災病院、新潟労災病院、門司メディカルセンター、総合せき損センターの5施設において実施した。</p> <p>(4) 推進体制等 調達等合理化計画の推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達合理化に努めることとし、新たに随意契約を締結することとなる案件（除く少額随契）については、事前に当機構に設置されている「随意契約審査会」により、「会計規程における随意契約によることが出来る事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。</p> <p>また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。</p> <p>さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催の都度、速やかに各施設に通知するほか、本部主催で開催した「全国会計課長等会議」（平成27年9月4日）、「会計業務打合せ会」（10月13日～14日）においても周知徹底した。</p> <p>イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図るため、「契約監視委員会」（年4回開催）において一者応札・応募の改善状況について点検を受け、点検結果や指摘事項等を開催の都度、各施設に通知し、また本部主催の「全国会計課長会議」等においても周知徹底することにより、公告期間や、履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担になっていないかの見直し、仕様書の改善を図ることに努めた。</p> <p>また、企画競争や総合評価方式の採用に当たっては、入札参加資格者に対して評価基準書を配布し評価基準を明確にするとともに、同方式により業者選考を行う場合においては、1件の予定価格が3千万円を超える工事、1千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において競争参加資格等の適切性等について調査審議（平成27年度9回開催）することにより、競争性、透明性の確保に努めた。</p> <p>さらに、プロポーザル方式により設計事務所や建設コンサルタントを選定するに当たっては、より一層透明性を高める視点から、外部有識者を選定委員に加えることとした。</p>		
--	--	---	--	--	--

<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。</p> <p>また、企画競争や総合評価方式を採用して業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を配布し、評価基準を明確にする。</p>	<p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会の入札・契約に係る審議において、適正な契約に向けた取組状況について点検を受ける。</p> <p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を平成 27 年度 4 回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について点検（個々の契約について、随意契約理由の妥当性、最低価格落札方式以外の方式を採用する場合であっても予定価格積算の適正性や公告期間の妥当性等、その他、規程・マニュアルの運用状況等）を受け、それを踏まえた見直しを行った。</p> <p>契約の適正化については、「契約監視委員会」の開催毎に、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告するとともに、個別契約について、随意契約理由が妥当か契約価格の他の取引事例等に照らし確認、一般競争による場合であっても、真に競争性が確保されているか等、見直し計画の具体的取組事項に沿った取組がなされているか、点検を実施し、それを踏まえた見直しを行った。</p> <p>また、新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に当機構内に設置されている「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行った。</p> <p>点検結果については、本部主催の「全国会計課長会議」等において契約監視委員会等の指摘事項を説明する等、情報の共有に努めるとともに、内部監査や本部契約課による施設への業務</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>3 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分すること。</p>	<p>3 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要資産については早急に処分する。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>	<p>3 保有資産の見直し</p> <p>機構が保有する資産については、その必要性を検証し、不要財産については早急に処分する。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努める。</p>		<p>指導においても必要な指導を行った。</p> <p>3 保有資産の見直し</p> <p>① 保有資産の有効な活用方法について、具体的な利用計画及び処分計画に基づき、利用する土地は工事等を、処分する土地は、順次測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、売却に係る作業を進めた。</p> <p>② 保有資産利用実態調査により各労災病院の土地・建物等について把握した上で、処分可能な資産を選定し、売却に向け不動産鑑定評価の準備を実施した。</p> <p>③ 平成27年9月に廃止した旧労災病院リハビリテーション長野作業所については、土地の測量等を実施し、平成28年1月25日付けで国庫納付（現物納付）を完了した。</p> <p>④ 不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入（九州労災病院移転後跡地の一部、千葉労災病院本体敷地の一部、北海道中央労災病院せき損センター本体敷地の一部の売却収入）については労災病院の増改築費用等へ充当した。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目 標に応じた必要な情報
正常債権の回収額 (百万円)(計画値)	正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額62百万円を回収	—	104	62				—
正常債権の回収額 (百万円)(実績値)	—	242	179	99				—
達成度	—	—	172.1%	159.7%	%	%	%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>1 経営改善に向けた取組等</p> <p>平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中期目標中「第1 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>1 経営改善に向けた取組等</p> <p>平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上並びに予定利率及び給付水準の引下げを含めた厚生年金基金の新制度への移行や、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>中期目標中「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>1 経営改善に向けた取組等</p> <p>平成28年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、本部主導の下、厚生年金基金と連携を図りつつ、平成29年4月の代行返上や新制度の概要設計に向けた手続きを着実に進めるとともに、不足する医師の確保を進めた上で、以下の取組を行うとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>○労働安全衛生融資については、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額 62 百万円を回収すること。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○労災病院については、経営基盤の確立に向けて本部の施設運営支援、経営指導等が効果的に行われたか。</p> <p>○当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 経営改善に向けた取組等</p> <p>労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくために、平成27年度は個別の労災病院ごとに、目指すべき役割や機能等について評価等を行った上で病床機能区分の見直しを行うとともに平成28年度を目途とした繰越欠損金解消に向け、経営状況の悪化を改善し、自己資金による今後の増改築工事と計画的な機器整備を安定した経営基盤のもとに確実に実施していく必要があることから、中期目標、中期計画、年度計画の達成に向けて、本部主導の下、次のような様々な取組を実施した。</p> <p>【本部において取り組んだ事例】</p> <p>①厚生年金基金制度の見直し</p> <p>厚生年金基金制度については、繰越欠損金の解消に向け、平成27年5月以降、厚生年金基金の新制度移行について、労使間で数次にわたり協議を重ねた結果、一旦厚生年金基金を解散して、新制度（確定給付企業年金と確定拠出年金の併用）へ移行し、新制度は予定利率を引き下げた上で、給付水準を維持することで平成27年9月に労使合意した。平成28年2月の厚生年金基金代議員会の議決を経て、将来分返上の認可申請を関東信越厚生局に提出（平成28年4月1日認可）するなど、平成29年4月の厚生年金基金の新制度への移行に向けた手続きを着実に進めた。</p> <p>②医師確保対策</p> <p>医師不足の解消に向け、労災病院間の医師派遣等の医師確保支援制度の活用や専門の外部業者への依頼等、医師確保に努めた。</p> <p>③経営改善推進会議</p> <p>外部の視点を積極的に導入する観点から、経営監を経団連から招聘した上で、「経営改善推進会</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>以下のとおり、年度計画を達成している。</p> <p>（1）経営改善に向けた取組等については、</p> <p>①厚生年金基金制度の見直しについては、代行返上や新制度への移行手続きを着実に進め、</p> <p>②医師確保対策については、医師確保支援制度の活用等、医師確保に努め、</p> <p>③「経営改善推進会議」において、経営状況悪化病院に対する「行動計画書」作成指示・取組、関係部室合同による個別病院への経営指導、共同購入・共同入札の実施、医療材料ベンチマークシステム</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p><その他事項></p>	

減対策に取り組むこと。

に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。
(政・独委評価の視点)

○繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

議」を毎月2回開催し、リアルタイムで各病院の状況について意見交換を行うとともに次の取組を実施した。

- ・理事長から各病院長を始めとする全職員へ「収入確保・支出削減」を徹底する通知を发出
- ・経営状況が特に悪化傾向にある病院に対する個別指導・支援(行動計画の作成・フォローアップ、本部職員による病院長等のヒアリングの実施、収入増加及び支出削減対策についての個別具体的支援)
- ・関係部室合同による個別病院への経営指導及びフォローアップ
- ・病床機能分化への対応策の検討・実施
- ・診療報酬改定への早期対応のためのシミュレーションの実施
- ・医療材料ベンチマークシステムの導入(平成27年11月)に基づく契約単価の見直し
- ・支出削減取組事例を作成し、各病院に適した取組を実施
- ・共同購入・共同入札の実施
- ・経営コンサルタント導入の検討・実施

④期末勤勉手当の抑制

職員期末勤勉手当について、国は、年間賞与支給月数を4.20月としたが、当機構においては人事院勧告に基づく社会一般情勢及び当機構の事業実績等を勘案し、4.10月の支給とした。更に期末・勤勉手当に係る管理職加算割合についても25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を実施した。

⑤共同購入・共同入札

- ・国立病院機構・JCHOとの高額医療機器に係る共同入札(削減効果788百万円)
- ・労災病院グループにおけるリース調達物件の共同入札(削減効果173百万円)
- ・民間のGPO(Group Purchasing Organization:共同購買組織)(日赤、済生会等166病院が参加)に参加しての医療消耗品等の共同購入(削減効果229百万円)

【本部と病院が共同で取り組んだ事例】

①病院協議

病院長との施設別病院協議において、都道府県が策定した地域医療計画を踏まえ、各病院が目指すべき役割や機能について協議することを通じて、機器整備等の投資的経費について計画的な整備を図るとともに、より効率的な医療の提供に努めた。

②コンサルタントの導入

医師の退職が著しく、急激に経営が悪化した病院に対しては、民間の経営コンサルタントを活用して病院の地域におけるポジショニング等を明確にし、ヒアリングやグループワーク等を通じて病院の現状や将来構想を周知するとともに経営改善の必要性を訴えて、職員の意識改革につなげた。

③医療材料ベンチマークシステムの導入及び外部講師を活用した効果的価格交渉の実施

年々増大する医療諸費の削減に向けて、会計課長会議等において外部講師を招聘し効果的な価格交渉の進め方について研鑽するとともに、新たに11月から導入した医療材料ベンチマークシステム(全国の医療機関の最新購入価格を比較できるシステム)を活用することにより契約単価の見直し等を進めた。

④後発医薬品の採用拡大

更なる支出削減を図るため、平成27年6月30日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針

導入による契約単価の見直し等の取組を実施し、④病院協議において、各病院が目指すべき役割や機能について各病院と協議し、より効率的な医療の提供に努め、⑤個別病院単位の財務関係書類の公表については、個別病院ごとの財務状態を把握、管理することができ、ガバナンス機能の向上に努め、⑥他法人の事例を参考とした取り組みにおいて、国立病院機構との共同購入の実施及び互いの主催する研修会へ参加することにより情報共有し、スキルアップを図り、⑦本部事務所の移転において、平成28年度に移転することを予定し工事を開

<p>(1) 繰越欠損金の解消計画の策定</p> <p>繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について具体的に定めること。</p>	<p>(1) 繰越欠損金の解消計画の策定</p> <p>繰越欠損金の解消計画を策定するに当たっては、解消を図るために必要な機構全体の取組内容のほか、各病院における年度ごとの解消額、目標期限及び達成できなかった病院の運営体制等の見直し方針について各年度計画において具体的に定める。</p>	<p>(1) 繰越欠損金の解消計画の策定</p> <p>平成 28 年度までに繰越欠損金を解消するため、平成 27 年度においては、病院ごとに計画した解消額の合計を 1,311 百万円とし、詳細は別紙 1 のとおりとする。また、特に早急に経営改善着手が必要な病院については、病院と本部とが連携し、経営指導・支援を行う。</p> <p>併せて、平成 26 年度の損益額に基づき目標を達成できなかった病院については、運営体制等の見直し方針について具体的に定める。</p>	<p>○貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、 i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、 ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p> <p>○重要な財産譲渡の計画が順調に行われているか。</p> <p>○人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を</p>	<p>2015」において、更なる目標値（平成 27 年度に数量シェアで 70%以上、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする）が示されたことから、本部において各病院の後発医薬品目採用リストを作成し、各病院が情報共有することにより、2月から3月に実施した病院協議において病院ごとに目標値を設定し、採用促進に努めることとしている。</p> <p>【後発医薬品採用率】 平成 26 年度 61.7% → 平成 27 年度見込 71.7% → 平成 28 年度目標 77.4%</p> <p>⑤その他 「経営改善推進会議」で決定した関係部室合同による個別病院幹部からのヒアリング及びそれを踏まえた経営指導に基づき、計画達成に向けた行動計画の作成・取組等の各種対応策を実施した。</p> <p>(1) 繰越欠損金の解消計画の策定</p> <p>①平成 27 年度においては、平成 26 年度からの消費税増税等による経営状況悪化への影響が継続することを踏まえつつも、平成 28 年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、病院ごとの解消額の合計を 1,311 百万円として計画した。</p> <p>②経営悪化病院への対応 特に経営が悪化している 6 病院を「経営改善指定病院」に指定し、経営改善に係る行動計画を策定させて、随時、行動計画の進捗をフォローアップするとともに、本部職員による病院長を始めとした関係職員からのヒアリングを通じて、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行うとともに、民間の経営コンサルタントを導入し、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。</p> <p>③年度計画未達の病院等への対応 本部において翌年度以降の病院運営に係る基本方針を作成し、経営基盤を確実に強化し効率的な運営を行うための診療科構成や病棟体制の見直し、地域包括ケア病棟の導入等の診療体制の抜本的な見直しを指示した上で施設別に本部と病院協議を実施し、病院の運営計画を決定した。</p> <p>また、特に経営が悪化している病院については「経営改善指定病院」に指定し、経営改善に係る行動計画を基に本部と病院が一体となって経営改善に努めた。</p> <p>④平成 27 年度経営状況 収益面においては、紹介患者数や救急搬送数の増加により新入院患者数や外来患者数は平成 26 年度から増となったものの、入院基本料（7 対 1）施設基準の厳格化による平均在院日数の短縮や多数の病院における医師の退職等により入院患者数は減となった。</p> <p>一方で、医療の質と安全の確保の観点から、看護師、医療職を充足し、上位施設基準の取得、抗がん剤等の高額薬品の使用量増及び高度な手術の件数増等により診療単価については増となった。</p> <p>これにより、経常収益については、平成 26 年度と比較して 73 億円の増となった。</p> <p>また、費用面については、本部主導による経営指導・支援により、支出の削減に取り組んだが、職員の充足に伴う給与費の増、抗がん剤等の高額薬品の使用量増や高度な手術の件数増に伴う薬品費・診療材料費等の材料費の増、医師の過重労働を軽減しつつ、医師事務作業補助体制加算等の上位施設基準の取得や医師不足への対応に伴う診療応援医師の増等による医師等謝金の増等に</p>	<p>始している。</p> <p>(2) 繰越欠損金の解消については、平成 28 年度を目途とした繰越欠損金の解消に向け、病院ごとの解消額の合計を 1,311 百万円として計画し、特に経営が悪化している 6 病院を「経営改善指定病院」に指定し、収入増加及び支出削減対策について個別具体的な指導を行い、本部と病院が一体となって経営改善に努めた。</p> <p>平成 27 年度の収益は診療単価増により、平成 26 年度と比較して 73 億円の増となったものの、費用面において、職員の充足に伴う給与費の増、抗がん剤等の高額薬品の使用量増等により 80 億円の増</p>	
--	---	---	--	--	--	--

推進しているか。
○施設整備に関する計画が順調に推移しているか。

より、経常費用は平成 26 年度と比較して 80 億円の増となった。

その結果、経常損益は平成 26 年度と比較して 7 億円悪化し△73 億円となったが、外的要因である国債の金利低下の影響等による退職給付費用の増 25 億円を除けば、平成 26 年度と比較して 18 億円の改善となった。

なお、当期損益については平成 26 年度と比較して 2 億円改善したものの△78 億円となり、平成 27 年度に計画した解消計画を達成することはできず、繰越欠損金は平成 26 年度の 501 億円から 78 億円増の 579 億円となった。

財務内容の改善に当たっては、機構として果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善による財務内容の改善を図るため、本部に設けた「経営改善推進会議」において更なる収入確保、支出削減対策を検討し、各種取組を実施するとともに、厚生年金基金制度については、平成 27 年 5 月以降、厚生年金基金の新制度移行について、労使間で数次にわたり協議を重ねた結果、新制度の移行等について労使合意し、将来分返上の認可申請を関東信越厚生局に提出（平成 28 年 4 月 1 日認可）することにより、平成 29 年 4 月の厚生年金基金の新制度への移行に向けた手続きを着実に進めたことから、繰越欠損金は解消見込みとなった。

労災病院の損益

区分	26年度	27年度
経常損益	△66億円	△73億円
当期損益	△81億円	△78億円
繰越欠損金	△501億円	△579億円

【収益と費用の分析】

ア 経常収益 73 億円の増

(ア) 診療単価増の影響 86 億円

- ・急性期看護補助体制加算等の取得 22 病院 計 31 病院 (2 億円)
- ・特定集中治療室管理料 1 等の取得 4 病院 計 16 病院 (3 億円)
- ・ハイケアユニット入院医療管理料の取得 1 病院 計 8 病院 (1 億円)
- ・総合入院体制加算 1 病院 計 10 病院 (1 億円)
- ・高度な検査・画像診断料・高度な手術の増 (16 億円)
- ・高額な抗がん剤増等による薬品収入の増 (49 億円)
- ・その他特定入院料等の増 (14 億円)

※施設数は年度末における取得病院数を計上

(イ) 患者数減の影響 △15 億円

入院基本料（7対1）施設基準厳格化に対応するための平均在院日数の短縮、多数の病院における医師の退職等による患者数の減。

イ 経常費用 80 億円の増

- ・給与費の増 12 億円
- ・薬品費の増 45 億円
- ・その他材料費の増 11 億円
- ・謝金の増 9 億円
- ・退職給付費用の増 25 億円

となり、その結果、経常損益は平成 26 年度と比較して 7 億円悪化したが、外的要因である国債の金利低下の影響等による退職給付費用の増を除けば、18 億円の改善となっている。

なお、繰越欠損金は平成 27 年度に計画した解消計画を達成することはできず、平成 26 年度の 501 億円から 78 億円増の 579 億円となった。

財務内容の改善に当たっては、本部と病院が一体となり経営改善のためのあらゆる取組を検討・実施しており、更に厚生年金基金制度については、平成 29 年 4 月の新制度への移行に向けた手続きを

<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、これまで作成していなかった個別病院単位の財務関係書類について、平成26事業年度分から作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 他法人の事例を参考とした取組等 独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進めるものとし、同機構との人材交流などを図ることについて検討すること。 また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、平成26事業年度分から個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。</p> <p>(3) 他法人の事例を参考とした取組等 独立行政法人国立病院機構の取組事例を積極的に取り入れた上で経営改善を進め、同機構との人材交流などについても検討する。 また、同機構を始めとする他法人との連携をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。</p> <p>(3) 他法人の事例を参考とした取組等 ア 国立病院機構との人材交流の一環として研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。 イ 国立病院機構等との連携強化を図り、高額医療機器の共同購入を推進することにより支出削減に努める。 ウ 業務運営の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料費、光熱水費の減 △9 億円 ・雑役務費の減 △4 億円 ・減価償却費の減 △8 億円 <p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 個別病院単位で財務関係書類を作成することにより、本部及び各病院における個別病院ごとの財務状態の把握、管理が向上し、ガバナンス機能の向上につながった。 なお、平成26事業年度分については、独立行政法人会計基準に基づく財務諸表に係る厚生労働大臣承認後の翌日にはホームページにおいて公表を行った。</p> <p>(3) 他法人の事例を参考とした取組等 ア 平成27年度における両機構研修制度への相互参加については、当機構が主催する7研修について国立病院機構から99名、国立病院機構が主催する10研修に当機構から41名が参加したことで、情報の共有化やスキルアップ等の効果が得られ、両法人間での連携が強化された。</p> <p>イ 国立病院機構・JCHOとCT等7機種16台の高額医療機器について共同入札を実施した。 (削減効果額△788百万円)</p> <p>ウ 民間のGPO (Group Purchasing Organization: 共同購買組織) (日赤、済生会等166病院が</p>	<p>着実に進めたことから、繰越欠損金は解消見込みとなった。</p> <p>(3) ①個人未収金については、医療事業収入が約66億円増加したが、個人未収金の残高は平成26年度と比べ約2.7億円減少した。②未払賃金の立替払については、法律事案は破産事案における裁判手続への確実な参加、民事再生等事案における弁済不履行事業所への弁済督促等、事実上の倒産事案については求償通知を要する全事業所への通知、債務承認書等提出督促、弁済督促、差押えを実施し回収に努めた。③労働安全衛生融資については、積極的な債権回収に努めたところ、一部に繰上償還が</p>	
---	--	--	---	---	--

<p>化・財務内容の改善を図ること。</p> <p>(4) 本部事務所の移転 本部事務所について、年間賃借料に相当な経費を要していることから、移転を図り、経費の削減を行うこと。</p> <p>2 債権の管理等 医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について適切に回収を行うこと。</p>	<p>(4) 本部事務所の移転 本部事務所については、移転を図り、経費の削減を行う。</p> <p>2 債権の管理等 医業未収金、未払賃金の立替払及び労働安全衛生融資貸付債権について、回収計画を策定し、適切な回収を行う。</p>	<p>効率化・財務内容の改善を図るため、国立病院機構との連携を進めつつ、他法人との連携についても検討を行う。</p> <p>(4) 本部事務所の移転 平成 26 年から開始した本部事務所の移転計画については、平成 28 年度までに新事務所の工事を終了する。</p> <p>2 債権の管理等 (1) 医業未収金対策の推進 医業未収金の徴収については、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進、法的手段の実施等、状況に応じた回収計画に基づき適切な回収を行う。</p>	<p>参加) に参加して医療消耗品等の共同購入を実施し、支出の削減に努めた。(削減効果額△229 百万円)</p> <p>(4) 本部事務所の移転 平成 28 年度早期の引渡しに向け、本部事務所工事を着実に進行(平成 28 年 7 月工事終了、平成 28 年 8 月移転予定)。</p> <p>2 債権の管理等 (1) 医業未収金対策の推進 医業未収金については、請求先が保険者等(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等)と個人とに分けられ、平成 27 年度末の医業未収金約 490 億円のうち約 467 億円については、保険者に係るもので、請求後 1～2 か月後には支払われるものである。 個人未収金については、すべての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、平成 27 年度は医療事業収入が約 66 億円増加したが、個人未収金の残高は約 24 億円となり、平成 26 年度と比べ約 2.7 億円減少(医療事業収入に占める個人未収金の割合：対平成 26 年度比△0.1 ポイント)した。</p> <p>(参 考) 年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1071 1530 2160 1904"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">保 険 者 (支 払 基 金 等)</th> <th colspan="5">個 人 未 収 金</th> <th rowspan="2">合 計</th> <th rowspan="2">医 療 事 業 収 入</th> </tr> <tr> <th>一 般 債 権</th> <th>貸 倒 懸 念 債 権</th> <th>破 産 更 生 債 権 等</th> <th>小 計</th> <th>対 医 療 事 業 収 入 割 合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①26 年度</td> <td>42,185</td> <td>1,320</td> <td>672</td> <td>654</td> <td>2,646</td> <td>0.93</td> <td>44,831</td> <td>284,775</td> </tr> <tr> <td>②27 年度</td> <td>46,670</td> <td>1,223</td> <td>637</td> <td>517</td> <td>2,377</td> <td>0.82</td> <td>49,047</td> <td>291,377</td> </tr> <tr> <td>③差(②-①)</td> <td>4,485</td> <td>△97</td> <td>△35</td> <td>△137</td> <td>△269</td> <td>△0.11</td> <td>4,216</td> <td>6,602</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	保 険 者 (支 払 基 金 等)	個 人 未 収 金					合 計	医 療 事 業 収 入	一 般 債 権	貸 倒 懸 念 債 権	破 産 更 生 債 権 等	小 計	対 医 療 事 業 収 入 割 合 (%)	①26 年度	42,185	1,320	672	654	2,646	0.93	44,831	284,775	②27 年度	46,670	1,223	637	517	2,377	0.82	49,047	291,377	③差(②-①)	4,485	△97	△35	△137	△269	△0.11	4,216	6,602	<p>あったことから目標額を上回る 99 百万円を回収した(達成度 160%)。</p> <p>(4) 重要な財産の処分、人事に関する計画、施設・設備に関する計画については、総合的に見て、年度計画を達成している。</p> <p><課題と対応> —</p>	
区 分	保 険 者 (支 払 基 金 等)	個 人 未 収 金					合 計	医 療 事 業 収 入																																						
		一 般 債 権	貸 倒 懸 念 債 権	破 産 更 生 債 権 等	小 計	対 医 療 事 業 収 入 割 合 (%)																																								
①26 年度	42,185	1,320	672	654	2,646	0.93	44,831	284,775																																						
②27 年度	46,670	1,223	637	517	2,377	0.82	49,047	291,377																																						
③差(②-①)	4,485	△97	△35	△137	△269	△0.11	4,216	6,602																																						

(2) 再建型における弁済の履行督促

民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等から、立替払の申出があった際に機構への弁済予定を確認し、立替払後は、債務承認書・弁済計画書の提出を求め、提出がない場合には提出督促を行うとともに、計画に基づいた弁済がなされない場合には弁済督促を行う。

(3) 労働安全衛生融資貸付債権の適切な管理・回収

労働安全衛生融資貸付債権については、回収計画を策定し適切な回収を行う。

また、平成26年度は目標額104百万円を上回る額を回収したところであるが、平成27年度も正常債権の弁済計画

(2) 再建型における弁済の履行督促

- ① 求償通知後に債務承認書・弁済計画書の提出状況を確認し、未提出となっている全ての事業所(18事業所)について、文書あるいは現地に直接赴き提出督促(延べ63回)を確実に行った。その結果9事業所から提出(延べ10回)があった。

債務承認書・弁済計画書の提出督促状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ提出督促回数	268	261	150	85	63
延べ提出回数	141	96	36	8	10
提出事業所数	59	51	25	7	9

- ② 弁済計画に基づく弁済履行状況の確認を実施し、弁済計画が履行されていない全ての事業所(24事業所)に対して、弁済督促を確実に(延べ168回)行った。その結果、30件の弁済がなされた。

弁済督促状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延べ弁済督促回数	201	191	114	155	168
弁済件数	56	46	32	36	30

(3) 労働安全衛生融資貸付債権の適切な管理・回収

労働安全衛生融資については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく回収計画を策定し、その実施状況について評価を行った。また、繰上償還等により約定償還の回収計画に変更が生じるため、回収計画の見直しを行っている。財政投融資については平成21年度償還期限が到来したことから、償還を完了した。

なお、積極的な債権回収に努めたところ、一部に繰上償還があったことから目標額を上回る正常債権99百万円を回収した。

正常債権の回収額

(単位：百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
回収目標額	189	145	133	104	62
回収実績額	227	205	242	179	99

	<p>3 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙1のとおり</p> <p>4 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>5 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,077百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上） 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「3 保有資産の見直し」に基づき、次のア及びイに掲げる保有資</p>	<p>に基づいた年度回収目標額62百万円を回収する。</p> <p>3 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙2のとおり</p> <p>4 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>5 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,989百万円 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 中期計画に掲げる重要な財産の処分に当たり、新たに処分することとした資産については土地の測量等を実施し、未処分となっている資産につ</p>		<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>平成27年度において短期借入の実績はない。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>1 新たに処分することとした資産 ・平成27年9月に廃止した旧労災リハビリテーション長野作業所については、土地の測量等を実施し、平成28年1月25日付けで国庫納付（現物納付）を完了した。</p> <p>2 未処分となっている資産 ・再鑑定評価及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法等により旧岩手労災病院及び九州労災病院移転後跡地について、最低売却価格の見直しを行うとともに、千葉労災病院本体敷地の一部について、不動産鑑定評価を実施した。 ・保有資産の速やかな処分を図るため、新たな不動産媒介業者と仲介契約を締結し、当該業者が旧岩手労災病院、九州労災病院移転後跡地、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎及</p>		
--	--	--	--	--	--	--

産を速やかに処分するため、売却業務を民間等に委託するなど具体的方策を講じ、中期目標期間の最終年度までに処分が完了するよう努める。

ア 病院

旧岩手労災病院職員宿舎、旧岩手労災病院付添者宿泊施設、千葉労災病院本体敷地の一部、九州労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎

イ 病院以外の施設

労災リハビリテーション宮城作業所、労災リハビリテーション長野作業所、労災リハビリテーション福岡作業所、水上荘

第6 剰余金の使途

本中期目標期間中に生じた剰

いは、評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、順次売却手続を進める。

また、不要財産については、速やかに国庫納付等の必要な手続を進める。

第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備

び水上荘の買受勧奨を実施するとともに、機構自らも現地の地方自治体に買受勧奨の文書を発出する等により情報収集に努めた。

・以上のような取り組みを行った結果、九州労災病院移転後跡地については、平成27年3月及び12月に一般競争入札を公告したところ、不動産売買契約の締結に繋がった。

また、市道認定部分についても、公共随契にて北九州市へ譲渡した。これにより、九州労災病院移転後跡地については、処分対象資産の処分が全て完了した。

さらに、千葉労災病院本体敷地の一部については、市原市の市道拡幅計画に基づき、公共随契にて市原市に譲渡した。

第6 剰余金の使途

平成27年度において剰余金は生じていない。

余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、業務の簡素化、効率化等により、その職員数の適正化を図る。

(2) 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、更なる活性化に向け検討する。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、組織の合理化に伴う管理部門の集約化等による適正な職員数について検討を行う。

(2) 派遣交流制度利用者によるアンケート結果を踏まえ、施設間の人事交流の更なる活性化に向けた派遣交流制度の検討を行う。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 職員数の適正化

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の適正化に向けて、以下の取組を行った。

- ① 産業保健総合支援センターにおいては、会計事務を担当する8センターのうち、2センターの管理課長を平成27年度から2名削減した。
- ② 平成27年度末に廃止予定であった労災リハビリテーション長野作業所においては、平成27年度当初から本部職員が事務長を兼務し、9月30日付けで業務を終了した。

(2) 施設間の人事交流の推進等

柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設（平成18年度から実施）し、従前は対象となっていなかった管理職以外の看護師や医療職を中心に人事異動を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図っている。

平成27年度は、同制度を利用した職員に対するアンケートの結果を各施設へフィードバックするとともに、各部門の管理職を対象とした会議等で積極的な活用を指示している。

(参考)

- ・派遣交流制度適用者数 18人
- ・転任推進制度適用者数 43人

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

<p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙4のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>労働者健康福祉機構本部、釧路労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校、吉備高原医療リハビリテーションセンター、総合せき損センター</p> <p>イ 予定額</p> <p>13,827百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ 上記の計画</p>	<p>前年度に引き続き、千葉労災病院、富山労災病院及び旭労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院、福島労災病院、大阪労災病院及び山陰労災病院について、施設整備計画の検討を行う。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。</p> <p>ア 施設名</p> <p>労働者健康福祉機構本部、大阪労災看護専門学校、岡山労災看護専門学校及び吉備高原医療リハビリテーションセンター</p> <p>イ 予定額</p> <p>総額 2,670百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p>
---	--

--

<p>労災病院について、平成27年度に自己資金により次のとおり施設整備を行った。</p> <p>〔平成27年度に整備を完了した施設〕</p> <p>千葉労災病院(平成27年5月)</p> <p>〔引き続き整備を進める施設〕</p> <p>富山労災病院(平成30年3月完了予定)、旭労災病院(平成32年6月完了予定)</p> <p>〔施設整備計画の検討を行った施設〕</p> <p>北海道中央労災病院、福島労災病院、大阪労災病院、山陰労災病院</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、平成27年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行った。</p> <p>ア 整備した施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者健康福祉機構本部(平成26年度着手、平成28年度完了予定) ・大阪労災看護専門学校(平成26年度着手、平成28年度完了予定) ・岡山労災看護専門学校(平成27年度着手、平成29年度完了予定) ・吉備高原医療リハビリテーションセンター(オーダーリングシステム・MRI) ・その他、交付金施設に対しては、消火栓設備、空調設備等の改修工事を実施 <p>イ 実績額</p> <p>当初予定額2,670百万円に平成26年度からの繰越額1,184百万円を含めた3,854百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)に対し、2,139百万円を執行した。</p> <p>なお、大阪労災看護専門学校の施設整備については、工事着工後に判明した地中障害物の処理に対応する必要があったため工事が遅れ、繰越が発生したが、全体工期末の平成28年度には完了の見通しである。</p>	
--	--

--	--

	<p>については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。</p>	<p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担の実績はない。</p> <p><平成 26 年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p><今後の課題></p> <p>消費税の影響等により損益改善が進まない不可抗力な点はあるものの、今後、同法人が果たすべきミッションを考慮しつつ、徹底した経営改善による財務内容の改善を図るとともに厚生年金基金の見直しによる費用の削減等、繰越欠損金の解消に向けた取り組みを強く期待する。</p> <p><反映状況></p> <p>労災病院が地域の公的中核病院としてこれまで以上に地域医療に貢献するとともに勤労者医療の中核的な役割を果たしていくためには経営基盤の確立が必要であり、平成 28 年度を目途とした繰越欠損金の解消に向けて経営状況の悪化を改善するため、平成 27 年度においては、年度当初に理事長が各病院長を始めとする全職員に経営改善に向けたメッセージを発出するとともに、本部の「経営改善推進会議」において、労災病院への指導・支援について検討を重ね、経営状況が悪化している病院に対する「平成 27 年度当初計画達成に向けた行動計画書」の作成及び取組の実施、本部の関係部室合同による個別病院への経営指導、病床機能分化への対応策の検討・実施、医療材料ベンチマークシステムの導入に基づく契約単価の見直し、後発医薬品の採用拡大等による、収入確保、支出削減対策を本部と病院が一体となり実施した。</p> <p>平成 27 年度の経常損益は平成 26 年度と比較して 7 億円悪化し△73 億円となったが、外的要因である国債の金利低下の影響等による退職給付費用の増 25 億円を除けば、平成 26 年度と比較して 18 億円の改善となっている。</p> <p>また、繰越欠損金は平成 27 年度に計画した解消計画を達成することはできず、平成 26 年度の 501 億円から 78 億円増の 579 億円となったが、厚生年金基金制度の見直しについては、新制度移行について労使間で数次にわたり協議を重ねた結果、一旦厚生年金基金を解散して、新制度（確定給付企</p>		
--	--	---	--	--	--

				業年金と確定拠出年金の併用)へ移行することで平成27年9月に労使合意し、平成28年2月の厚生年金基金代議員会の議決を経て、将来分返上の認可申請を関東信越厚生局に提出(平成28年4月1日認可)するなど、平成29年4月の厚生年金基金の新制度への移行に向けた手続きを着実に進めており、繰越欠損金は解消見込みとなった。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0438, 0459

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最 終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目 標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																																													
				業務実績		自己評価	評価	理由																																												
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。</p> <p>2 内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の退所先の確保を図りつつ、施設の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止すること。</p> <p>2 内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 在所者の希望に沿った退所先の確保を図りつつ、きめ細やかな退所勧奨に取り組み、全施設を廃止する。</p> <p>2 内部統制の確立 内部統制の充実・強化について、次の項目に取り組むこととする。 ア 業務の有効性及び効率性 業務の有効性及び効率性を向上させるため、病院運営等について機構本部と病院とで協議を行</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○「独立行政法人整理合理化計画等」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、労災リハビリテーション作業所については、在所者の退所先の確保を図りつつ、縮小・廃止に計画的に取り組んでいるか。 ○内部統制機能の充実強化を図るため、コンプライアンス委員会を中心として、適切にリスクの評価と対応に取り組んでいるか。 ○政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 労災リハビリテーション作業所の完全廃止 残り1施設となっている長野作業所については、在所者2名と社会復帰に向けたカウンセリングを四半期ごとに実施するとともに、希望に沿った退所先の情報提供を継続的に行いつつ、在所者の退所先の確保に万全を期すなどして、計画より6か月早めて平成27年9月末に廃止した。</p> <p>退所者・在所者の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退所者数</td> <td>21人</td> <td>16人</td> <td>8人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>在所者数</td> <td>26人</td> <td>10人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：在所者数は、年度末の人数である。</p> <p>廃止状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>廃止計画年月</th> <th>廃止年月</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉作業所</td> <td>平成24年 3月</td> <td>平成24年 1月</td> <td>2か月早めて廃止</td> </tr> <tr> <td>福井作業所</td> <td>平成25年 3月</td> <td>平成24年 9月</td> <td>6か月早めて廃止</td> </tr> <tr> <td>愛知作業所</td> <td>平成25年 3月</td> <td>平成25年 2月</td> <td>1か月早めて廃止</td> </tr> <tr> <td>宮城作業所</td> <td>平成26年 3月</td> <td>平成26年 2月</td> <td>1か月早めて廃止</td> </tr> <tr> <td>福岡作業所</td> <td>平成26年 3月</td> <td>平成26年 2月</td> <td>1か月早めて廃止</td> </tr> <tr> <td>長野作業所</td> <td>平成28年 3月</td> <td>平成27年 9月</td> <td>6か月早めて廃止</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 内部統制の確立 ア 業務の有効性及び効率性 機構本部において、「施設別病院協議（全病院長を対象とした病院ごとの協議）」を実施し、個別病院ごとの医療環境等を踏まえながら、勤労者医療及び地域医療における中核病院としての果たすべき役割等と経営基盤の確立に向けた方針や業務運営の取組について協議を実施した。</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	退所者数	21人	16人	8人	0人	2人	在所者数	26人	10人	2人	2人	0人		廃止計画年月	廃止年月	備考	千葉作業所	平成24年 3月	平成24年 1月	2か月早めて廃止	福井作業所	平成25年 3月	平成24年 9月	6か月早めて廃止	愛知作業所	平成25年 3月	平成25年 2月	1か月早めて廃止	宮城作業所	平成26年 3月	平成26年 2月	1か月早めて廃止	福岡作業所	平成26年 3月	平成26年 2月	1か月早めて廃止	長野作業所	平成28年 3月	平成27年 9月	6か月早めて廃止	<p><評定と根拠> 評定：B 以下のとおり、年度計画を達成している。 (1)「内部統制の確立」については、障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として、平成26年度に改正した事項について、以下のとおり遵守、徹底した。 ・法令等に基づく報告の決裁 ・監事室及び内部監査室の体制強化 ・公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免 ・コンプライアンス推進委員会への外部専門家への出席 ・外部通報制度の新設 (2)労災リハビリテーション作業</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項></p>
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																																															
退所者数	21人	16人	8人	0人	2人																																															
在所者数	26人	10人	2人	2人	0人																																															
	廃止計画年月	廃止年月	備考																																																	
千葉作業所	平成24年 3月	平成24年 1月	2か月早めて廃止																																																	
福井作業所	平成25年 3月	平成24年 9月	6か月早めて廃止																																																	
愛知作業所	平成25年 3月	平成25年 2月	1か月早めて廃止																																																	
宮城作業所	平成26年 3月	平成26年 2月	1か月早めて廃止																																																	
福岡作業所	平成26年 3月	平成26年 2月	1か月早めて廃止																																																	
長野作業所	平成28年 3月	平成27年 9月	6か月早めて廃止																																																	

<p>委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考に更に充実・強化を図ること。</p>	<p>会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として厚生労働省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を踏まえ、業務の有効性及び効率化、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の4つの目的に資するための充実・強化を図る。</p>	<p>う。</p> <p>イ 法令の遵守</p> <p>障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として、平成26年度に改正した以下の事項について遵守、徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく報告の決裁について ・監事室及び内部監査室の体制強化について ・公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免 ・コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席について <p>また、内部統制機能の充実強化を図るため、独立行政法人通則法の改正も踏まえ、内部統制委員会等において、機構の業務遂行に支障を生じさせるリスクの評価と対応に取り組むとともに、内部監査機能の一つとして、新たに外部通報制度を設け</p>	<p>推進しているか。</p>	<p>イ 法令の遵守</p> <p>① 障害者雇用状況の虚偽報告に関する再発防止策として、平成26年度に改正した事項について、次のとおり、徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく重要な報告等について、理事長による決裁事項とするとともに、各施設からの報告に基づき集計し提出する報告については、各施設へのフィードバックの確実な実施に当たっている。上記理事長決裁事項に係る報告等については、その処理に関し、監事による確認を行うこととし、その徹底を図っている。 ・監事室、内部監査室の体制強化とともに、内部監査について、監査担当者の権限や被監査部門に勤務経験がある者による監査の回避に係る規定の明確化等により、一層の独立性、公平性の確保等を図った。また、本部の各部室についても平成27年12月から平成28年2月にかけて法令に基づく届出や報告書の取扱い等をはじめとする業務の適正な実施について監査を行った。 ・公益通報制度に関しては、書面報告制度の導入、法令違反等に関与した職員自らが通報を行った場合における処分減免について、職員用ホームページへの掲載等により、職員への周知徹底を図っている。また、上位者に対して書面で報告した場合における処分減免についても、職員用ホームページに掲載し、周知等を図っている。 ・外部通報制度に関しては、不正行為等の早期発見と是正を図るため、職員等以外の方からの通報について適正に対応することとし、機構ホームページにおいて、外部通報の趣旨・目的のほか、通報受付窓口や通報様式、留意事項等を掲載し、広くその周知等を図っている。コンプライアンス推進委員会（外部専門家委員として弁護士が参画）、内部統制委員会については、平成27年度の事案に関し、平成28年6月に開催。 ・職員における法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が主催する集合研修（管理職研修等）や施設で実施する研修会や講演会等において、法令遵守の重要性についての研修の実施等に取り組んでいる。 <p>② 障害者雇用に係る取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者雇用状況を把握、理事会において共有を図るとともに、障害者雇用に係る技術的事項等に係る必要な指導助言等に当たっている。 <p>障害者雇用の促進等に努め、平成28年3月現在の障害者雇用率は2.95%に達しており、法定雇用率（2.3%）を大きく上回る状況を継続している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部に理事をリーダーとして、外部有識者を加えた「障害者雇用改革プロジェクトチーム」を設置し、各施設での職場実態を踏まえた障害者に係る募集・採用、配置・定着等を円滑に進めるため、実施の取組事例等に基づく「障害者雇用サポートマニュアル」のほか、雇用する側・雇用される側双方が満足できる障害者雇用を目指し、施設で実際に行う研修に係るシナリオ等をまとめた「障害者雇用研修ガイドブック」を、平成28年3月に取り纏めた。 	<p>所の完全廃止、決算検査報告指摘事項への対応、適切な情報セキュリティ対策の推進については、総合的に見て、年度計画を達成している。</p> <p><課題と対応></p>	
--	--	--	-----------------	--	---	--

<p>3 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計</p>	<p>3 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>「平成24年度決算検査報告」(平成25年11月7日会計検</p>	<p>る。併せて、コンプライアンスを徹底させるため、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底する。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう周知、徹底させる。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。</p>		<p>ウ 資産の保全</p> <p>① 有形資産</p> <p>固定資産等の適正な管理について、平成27年度は以下の会議等において周知、徹底するとともに、契約及び管財業務マニュアルに基づいて業務指導を実施した。</p> <p><会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国労災病院会計・用度課長会議」(平成27年9月) ・「全国労災病院会計担当者打合会」(平成27年10月) <p><業務指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経理部会計業務指導」(平成27年5月～平成27年12月) <p>② 無形資産</p> <p>特許権等について、職務発明審査検討会において収入や実用化の有無を踏まえ、新規申請や権利の更新について検討し適切な管理を図っている。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務諸表に対しては、監事及び会計監査人の監査を受けたうえで、その意見を付して記載内容が適正であることを確認している。</p> <p>3 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>ア 有効に利用されていない土地の利用計画等</p> <p>平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された7労災病院の有効に利用されていない土地については、平成26年6月30日付け会計検査院報告に基づき、利用する土地は工事等を、処分する土地は測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却に係る作業を進めた。な</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>検査院)の指摘も踏まえた見直しを行うこと。</p>	<p>査院)の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。</p>	<p>については、測量・登記及び不動産鑑定評価を実施し、順次売却手続きを進める。</p>		<p>お、和歌山労災病院移転後跡地については、敷地内を通る市道の建設計画が未確定であるため、和歌山市の計画確定後速やかに売却範囲を特定し、売却手続きを進める。</p> <p>イ 土地の利用状況の把握と自主的な見直し体制 保有資産利用実態調査により各労災病院の土地・建物等の利用状況等について把握した上で、処分可能な資産を選定し、売却に向け不動産鑑定評価の準備を実施した。</p> <p>ウ 資産処分収入 不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入（九州労災病院移転後跡地、千葉労災病院道路拡幅用地、北海道中央労災病院せき損センター道路拡幅用地の売却収入）については、労災病院の増改築費用等へ充当した。</p> <p>エ 施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理 平成26年度決算検査報告において不当事項とされた施設整備費補助金を原資とした整備の事務処理については、各施設から入札に関する公告の官報掲載依頼を受けた場合に必ず当該調達の予算財源が確保されているかについて確認する等、再発防止のため、本部におけるチェック体制を強化した。 また、各種会議や研修において、適正な経理処理等について周知・徹底を行った。</p>		
<p>4 適切な情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>4 適切な情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>4 適切な情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティポリシーの周知徹底を図るとともに、「政府におけるサイバー攻撃への迅速・的確な対処について」（平成25年6月19日情報セキュリティ対策推進会議決定）の各事項にかかる取組の徹底その他の適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>		<p>4 適切な情報セキュリティ対策の推進</p> <p>ア 情報セキュリティポリシーの周知徹底及び適切な情報セキュリティ対策の推進 全施設に対し情報セキュリティに係る注意喚起文を发出し、全職員に継続して情報セキュリティポリシーの周知徹底を図った。 また、「政府におけるサイバー攻撃への迅速・的確な対処について」（平成25年6月19日情報セキュリティ対策推進会議決定）及び「標的型メール攻撃（不審メール）に対する注意喚起について」（平成27年6月1日厚生労働省最高情報セキュリティ責任者発）等に基づき、下記の事項等の取組を行った。 【組織的対策】 ・サイバー攻撃による事案が発生した場合の連絡体制の確認を行った（毎年度実施予定）。 ・平成27年7月22日付けサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」において整備することとなっていたCSIRT（シーサート）を整備するとともにサイバーセキュリティインシデント対処手順書を作成した。 【人的対策】 ・全施設に対しUSBメモリ等の外部記憶媒体に個人情報等の重要情報を保存する際の暗号化、プログラムの脆弱性情報、定期的なパソコンのフルスキャンの実施、不審メール情報及び不審な接続先情報等に関する注意喚起文を約200回发出し周知徹底及び意識付けを図った。 ・院長会議や事務局長会議等の会議及び新任管理職研修会等の研修会の開催時に、情報セキュリティに関する認識・知識を高めるよう職員へ教育・指導を徹底するよう指示等した。</p>		

<p>5 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>5 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>	<p>また、労災病院等においては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守した情報セキュリティ対策の着実な推進のために、システムの運用に係る指導を計画的に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティチェックリストの記載項目について確認を行わせるとともにサイバーセキュリティに関する資料映像を用いた教育を継続して実施する等により、情報セキュリティに関する意識向上を図った。 ・全施設に対して、サイバー攻撃による事案発生を想定した訓練を実施した（毎年度実施予定）。 ・全施設に対して、標的型攻撃メールに模したメールを送信し、メール受信後の対応等についての訓練を実施した（毎年度実施予定）。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ファイアウォール機能の強化」及び「システム監視機能の強化」のため、全施設へのUTM（複数の異なるセキュリティ機能を一つのハードウェアに統合し、集中的にネットワーク管理を行う統合脅威管理機器）導入を完了した。 ・本部における業務系ネットワークを情報系ネットワークから論理的に分離し、個人情報等の重要情報の漏えい防止対策を強化した。 <p>なお、機微な個人情報を取り扱う施設においては、従来から電子カルテシステムなどの業務系ネットワークを情報系ネットワークから物理的に分離している。</p> <p>イ システムの運用に係る指導</p> <p>労災病院において、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成25年10月第4.2版）」を遵守した情報セキュリティ対策に関する指導を7施設実施した。</p> <p>ウ 情報セキュリティインシデント</p> <p>情報セキュリティインシデントについては、平成27年度1件も発生していない。</p> <p><平成26年度の業務実績の評価結果の反映状況></p> <p><今後の課題></p> <p>法令遵守については、いかにして継続して取り組むかが課題である。</p>		
---	---	--	--	--	--

					<p><反映状況></p> <p>法令に基づく重要な報告について、理事長決裁事項とした上で、監事による確認を行うこととし、その徹底を図っている。各施設報告を集計・提出する報告については、各施設へのフィードバックを確実に実施している。そのほか、内部監査機能の強化、法令違反等に関与した職員自らが通報を行った場合における処分減免、外部通報に関する周知等に取り組んでいる。また、職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図っている。</p> <p>障害者雇用に関しては、本部に設置した「障害者雇用改革プロジェクトチーム」により取り纏められた「障害者雇用サポートマニュアル」、「障害者雇用研修ガイドブック」等に基づき、継続的に障害者の安定的な雇用の確保等に取り組んでいくこととしている。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							